議案第２１号

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

次のとおり職員の給与に関する条例等の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第１項の規定により、本議会の議決を求める。

令和６年11月28日提出

鳥取県知事　　平　　井　　伸　　治

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

（職員の給与に関する条例の一部改正）

第１条　職員の給与に関する条例（昭和26年鳥取県条例第３号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改　　正　　後	改　　正　　前

（初任給調整手当） 第７条の３　次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に掲げる額を超えない範囲内の額を、第１号及び第２号に掲げる職に係るものにあっては採用の日から35年以内、第３号に掲げる職に係るものにあっては採用の日から20年以内、第４号に掲げる職に係るものにあっては採用の日から５年以内の期間、採用の日（第１号及び第２号に掲げる職に係るものにあっては、採用後人事委員会規則で定める期間を経過した日）から１年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。 （１）　医療職給料表（１）の適用を受ける職員の職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職で人事委員会規則で定めるもの　月額41万6,600円 （２）　医学又は歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職（前号に掲げる職を除く。）で人事委員会規則で定めるもの　月額５万1,600円	（初任給調整手当） 第７条の３　次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に掲げる額を超えない範囲内の額を、第１号及び第２号に掲げる職に係るものにあっては採用の日から35年以内、第３号に掲げる職に係るものにあっては採用の日から20年以内、第４号に掲げる職に係るものにあっては採用の日から５年以内の期間、採用の日（第１号及び第２号に掲げる職に係るものにあっては、採用後人事委員会規則で定める期間を経過した日）から１年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。 （１）　医療職給料表（１）の適用を受ける職員の職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職で人事委員会規則で定めるもの　月額41万5,600円 （２）　医学又は歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職（前号に掲げる職を除く。）で人事委員会規則で定めるもの　月額５万1,100円

（３）・（４）　略	（３）・（４）　略
２・３　略	２・３　略
（期末手当）	（期末手当）
第16条の４　略	第16条の４　略
２　期末手当の額は、期末手当基礎額に、６月に支給する場合においては100分の122.5、12月に支給する場合においては100分の127.5を乗じて得た額（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が７級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員を除く。第16条の７第２項において「特定幹部職員」という。）にあっては、６月に支給する場合においては100分の102.5、12月に支給する場合においては100分の107.5を乗じて得た額）に、基準日以前６月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。	２　期末手当の額は、期末手当基礎額に、100分の122.5を乗じて得た額（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が７級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員を除く。第16条の７第２項において「特定幹部職員」という。）にあっては、100分の102.5を乗じて得た額）に、基準日以前６月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。

略	略
３～５　略	３～５　略
（勤勉手当） 第16条の７　略	（勤勉手当） 第16条の７　略
２　勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が職員に支給する勤勉手当の額の総額は、勤勉手当基礎額に職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、６月に支給する場合においては100分の87.5、12月に支給する場合においては100分の97.5（特定幹部職員にあっては、６月に支給する場合においては100分の107.5、12月に支給する場合においては100分の117.5）を	２　勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が職員に支給する勤勉手当の額の総額は、勤勉手当基礎額に職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の87.5（特定幹部職員にあっては、100分の107.5）を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

乗じて得た額の総額を超えてはならない。	
３～５　略	３～５　略
（第１号会計年度任用職員の期末手当）	（第１号会計年度任用職員の期末手当）
第16条の17　略	第16条の17　略
２　前項の期末手当の支給については、第16条の４から第16条の６までの規定を準用する。この場合において、第16条の４第２項中「期末手当基礎額に、６月に支給する場合においては100分の122.5、12月に支給する場合においては100分の127.5を乗じて得た額（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が７級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員を除く。第16条の７第２項において「特定幹部職員」という。）にあっては、６月に支給する場合においては100分の102.5、12月に支給する場合においては100分の107.5を乗じて得た額）に」とあるのは「期末手	２　前項の期末手当の支給については、第16条の４から第16条の６までの規定を準用する。この場合において、第16条の４第２項中「期末手当基礎額に、100分の122.5を乗じて得た額（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が７級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員を除く。次項及び第16条の７第２項において「特定幹部職員」という。）にあっては、100分の102.5を乗じて得た額）に」とあるのは「期末手当基礎額に100分の108を乗じて得た額に」と、同条第３項中「職員が受けるべき給料の月額（育児短時間勤務職員等にあっては、給料の月額を算出率で

当基礎額に、６月に支給する場合においては100分の108、12月に支給する場合においては100分の113を乗じて得た額に」と、同条第３項中「職員が受けるべき給料の月額（育児短時間勤務職員等にあっては、給料の月額を算出率で除して得た額）、扶養手当の月額及びこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「第１号会計年度任用職員が受けるべき報酬の月額として人事委員会規則で定める額」と読み替えるものとする。	除して得た額）、扶養手当の月額及びこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「第１号会計年度任用職員が受けるべき報酬の月額として人事委員会規則で定める額」と読み替えるものとする。
（第１号会計年度任用職員の勤勉手当） 第16条の18　略	（第１号会計年度任用職員の勤勉手当） 第16条の18　略
２　前項の勤勉手当の支給については、第16条の７の規定を準用する。この場合において、第16条の７第２項中「職員に支給する勤勉手当の額の総額は、勤勉手当基礎額に職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額	２　前項の勤勉手当の支給については、第16条の７の規定を準用する。この場合において、第16条の７第２項中「職員に支給する勤勉手当の額の総額は、勤勉手当基礎額に職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額

に、６月に支給する場合においては100分の87.5、12月に支給する場合においては100分の97.5（特定幹部職員にあっては、６月に支給する場合においては100分の107.5、12月に支給する場合においては100分の117.5）を乗じて得た額」とあるのは「第１号会計年度任用職員に支給する勤勉手当の額の総額は、勤勉手当基礎額に、６月に支給する場合においては100分の77、12月に支給する場合においては100分の87を乗じて得た額」と、同条第３項中「基準日現在において職員が受けるべき給料の月額（育児短時間勤務職員等にあっては、給料の月額を算出率で除して得た額）及びこれに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「基準日現在（退職し、又は死亡した第１号会計年度任用職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において第１号会計年度任用職員が受けるべき報酬の月額として人事委員会規則で定める額」と読み替えるものとする。	に100分の87.5（特定幹部職員にあっては、100分の107.5）を乗じて得た額」とあるのは「第１号会計年度任用職員に支給する勤勉手当の額の総額は、勤勉手当基礎額に100分の77を乗じて得た額」と、同条第３項中「基準日現在において職員が受けるべき給料の月額（育児短時間勤務職員等にあっては、給料の月額を算出率で除して得た額）及びこれに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「基準日現在（退職し、又は死亡した第１号会計年度任用職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において第１号会計年度任用職員が受けるべき報酬の月額として人事委員会規則で定める額」と読み替えるものとする。
（第２号会計年度任用職員の期末手当）	（第２号会計年度任用職員の期末手当）

第16条の20　略	第16条の20　略
２　前項の期末手当の支給については、第16条の４から第16条の６までの規定を準用する。この場合において、第16条の４第２項中「期末手当基礎額に、６月に支給する場合においては100分の122.5、12月に支給する場合においては100分の127.5を乗じて得た額（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が７級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員を除く。第16条の７第２項において「特定幹部職員」という。）にあっては、６月に支給する場合においては100分の102.5、12月に支給する場合においては100分の107.5を乗じて得た額）に」とあるのは「期末手当基礎額に、６月に支給する場合においては100分の108、12月に支給する場合においては100分の113を乗じて得た額に」と、同条第３項中「職員が受けるべき給料の月額（育児短時間勤務職員等にあっては、給料の月額を算出率で除して得た額)、扶養手当の	２　前項の期末手当の支給については、第16条の４から第16条の６までの規定を準用する。この場合において、第16条の４第２項中「期末手当基礎額に、100分の122.5を乗じて得た額（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が７級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員を除く。次項及び第16条の７第２項において「特定幹部職員」という。）にあっては、100分の102.5を乗じて得た額）に」とあるのは「期末手当基礎額に100分の108を乗じて得た額に」と、同条第３項中「職員が受けるべき給料の月額（育児短時間勤務職員等にあっては、給料の月額を算出率で除して得た額)、扶養手当の月額及びこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「第２号会計年度任用職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額」と読み替えるものとする。

月額及びこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「第２号会計年度任用職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額」と読み替えるものとする。	
（第２号会計年度任用職員の勤勉手当） 第16条の21　略	（第２号会計年度任用職員の勤勉手当） 第16条の21　略
２　前項の勤勉手当の支給については、第16条の７の規定を準用する。この場合において、第16条の７第２項中「職員に支給する勤勉手当の額の総額は、勤勉手当基礎額に職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、６月に支給する場合においては100分の87.5、12月に支給する場合においては100分の97.5（特定幹部職員にあっては、６月に支給する場合においては100分の107.5、12月に支給する場合においては100分の117.5）を乗じて得た額」とあるのは「第２号会	２　前項の勤勉手当の支給については、第16条の７の規定を準用する。この場合において、第16条の７第２項中「職員に支給する勤勉手当の額の総額は、勤勉手当基礎額に職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の87.5（特定幹部職員にあっては、100分の107.5）を乗じて得た額」とあるのは「第２号会計年度任用職員に支給する勤勉手当の額の総額は、勤勉手当基礎額に100分の77を乗じて得た額」と、同条第３項中「基準日現在において職員が受けるべき給

計年度任用職員に支給する勤勉手当の額の総額は、勤勉手当基礎額に、６月に支給する場合においては100分の77、12月に支給する場合においては100分の87を乗じて得た額」と、同条第３項中「基準日現在において職員が受けるべき給料の月額（育児短時間勤務職員等にあっては、給料の月額を算出率で除して得た額）及びこれに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「基準日現在（退職し、又は死亡した第２号会計年度任用職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において第２号会計年度任用職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額」と読み替えるものとする。	料の月額（育児短時間勤務職員等にあっては、給料の月額を算出率で除して得た額）及びこれに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「基準日現在（退職し、又は死亡した第２号会計年度任用職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において第２号会計年度任用職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額」と読み替えるものとする。

第２条　職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第１から別表第６までを次のように改める。

別表第１　行政職給料表（第３条関係）

職員の＼職務	１級	２級	３級	４級	５級	６級	７級	８級	９級

区分	の級									
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前		円	円	円	円	円	円	円	円	円
再任用	1	183,800	230,300	261,700	287,700	310,300	335,500	374,000	416,200	466,200
短時間	2	184,900	231,800	262,700	289,300	312,000	337,400	376,600	418,600	469,300
勤務職	3	186,100	233,300	263,700	290,800	313,700	339,200	378,900	421,100	472,300
員以外	4	187,200	234,900	264,700	292,300	315,200	341,000	381,100	423,500	475,300
の職員	5	188,300	236,400	265,700	293,800	316,600	342,700	383,000	425,400	478,300
	6	190,000	237,900	266,700	295,300	317,900	344,400	385,300	427,500	481,300
	7	191,600	239,400	267,700	296,700	319,200	346,000	387,400	429,600	484,300
	8	193,200	240,900	268,700	298,000	320,500	347,700	389,400	431,800	487,400
	9	194,800	242,400	269,700	299,200	321,800	349,300	391,400	433,700	490,100
	10	196,500	243,800	270,700	300,800	323,600	351,000	393,700	435,900	493,200
	11	198,100	245,200	271,700	302,300	325,400	352,600	395,900	438,000	496,200
	12	199,700	246,600	272,700	303,700	327,100	354,200	398,100	439,900	499,300

		13	201,300	247,800	273,700	305,100	328,800	355,700	400,300	441,600	502,100
		14	203,000	249,000	274,700	306,200	330,500	357,400	402,600	443,400	504,400
		15	204,700	250,200	275,700	307,200	332,200	359,000	404,800	445,300	506,700
		16	206,400	251,400	276,800	308,400	333,900	360,600	407,100	447,200	509,000
		17	207,700	252,500	277,800	309,600	335,500	362,200	408,900	449,000	511,000
		18	209,300	253,600	279,100	311,200	337,200	364,000	410,800	450,800	512,400
		19	210,900	254,700	280,400	312,800	338,900	365,500	412,700	452,600	513,900
		20	212,400	255,800	281,600	314,400	340,500	367,100	414,500	454,300	515,300
		21	213,900	256,800	282,900	315,900	342,000	368,600	416,300	456,100	516,500
		22	215,500	257,800	284,200	317,500	343,600	370,200	418,100	457,600	517,900
		23	217,100	258,800	285,400	319,100	345,200	371,800	419,900	459,000	519,400
		24	218,700	259,800	286,600	320,700	346,700	373,300	421,700	460,500	520,900
		25	220,300	260,800	287,700	322,200	348,100	375,200	423,300	461,900	522,000
		26	222,000	261,700	288,900	323,900	349,800	377,100	424,800	463,200	523,100
		27	223,300	262,600	290,200	325,500	351,400	379,000	426,300	464,500	524,300

		28	224,600	263,500	291,500	327,100	353,000	380,800	427,800	465,700	525,500
		29	225,900	264,300	292,800	328,500	354,200	382,300	429,300	466,700	526,500
		30	227,000	265,100	293,800	330,200	355,700	384,100	430,600	467,400	527,400
		31	228,100	265,900	294,800	331,900	357,200	385,800	431,900	468,100	528,300
		32	229,200	266,700	295,900	333,500	358,700	387,400	433,100	468,800	529,200
		33	230,300	267,400	297,000	334,700	360,400	389,100	434,400	469,500	530,000
		34	231,400	268,200	298,200	336,600	362,200	390,500	435,700	470,200	
		35	232,500	269,000	299,300	338,300	363,900	391,900	437,000	470,800	
		36	233,600	269,700	300,600	339,900	365,600	393,300	438,200	471,400	
		37	234,800	270,400	301,800	341,400	367,000	394,700	439,400	471,900	
		38	235,800	271,200	303,100	343,000	368,400	395,900	440,200	472,500	
		39	236,800	272,000	304,400	344,600	369,600	397,100	441,000	473,100	
		40	237,700	272,700	305,700	346,200	371,000	398,100	441,800	473,700	
		41	238,600	273,400	307,000	347,900	372,100	399,200	442,400	474,200	
		42	239,500	274,200	308,300	349,700	373,000	400,400	443,000		

		43	240,300	275,000	309,600	351,500	374,000	401,500	443,600		
		44	241,100	275,700	310,900	353,300	375,100	402,600	444,200		
		45	241,800	276,400	312,200	354,800	375,900	403,300	444,900		
		46	242,400	277,100	313,500	356,200	376,800	404,000	445,700		
		47	243,000	277,800	314,800	357,600	377,700	404,700	446,100		
		48	243,600	278,500	315,900	359,000	378,500	405,400	446,800		
		49	244,200	279,200	316,800	360,500	379,300	406,000	447,300		
		50	244,800	279,900	318,100	361,300	380,100	406,600	447,700		
		51	245,400	280,600	319,400	362,300	380,900	407,100	448,100		
		52	245,900	281,300	320,700	363,300	381,600	407,500	448,500		
		53	246,400	281,900	321,900	364,200	382,300	407,900	448,900		
		54	246,800	282,600	323,200	365,300	383,000	408,100			
		55	247,100	283,200	324,400	366,200	383,700	408,400			
		56	247,400	283,900	325,600	367,300	384,400	408,700			
		57	247,700	284,500	326,900	368,200	384,900	409,000			

		58	248,000	285,200	328,000	368,900	385,500	409,300			
		59	248,300	285,800	329,100	369,600	386,100	409,600			
		60	248,600	286,500	330,200	370,200	386,800	409,900			
		61	248,900	287,100	330,900	370,600	387,200	410,100			
		62	249,200	287,800	331,800	371,200	387,800	410,400			
		63	249,500	288,400	332,500	371,900	388,400	410,700			
		64	249,800	288,900	333,300	372,600	388,900	411,000			
		65	250,100	289,400	334,100	372,900	389,300	411,200			
		66	250,400	290,000	334,500	373,600	389,900	411,500			
		67	250,700	290,500	335,100	374,300	390,500	411,800			
		68	251,000	291,100	335,800	374,900	391,000	412,100			
		69	251,300	291,600	336,600	375,200	391,400	412,300			
		70	251,600	292,100	337,300	375,700	391,900	412,600			
		71	251,900	292,700	338,000	376,300	392,400	412,900			
		72	252,200	293,300	338,600	376,900	393,000	413,100			

		73	252, 500	293, 800	339, 100	377, 200	393, 300	413, 300			
		74	252, 800	294, 300	339, 700	377, 800	393, 700	413, 600			
		75	253, 100	294, 700	340, 200	378, 500	394, 100	413, 900			
		76	253, 400	295, 000	340, 800	379, 100	394, 500	414, 100			
		77	253, 700	295, 200	341, 100	379, 500	394, 800	414, 300			
		78	254, 000	295, 500	341, 600	380, 000	395, 100	414, 600			
		79	254, 300	295, 700	342, 000	380, 600	395, 400	414, 900			
		80	254, 600	296, 000	342, 400	381, 100	395, 600	415, 100			
		81	254, 900	296, 200	342, 800	381, 600	395, 800	415, 300			
		82	255, 200	296, 400	343, 300	382, 200	396, 100				
		83	255, 500	296, 700	343, 800	382, 700	396, 400				
		84	255, 800	296, 900	344, 300	383, 000	396, 600				
		85	256, 100	297, 200	344, 600	383, 400	396, 800				
		86	256, 400	297, 500	345, 000	383, 900	397, 100				
		87	256, 700	297, 800	345, 400	384, 300	397, 400				

	88	257,000	298,100	345,800	384,700	397,600					
	89	257,300	298,400	346,100	385,100	397,800					
	90	257,600	298,700	346,500	385,600	398,100					
	91	257,900	299,000	346,900	386,000	398,400					
	92	258,200	299,400	347,300	386,400	398,600					
	93	258,500	299,600	347,500	386,700	398,800					
	94		299,800	347,900							
	95		300,100	348,300							
	96		300,600	348,700							
	97		300,800	348,900							
	98		301,100	349,300							
	99		301,500	349,700							
	100		301,900	350,000							
	101		302,100	350,300							
	102		302,400	350,700							

	103		302, 700	351, 100							
	104		303, 000	351, 500							
	105		303, 200	352, 000							
	106		303, 500	352, 400							
	107		303, 800	352, 800							
	108		304, 100	353, 200							
	109		304, 300	353, 700							
	110		304, 700	354, 100							
	111		305, 100	354, 400							
	112		305, 400	354, 700							
	113		305, 600	355, 200							
	114		305, 800	355, 600							
	115		306, 100	355, 900							
	116		306, 500	356, 200							
	117		306, 700	356, 700							

	118		306,900							
	119		307,200							
	120		307,500							
	121		307,900							
	122		308,100							
	123		308,400							
	124		308,700							
	125		309,000							
定年前再任用短時間勤務職員		181,000	216,300	249,700	270,700	279,200	290,700	314,200	331,900	371,000

備考

1　この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

2　定年前再任用短時間勤務職員の項の適用については、表中「給料月額」とあるのは、「基準給料月額」と読み替えるものとする。

別表第２　公安職給料表（第３条関係）

職員の区分	職務の級 / 号給	１級	２級	３級	４級	５級	６級	７級	８級	９級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前		円	円	円	円	円	円	円	円	円
再任用	1	211,900	232,900	255,900	290,800	320,500	342,900	365,300	394,100	431,100
短時間	2	214,300	235,200	257,900	292,100	322,200	344,600	367,000	395,900	432,900
勤務職	3	216,700	237,400	260,100	293,400	323,900	346,200	368,800	397,600	434,900
員以外	4	219,100	239,600	262,300	294,600	325,600	347,800	370,500	399,300	436,800
の職員	5	221,500	241,800	264,400	295,800	327,100	349,400	372,200	400,900	438,200
	6	223,900	243,800	265,700	296,800	328,500	350,500	373,800	402,400	439,800
	7	226,300	245,800	267,000	297,800	329,800	351,600	375,400	403,900	441,400
	8	228,500	247,600	268,300	298,700	331,100	352,700	377,000	405,400	442,800
	9	230,700	249,400	269,600	299,300	332,400	353,800	378,500	406,800	444,200
	10	232,800	251,100	270,900	300,000	333,900	355,500	380,100	408,400	445,900

		11	235,000	252,800	272,200	300,800	335,400	357,200	381,700	410,000	447,500
		12	237,000	254,200	273,500	301,500	336,900	358,800	383,200	411,500	448,900
		13	239,000	255,600	274,800	302,200	338,400	360,400	384,700	413,000	449,800
		14	241,000	257,400	276,000	302,900	339,800	362,100	386,400	415,100	451,400
		15	243,000	258,800	277,100	303,600	341,100	363,700	388,100	417,100	453,200
		16	244,600	260,300	278,600	304,200	342,400	365,300	389,800	419,200	455,000
		17	246,200	261,800	279,900	304,900	343,700	366,900	391,300	420,900	456,500
		18	247,700	263,000	281,200	305,700	345,300	368,600	392,900	422,500	458,300
		19	249,200	264,200	282,500	306,400	346,900	370,200	394,500	424,100	460,100
		20	250,700	265,300	283,700	307,200	348,500	371,800	396,100	425,600	461,800
		21	252,200	266,600	284,900	307,900	350,000	373,400	397,700	427,100	463,400
		22	253,800	267,800	285,500	308,700	351,600	375,000	399,300	428,700	465,100
		23	255,300	269,100	286,100	309,700	353,200	376,600	400,900	430,100	466,700
		24	256,800	270,400	286,700	310,600	354,700	378,200	402,500	431,500	468,500
		25	258,300	271,800	287,200	311,500	356,200	379,800	404,000	432,600	470,000

		26	259,500	273,200	287,800	312,800	357,800	381,400	406,000	434,100	471,400
		27	260,700	274,500	288,400	314,100	359,400	383,000	408,000	435,600	472,900
		28	261,900	275,800	288,900	315,400	360,900	384,600	410,000	437,100	474,200
		29	263,100	276,800	289,400	316,700	362,400	386,200	411,500	438,400	475,400
		30	264,400	278,100	290,000	318,200	364,000	387,800	413,200	440,100	476,100
		31	265,700	279,400	290,500	319,500	365,600	389,500	414,800	441,700	476,800
		32	267,000	280,600	291,000	320,600	367,300	391,200	416,500	443,300	477,400
		33	268,300	281,800	291,500	321,600	368,700	392,900	418,100	444,700	477,900
		34	269,800	282,400	292,100	322,800	370,400	394,900	419,600	446,400	478,600
		35	271,100	283,000	292,600	324,000	372,100	396,800	421,100	448,100	479,200
		36	272,500	283,600	293,100	325,100	373,700	398,700	422,500	449,700	479,800
		37	273,500	284,100	293,600	326,200	375,300	400,400	423,700	451,100	480,100
		38	274,800	284,700	294,200	327,400	376,900	401,800	425,200	451,800	
		39	276,100	285,300	294,800	328,600	378,500	403,000	426,700	452,500	
		40	277,300	285,900	295,400	329,700	380,200	404,300	428,100	453,200	

		41	278,500	286,400	296,100	330,800	381,900	405,300	429,600	453,600
		42	279,100	287,000	296,800	332,000	383,900	406,400	430,900	454,100
		43	279,700	287,600	297,500	333,200	385,900	407,400	432,100	454,700
		44	280,300	288,100	298,200	334,400	387,900	408,400	433,300	455,300
		45	280,700	288,600	298,800	335,600	389,600	409,500	434,400	455,900
		46	281,300	289,100	299,700	336,800	391,300	410,700	435,100	456,600
		47	281,800	289,600	300,600	338,000	392,800	411,800	435,900	457,100
		48	282,300	290,100	301,400	339,200	394,300	412,900	436,600	457,600
		49	282,800	290,700	302,200	340,400	395,500	414,100	437,100	458,100
		50	283,400	291,200	303,300	341,700	396,500	414,900	437,500	458,400
		51	283,900	291,800	304,400	342,900	397,500	415,700	437,900	458,700
		52	284,400	292,400	305,400	344,100	398,500	416,300	438,200	459,100
		53	284,900	293,000	306,400	345,300	399,600	416,800	438,500	459,500
		54	285,500	293,700	307,500	346,700	400,700	417,500	438,800	459,700
		55	286,000	294,400	308,500	348,000	401,800	418,200	439,100	460,000

		56	286,500	295,100	309,600	349,300	402,900	418,800	439,400	460,200	
		57	287,000	295,700	310,600	350,200	404,200	419,500	439,600	460,600	
		58	287,500	296,600	311,700	351,500	405,000	419,900	439,900		
		59	288,000	297,400	312,800	352,700	405,800	420,500	440,200		
		60	288,500	298,200	313,900	353,900	406,400	421,100	440,500		
		61	289,000	299,000	314,900	355,100	406,900	421,500	440,800		
		62	289,500	299,900	316,000	356,500	407,600	421,900	441,100		
		63	290,000	300,900	317,100	357,900	408,300	422,400	441,400		
		64	290,500	301,800	318,200	359,300	409,000	422,900	441,700		
		65	291,000	302,600	319,200	360,600	409,300	423,400	441,900		
		66	291,500	303,500	320,300	362,100	410,000	424,000	442,200		
		67	292,000	304,300	321,400	363,600	410,700	424,400	442,500		
		68	292,500	305,100	322,500	365,000	411,200	424,800	442,800		
		69	293,000	306,000	323,500	366,200	411,600	425,200	443,000		
		70	293,500	306,900	324,700	367,700	412,000	425,500	443,300		

		71	294,000	307,800	325,900	369,000	412,500	425,800	443,600		
		72	294,500	308,700	327,100	370,400	413,000	426,100	443,800		
		73	295,000	309,500	327,800	371,500	413,500	426,400	444,000		
		74	295,600	310,400	329,100	372,700	413,900	426,700	444,300		
		75	296,200	311,300	330,400	373,900	414,400	427,000	444,600		
		76	296,700	312,100	331,700	375,100	414,900	427,200	444,900		
		77	297,200	312,800	333,000	376,400	415,400	427,400	445,100		
		78	297,800	313,700	334,400	377,600	415,900	427,700	445,400		
		79	298,400	314,600	335,800	378,800	416,500	428,000	445,700		
		80	299,000	315,600	337,200	379,900	417,000	428,200	446,000		
		81	299,600	316,500	338,500	381,000	417,400	428,400	446,200		
		82	300,300	317,600	340,100	382,200	418,000	428,700			
		83	301,100	318,600	341,600	383,300	418,500	429,000			
		84	301,700	319,600	343,100	384,500	418,700	429,200			
		85	302,300	320,500	344,500	385,600	419,000	429,400			

		86	303,000	321,500	346,000	386,200		429,700			
		87	303,700	322,500	347,500	386,700		430,000			
		88	304,400	323,500	348,900	387,200		430,200			
		89	305,100	324,500	350,200	387,800		430,400			
		90	305,900	325,800	351,400	388,400		430,700			
		91	306,700	327,000	352,600	389,000		431,000			
		92	307,400	328,200	353,900	389,600		431,200			
		93	307,900	329,400	355,200	389,900		431,400			
		94	308,800	330,700	356,700	390,400					
		95	309,700	331,900	358,200	390,900					
		96	310,500	333,100	359,600	391,400					
		97	311,300	334,300	360,900	391,800					
		98	312,300	335,600	362,100	392,200					
		99	313,200	336,800	363,200	392,700					
		100	314,100	338,000	364,400	393,200					

		101	315,000	339,400	365,500	393,600					
		102	316,000	340,300	366,600	394,100					
		103	317,000	341,300	367,800	394,600					
		104	317,900	342,400	368,900	395,100					
		105	318,700	343,500	370,100	395,400					
		106	319,300	344,600	370,600	395,800					
		107	319,900	345,600	371,200	396,300					
		108	320,500	346,600	371,800	396,600					
		109	321,000	347,800	372,400	396,900					
		110	321,500	348,800	372,900	397,400					
		111	321,900	349,800	373,300	397,900					
		112	322,400	350,700	373,800	398,400					
		113	323,200	351,600	374,200	398,700					
		114	323,900	352,500	374,600	399,200					
		115	324,600	353,500	375,100	399,700					

		116	325, 200	354, 500	375, 600	400, 200						
		117	325, 800	355, 500	376, 000	400, 500						
		118	326, 500	355, 900	376, 500	401, 000						
		119	327, 200	356, 500	377, 100	401, 500						
		120	328, 000	357, 100	377, 600	402, 000						
		121	328, 600	357, 400	377, 800	402, 400						
		122	328, 900	357, 800	378, 300	402, 900						
		123	329, 400	358, 200	378, 800	403, 300						
		124	329, 900	358, 600	379, 200	403, 800						
		125	330, 200	359, 000	379, 700	404, 200						
		126		359, 400	380, 200							
		127		359, 800	380, 700							
		128		360, 200	381, 200							
		129		360, 600	381, 500							
		130		361, 000	382, 000							

| | | |

定年前再任用短時間勤務職員		231,100	256,900	272,000	282,900	293,300	302,000	312,300	322,400	336,100

備考

1　この表は、警察官に適用する。

2　定年前再任用短時間勤務職員の項の適用については、表中「給料月額」とあるのは、「基準給料月額」と読み替えるものとする。

別表第３　教育職給料表（第３条関係）

ア　教育職給料表（１）

職員の区分	職務の級 / 号給	１級	２級	特２級	３級	４級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前		円	円	円	円	円
再任用	1	200,200	246,700	298,600	355,100	424,500
短時間	2	202,500	248,200	300,500	356,500	426,300

勤務職員以外の職員	3	204,800	249,600	302,300	357,900	428,100
	4	207,000	251,000	304,100	359,300	429,700
	5	209,200	252,400	305,900	360,700	431,200
	6	211,500	253,600	307,700	362,000	432,700
	7	213,700	254,800	309,500	363,300	434,600
	8	215,900	256,000	311,200	364,600	436,400
	9	218,100	257,400	312,900	365,800	438,100
	10	220,300	258,600	314,700	367,400	439,900
	11	222,500	259,900	316,500	368,900	441,800
	12	224,700	261,200	318,300	370,300	443,600
	13	226,900	262,500	320,200	371,600	445,300
	14	229,000	264,400	322,000	373,100	447,200
	15	231,100	266,200	323,800	374,600	449,000
	16	233,200	268,000	325,500	376,000	450,900
	17	235,400	269,700	327,100	377,400	452,600

	18	237,200	271,900	329,000	378,900	454,400
	19	238,900	274,100	330,900	380,300	456,200
	20	240,600	276,300	332,800	381,700	458,000
	21	242,300	278,500	334,600	383,100	459,600
	22	243,600	280,700	336,600	384,600	461,300
	23	244,900	282,900	338,400	386,100	463,200
	24	246,200	285,000	340,200	387,500	464,900
	25	247,400	287,000	341,900	388,800	466,600
	26	248,600	288,900	343,600	390,300	468,200
	27	249,800	290,800	345,200	391,800	469,700
	28	251,000	292,600	346,800	393,300	471,200
	29	252,100	294,400	348,400	394,700	472,700
	30	253,300	296,300	349,700	396,200	474,000
	31	254,500	298,100	350,900	397,700	475,300
	32	255,700	299,800	352,100	399,200	476,600

	33	256,800	301,600	353,400	400,600	477,800
	34	258,100	303,400	355,000	402,200	478,500
	35	259,400	305,100	356,600	403,800	479,200
	36	260,700	306,700	358,100	405,300	479,900
	37	262,100	308,300	359,600	406,500	480,500
	38	263,500	310,000	361,200	407,900	481,200
	39	264,800	311,800	362,800	409,300	481,900
	40	266,100	313,500	364,300	410,600	482,600
	41	267,400	314,800	365,800	412,200	483,200
	42	268,400	316,700	367,500	413,600	483,900
	43	269,400	318,500	369,100	414,900	484,600
	44	270,300	320,200	370,600	416,300	485,300
	45	271,000	321,900	372,100	417,700	485,900
	46	271,800	323,800	373,700	419,000	486,600
	47	272,600	325,500	375,300	420,500	487,300

	48	273,400	327,200	376,800	422,000	488,000
	49	274,200	328,900	378,300	423,600	488,600
	50	275,000	330,700	379,800	425,000	
	51	275,700	332,500	381,300	426,600	
	52	276,500	334,200	382,700	428,100	
	53	277,300	335,900	384,100	429,800	
	54	278,100	337,200	385,600	431,300	
	55	278,900	338,500	387,000	432,900	
	56	279,700	339,800	388,400	434,600	
	57	280,400	341,300	389,900	436,100	
	58	281,000	342,900	391,500	437,600	
	59	281,800	344,400	393,100	438,800	
	60	282,700	346,000	394,500	440,000	
	61	283,500	347,500	395,700	441,200	
	62	284,100	349,100	397,100	442,500	

	63	284, 900	350, 700	398, 500	443, 700	
	64	285, 600	352, 200	399, 800	444, 900	
	65	286, 600	353, 700	401, 000	446, 000	
	66	287, 400	355, 300	402, 200	447, 200	
	67	288, 200	356, 900	403, 500	448, 400	
	68	288, 900	358, 400	404, 800	449, 600	
	69	289, 600	359, 900	406, 100	450, 800	
	70	290, 400	361, 500	407, 400	452, 000	
	71	291, 200	363, 100	408, 800	453, 200	
	72	291, 900	364, 600	410, 000	454, 400	
	73	292, 600	366, 100	411, 200	455, 500	
	74	293, 300	367, 800	412, 600	456, 100	
	75	294, 000	369, 400	414, 000	456, 600	
	76	294, 600	370, 900	415, 300	457, 100	
	77	295, 200	372, 400	416, 500	457, 600	

	78	295,900	373,800	417,700	458,200	
	79	296,600	375,200	419,000	458,700	
	80	297,200	376,500	420,400	459,200	
	81	297,800	377,800	421,700	459,700	
	82	298,500	379,200	422,900	460,300	
	83	299,200	380,600	423,900	460,800	
	84	299,900	381,900	425,100	461,300	
	85	300,700	383,000	426,300	461,800	
	86	301,500	384,400	427,400	462,400	
	87	302,200	385,700	428,600	462,900	
	88	302,900	387,000	429,600	463,400	
	89	303,600	388,200	430,700	463,900	
	90	304,500	389,500	431,700		
	91	305,300	390,600	432,700		
	92	306,100	391,800	433,700		

	93	306,600	393,000	434,700			
	94	307,400	394,100	435,500			
	95	308,200	395,300	436,300			
	96	309,000	396,500	437,100			
	97	309,700	397,900	437,800			
	98	310,500	398,900	438,200			
	99	311,300	399,900	438,600			
	100	312,000	400,900	439,000			
	101	312,800	401,800	439,400			
	102	313,700	402,800	439,700			
	103	314,600	403,900	440,000			
	104	315,400	405,000	440,200			
	105	316,000	405,700	440,500			
	106	316,800	406,600	440,800			
	107	317,600	407,500	441,100			

	108	318, 400	408, 400	441, 300			
	109	319, 100	409, 200	441, 500			
	110	319, 500	410, 000				
	111	319, 900	410, 800				
	112	320, 400	411, 600				
	113	320, 900	412, 200				
	114	321, 300	412, 900				
	115	321, 800	413, 600				
	116	322, 200	414, 300				
	117	322, 700	414, 900				
	118	323, 200	415, 400				
	119	323, 600	415, 800				
	120	324, 100	416, 100				
	121	324, 600	416, 400				
	122	325, 000	416, 700				

	123	325,500	417,000			
	124	326,000	417,200			
	125	326,600	417,400			
	126	326,900	417,700			
	127	327,200	418,000			
	128	327,500	418,200			
	129	327,700	418,400			
	130	328,000	418,700			
	131	328,300	419,000			
	132	328,500	419,200			
	133	328,700	419,400			
	134	328,900	419,700			
	135	329,100	420,000			
	136	329,400	420,200			
	137	329,700	420,400			

	138	329,900					
	139	330,200					
	140	330,500					
	141	330,700					
	142	330,900					
	143	331,200					
	144	331,400					
	145	331,700					
	146	331,900					
	147	332,200					
	148	332,500					
	149	332,700					
	150	332,900					
	151	333,200					
	152	333,500					

	153	333,700				
定年前再任用短時間勤務職員		233,600	294,300	309,100	324,700	342,000

備考

1　この表は、高等学校及びこれに準ずるもので人事委員会規則で定めるものに勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、実習助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

2　この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が３級である職員で人事委員会規則で定めるものに対する給料月額の欄の適用については、同欄に定める額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

3　この表の定年前再任用短時間勤務職員の項の適用については、「給料月額」とあるのは「基準給料月額」と、「7,700円をそれぞれ加算した額」とあるのは「5,400円を加算した額」と読み替えるものとする。

イ　教育職給料表（２）

職員の	職務の級	１級	２級	特２級	３級	４級

区分	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前		円	円	円	円	円
再任用	1	200,200	221,000	298,600	324,400	414,200
短時間	2	202,500	223,400	300,500	326,500	415,700
勤務職	3	204,800	225,800	302,300	328,600	417,200
員以外	4	207,000	228,200	304,100	330,700	418,600
の職員	5	209,200	230,600	305,900	332,700	419,900
	6	211,500	233,000	307,700	334,800	421,300
	7	213,700	235,500	309,500	336,900	422,700
	8	215,900	237,900	311,200	339,000	424,100
	9	218,100	240,300	312,900	341,000	425,500
	10	220,300	241,900	314,700	343,100	426,900
	11	222,500	243,500	316,500	345,200	428,300
	12	224,700	245,100	318,300	347,200	429,600
	13	226,900	246,700	320,200	349,200	430,900

	14	229,000	248,200	322,000	350,700	432,300
	15	231,100	249,600	323,800	352,200	433,700
	16	233,200	251,000	325,500	353,700	435,200
	17	235,400	252,400	327,100	355,100	436,400
	18	237,200	253,600	329,000	356,500	437,700
	19	238,900	254,800	330,900	357,900	438,900
	20	240,600	256,000	332,800	359,300	440,200
	21	242,300	257,400	334,600	360,700	441,300
	22	243,600	258,600	336,600	362,000	442,400
	23	244,900	259,900	338,400	363,300	443,600
	24	246,200	261,200	340,200	364,600	444,800
	25	247,400	262,500	341,900	365,800	446,100
	26	248,500	264,400	343,600	367,100	447,300
	27	249,600	266,200	345,200	368,400	448,300
	28	250,700	268,000	346,800	369,600	449,400

	29	251,900	269,700	348,400	370,800	450,600
	30	253,200	271,900	349,700	372,000	451,400
	31	254,400	274,100	350,900	373,200	452,200
	32	255,600	276,300	352,100	374,300	453,100
	33	256,700	278,500	353,400	375,400	454,000
	34	257,900	280,700	354,800	376,600	454,500
	35	259,100	282,900	356,200	377,800	455,000
	36	260,300	285,000	357,500	378,900	455,500
	37	261,500	287,000	358,800	380,000	456,000
	38	262,700	288,900	360,200	381,200	456,500
	39	263,900	290,800	361,600	382,400	457,000
	40	265,100	292,600	362,900	383,500	457,500
	41	266,300	294,400	364,200	384,600	458,000
	42	267,400	296,300	365,600	385,800	458,500
	43	268,500	298,100	366,900	387,000	459,000

	44	269,600	299,800	368,300	388,100	459,500
	45	270,600	301,600	369,600	389,200	460,000
	46	271,400	303,400	370,800	390,400	460,500
	47	272,200	305,100	372,000	391,600	461,000
	48	273,000	306,700	373,200	392,800	461,500
	49	273,700	308,300	374,400	394,000	462,000
	50	274,500	310,000	375,600	395,300	
	51	275,200	311,800	376,800	396,500	
	52	275,900	313,500	378,000	397,700	
	53	276,700	314,800	379,100	398,900	
	54	277,500	316,700	380,300	400,200	
	55	278,300	318,500	381,500	401,200	
	56	279,000	320,200	382,700	402,300	
	57	279,700	321,900	383,800	403,500	
	58	280,500	323,800	385,100	404,700	

	59	281, 300	325, 500	386, 400	405, 900	
	60	282, 000	327, 200	387, 600	407, 100	
	61	282, 600	328, 900	388, 500	408, 200	
	62	283, 300	330, 700	389, 700	409, 200	
	63	284, 000	332, 500	390, 700	410, 500	
	64	284, 600	334, 200	391, 800	411, 700	
	65	285, 300	335, 900	392, 600	412, 900	
	66	286, 000	337, 200	393, 700	414, 000	
	67	286, 700	338, 500	394, 700	415, 100	
	68	287, 400	339, 800	395, 700	416, 200	
	69	288, 100	341, 300	396, 800	417, 200	
	70	288, 900	342, 800	397, 800	418, 400	
	71	289, 600	344, 300	398, 900	419, 600	
	72	290, 300	345, 800	400, 000	420, 800	
	73	290, 800	347, 200	401, 000	421, 400	

	74	291,500	348,700	402,100	422,200	
	75	292,200	350,200	403,200	422,900	
	76	292,800	351,700	404,200	423,400	
	77	293,400	353,100	405,100	423,700	
	78	294,100	354,600	406,000	424,000	
	79	294,700	356,100	407,000	424,400	
	80	295,300	357,600	408,000	424,800	
	81	295,900	359,000	408,800	425,100	
	82	296,500	360,300	409,600	425,500	
	83	297,100	361,600	410,300	425,800	
	84	297,700	362,800	411,100	426,100	
	85	298,200	364,000	411,800	426,400	
	86	298,700	365,200	412,400	426,800	
	87	299,200	366,400	413,100	427,100	
	88	299,700	367,600	413,800	427,400	

	89	300, 100	368, 700	414, 400	427, 700	
	90	300, 800	369, 800	415, 100	428, 000	
	91	301, 300	370, 900	415, 600	428, 300	
	92	301, 800	372, 000	416, 200	428, 500	
	93	302, 100	373, 100	416, 600	428, 700	
	94	302, 600	374, 300	417, 000	429, 000	
	95	303, 100	375, 400	417, 300	429, 300	
	96	303, 500	376, 500	417, 600	429, 500	
	97	303, 900	377, 500	417, 800	429, 700	
	98	304, 400	378, 500	418, 100	430, 000	
	99	304, 900	379, 400	418, 400	430, 300	
	100	305, 300	380, 300	418, 600	430, 500	
	101	305, 700	381, 100	418, 800	430, 700	
	102	306, 100	382, 100	419, 100	431, 000	
	103	306, 500	383, 000	419, 400	431, 300	

	104	306, 800	383, 900	419, 600	431, 500		
	105	307, 000	384, 700	419, 800	431, 700		
	106	307, 300	385, 600	420, 100			
	107	307, 600	386, 500	420, 400			
	108	307, 800	387, 400	420, 600			
	109	308, 000	388, 200	420, 800			
	110	308, 200	389, 200				
	111	308, 500	390, 100				
	112	308, 800	391, 000				
	113	309, 000	391, 600				
	114	309, 200	392, 500				
	115	309, 400	393, 400				
	116	309, 700	394, 300				
	117	310, 000	395, 100				
	118	310, 200	395, 800				

	119	310,500	396,600				
	120	310,800	397,400				
	121	311,000	398,000				
	122	311,200	398,700				
	123	311,400	399,400				
	124	311,700	400,000				
	125	312,000	400,600				
	126		401,300				
	127		401,800				
	128		402,400				
	129		403,000				
	130		403,600				
	131		404,100				
	132		404,600				
	133		404,900				

	134		405, 200				
	135		405, 500				
	136		405, 800				
	137		406, 100				
	138		406, 400				
	139		406, 700				
	140		407, 000				
	141		407, 300				
	142		407, 600				
	143		407, 900				
	144		408, 200				
	145		408, 400				
	146		408, 700				
	147		409, 000				
	148		409, 200				

	149		409,400			
定年前再任用短時間勤務職員		218,400	286,600	294,600	302,200	323,400

備考

1　この表は、中学校、小学校及びこれらに準ずるもので人事委員会規則で定めるものに勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

2　この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が３級である職員で人事委員会規則で定めるものに対する給料月額の欄の適用については、同欄に定める額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

3　この表の定年前再任用短時間勤務職員の項の適用については、「給料月額」とあるのは「基準給料月額」と、「7,500円をそれぞれ加算した額」とあるのは「5,200円を加算した額」と読み替えるものとする。

別表第４　研究職給料表（第３条関係）

職員の	職務の級	１級	２級	３級	４級	５級

区分	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前		円	円	円	円	円
再任用	1	184,200	234,300	312,100	355,900	400,500
短時間	2	185,300	238,600	314,000	357,300	403,100
勤務職	3	186,500	241,300	315,900	358,700	405,700
員以外	4	187,600	244,000	317,800	360,000	408,200
の職員	5	188,700	246,600	319,600	361,200	410,300
	6	190,800	248,200	321,400	362,400	412,700
	7	192,900	249,700	323,200	363,600	415,100
	8	195,000	251,200	324,900	364,700	417,400
	9	197,100	252,700	326,600	365,800	419,700
	10	199,100	254,800	328,600	367,300	422,100
	11	201,100	256,900	330,600	368,600	424,500
	12	203,100	258,900	332,600	369,900	426,800
	13	205,100	260,900	334,400	371,200	429,100

	14	207,000	263,200	336,400	372,600	431,800
	15	208,900	265,500	338,300	374,000	434,600
	16	210,700	267,700	340,200	375,300	437,300
	17	212,400	269,900	342,000	376,600	439,800
	18	214,200	272,300	343,600	378,000	442,300
	19	216,000	274,700	345,200	379,400	444,800
	20	217,800	277,100	346,800	380,800	447,200
	21	219,600	279,400	348,400	382,200	449,600
	22	221,400	281,500	349,400	383,600	452,200
	23	223,100	283,600	350,400	385,000	454,800
	24	224,800	285,600	351,400	386,400	457,100
	25	226,500	287,600	352,500	387,800	459,300
	26	228,600	289,500	353,800	389,300	461,600
	27	230,500	291,400	355,000	390,700	464,100
	28	232,400	293,300	356,200	392,100	466,500

	29	234,400	295,200	357,400	393,500	469,000
	30	235,500	296,700	358,500	395,000	471,500
	31	236,600	298,200	359,600	396,500	474,000
	32	237,700	299,700	360,700	398,000	476,400
	33	239,100	301,300	361,800	399,500	478,700
	34	240,600	302,800	362,800	401,100	481,100
	35	242,100	304,300	363,800	402,700	483,500
	36	243,600	305,700	364,800	404,400	486,000
	37	245,100	307,100	365,700	405,600	488,400
	38	246,700	308,000	366,600	407,000	490,900
	39	248,300	308,900	367,500	408,400	493,300
	40	249,900	309,800	368,300	409,700	495,800
	41	251,500	310,600	369,000	411,000	498,100
	42	253,000	311,100	369,800	412,300	500,300
	43	254,500	311,600	370,600	413,800	502,600

	44	256,000	312,100	371,400	415,300	504,800
	45	257,500	312,600	372,200	416,500	506,400
	46	258,800	313,100	373,800	417,700	507,900
	47	260,000	313,600	375,400	419,300	509,500
	48	261,200	314,100	378,000	420,800	511,000
	49	262,400	314,500	379,900	422,100	512,700
	50	263,500	315,500	380,900	423,500	514,100
	51	264,600	316,400	381,700	424,900	515,500
	52	265,700	317,300	382,400	426,300	517,000
	53	266,800	318,100	383,100	427,700	518,100
	54	267,900	318,900	384,500	429,100	519,300
	55	268,900	319,700	385,800	430,500	520,500
	56	269,900	320,900	387,300	431,900	521,700
	57	270,900	322,000	388,100	433,000	522,600
	58	271,600	323,200	388,700	434,400	523,600

59	272,200	324,300	389,500	435,800	524,600
60	272,800	325,500	390,200	437,100	525,600
61	273,400	326,600	390,900	437,900	526,700
62	274,000	328,000	391,500	438,700	527,600
63	274,600	329,400	392,200	439,600	528,300
64	275,200	330,800	392,900	440,500	529,000
65	275,800	332,200	393,600	441,300	529,800
66	276,400	334,300	394,300	442,100	
67	277,000	335,700	394,900	442,700	
68	277,600	336,100	395,500	443,500	
69	278,200	336,400	396,200	443,900	
70	278,900	336,900	396,900	444,500	
71	279,600	337,300	397,400	445,000	
72	280,300	337,700	398,000	445,500	
73	280,900	338,000	398,600	446,000	

	74	281, 600	338, 400	399, 100	446, 600	
	75	282, 300	338, 800	399, 700	447, 100	
	76	283, 000	339, 200	400, 300	447, 600	
	77	283, 600	339, 700	400, 800	448, 100	
	78	284, 300	340, 200	401, 300	448, 700	
	79	285, 000	340, 700	401, 800	449, 200	
	80	285, 600	341, 200	402, 300	449, 700	
	81	286, 200	341, 700	403, 000	450, 200	
	82	286, 900	342, 200	403, 400		
	83	287, 600	342, 700	403, 900		
	84	288, 200	343, 200	404, 500		
	85	288, 800	343, 600	405, 200		
	86	289, 500	344, 000	405, 500		
	87	290, 200	344, 500	406, 000		
	88	290, 800	344, 900	406, 600		

	89	291, 400	345, 400	407, 300			
	90	292, 100	345, 800	407, 600			
	91	292, 800	346, 200	408, 100			
	92	293, 400	346, 600	408, 700			
	93	294, 000	347, 100	409, 400			
	94	294, 700	347, 500	409, 700			
	95	295, 300	347, 900	409, 900			
	96	295, 900	348, 300	410, 200			
	97	296, 200	348, 800	410, 600			
	98	296, 800	349, 200	410, 900			
	99	297, 400	349, 600	411, 000			
	100	297, 900	350, 000	411, 200			
	101	298, 400	350, 400	411, 500			
	102	298, 800	350, 600				
	103	299, 200	350, 800				

	104	299,600	351,000				
	105	300,000	351,200				
	106	300,600	351,400				
	107	301,100	351,600				
	108	301,400	351,800				
	109	301,600	352,000				
	110	302,000	352,200				
	111	302,300	352,400				
	112	302,500	352,600				
	113	302,800	352,800				
	114	303,100	353,000				
	115	303,400	353,200				
	116	303,700	353,400				
	117	304,000	353,600				
	118	304,300	353,800				

	119	304,500	354,000				
	120	304,800	354,200				
	121	305,100	354,400				
	122	305,300					
	123	305,500					
	124	305,600					
	125	305,700					
	126	305,900					
	127	306,100					
	128	306,200					
	129	306,300					
	130	306,500					
	131	306,700					
	132	306,800					
	133	306,900					

	134	307,100					
	135	307,300					
	136	307,400					
	137	307,500					
	138	307,700					
	139	307,900					
	140	308,000					
	141	308,100					
	142	308,300					
	143	308,500					
	144	308,600					
	145	308,700					
	146	308,900					
	147	309,100					
	148	309,200					

	149 150 151 152	309,300 309,500 309,700 309,800				
定年前再任用短時間勤務職員		216,900	248,100	288,100	315,100	370,900

備考

1　この表は、試験場、研究所等で人事委員会規則で定めるものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

2　定年前再任用短時間勤務職員の項の適用については、表中「給料月額」とあるのは、「基準給料月額」と読み替えるものとする。

別表第５　医療職給料表（第３条関係）

ア　医療職給料表（１）

職員の区分	職務の級 / 号給	1級	2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円
	1	291,800	370,600	427,300	485,100
	2	294,100	373,200	429,300	486,900
	3	296,400	375,700	431,300	488,700
	4	298,600	378,200	433,200	490,500
	5	300,800	380,700	435,200	492,300
	6	304,300	383,400	436,800	494,000
	7	307,800	386,100	438,400	495,700
	8	311,200	388,700	440,000	497,400
	9	314,600	390,800	441,600	499,100
	10	318,100	393,300	443,400	501,300
	11	321,500	395,800	445,200	503,400
	12	324,900	398,300	447,000	505,500

	13	328, 300	400, 900	448, 800	507, 500
	14	331, 800	403, 600	450, 600	509, 400
	15	335, 200	406, 200	452, 400	511, 500
	16	338, 600	408, 700	454, 200	513, 500
	17	342, 000	411, 100	455, 800	515, 400
	18	345, 100	413, 300	457, 800	517, 400
	19	348, 200	415, 400	459, 700	519, 400
	20	351, 300	417, 500	461, 600	521, 200
	21	354, 500	419, 600	463, 000	523, 000
	22	357, 600	421, 100	464, 800	524, 800
	23	360, 700	422, 600	466, 600	526, 600
	24	363, 700	424, 100	468, 400	528, 400
	25	366, 700	425, 500	470, 200	530, 000
	26	369, 100	427, 000	472, 000	531, 800
	27	371, 400	428, 500	473, 800	533, 600

28	373, 600	429, 900	475, 600	535, 400
29	375, 500	431, 300	477, 400	537, 000
30	377, 200	432, 800	479, 200	538, 800
31	378, 900	434, 400	481, 000	540, 600
32	380, 700	435, 800	482, 800	542, 300
33	382, 500	437, 200	484, 600	543, 900
34	384, 300	438, 700	486, 500	545, 700
35	385, 900	440, 200	488, 400	547, 400
36	387, 300	441, 600	490, 300	549, 100
37	388, 700	443, 000	492, 200	550, 600
38	390, 200	444, 400	493, 900	552, 200
39	391, 700	445, 800	495, 700	553, 600
40	393, 200	447, 200	497, 500	555, 200
41	394, 700	448, 600	499, 100	556, 700
42	395, 400	450, 000	501, 000	558, 100

43	396, 000	451, 400	502, 800	559, 500
44	396, 700	452, 800	504, 400	560, 800
45	397, 600	454, 200	505, 800	562, 000
46	398, 200	455, 600	507, 500	563, 000
47	398, 800	457, 000	509, 300	564, 000
48	399, 400	458, 400	511, 000	565, 000
49	400, 000	459, 800	512, 500	566, 000
50	400, 500	461, 500	513, 800	566, 900
51	401, 000	463, 100	515, 100	567, 900
52	401, 500	464, 700	516, 400	568, 800
53	402, 000	466, 300	517, 400	569, 600
54	402, 400	467, 500	518, 700	
55	402, 800	468, 700	520, 000	
56	403, 200	469, 800	521, 300	
57	403, 600	470, 800	522, 300	

	58	404, 000	471, 800	523, 100	
	59	404, 400	472, 700	523, 900	
	60	404, 800	473, 500	524, 700	
	61	405, 200	474, 200	525, 600	
	62	405, 600	474, 900	526, 400	
	63	406, 000	475, 600	527, 200	
	64	406, 400	476, 200	527, 900	
	65	406, 700	476, 900	528, 700	
	66		477, 600	529, 500	
	67		478, 200	530, 200	
	68		478, 800	531, 100	
	69		479, 100	532, 000	
	70		479, 700	532, 800	
	71		480, 400	533, 700	
	72		481, 100	534, 600	

	73		481,500	535,400	
	74		482,100	536,300	
	75		482,800	537,200	
	76		483,500	537,900	
	77		483,900	538,700	
	78		484,500	539,600	
	79		485,100	540,500	
	80		485,600	541,400	
	81		486,100	542,200	
	82		486,600		
	83		487,100		
	84		487,600		
	85		488,000		
定年前再任用		284,700	341,600	379,500	398,700

短時間勤務職員					

備考

1　この表は、病院、診療所、保健所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

2　定年前再任用短時間勤務職員の項の適用については、表中「給料月額」とあるのは、「基準給料月額」と読み替えるものとする。

イ　医療職給料表（２）

職員の区分	職務の級 / 号給	１級	２級	３級	４級	５級	６級	７級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前		円	円	円	円	円	円	円
再任用	1	188,900	227,700	258,900	279,000	304,000	341,600	380,100
短時間	2	191,000	229,000	260,100	279,800	305,500	343,300	382,400
勤務職	3	193,100	230,300	261,200	280,600	307,000	345,000	384,700
員以外	4	195,200	231,600	262,300	281,400	308,500	346,600	387,000

の職員	5	197,200	232,800	263,400	282,200	310,000	348,200	389,300
	6	199,200	234,000	264,200	283,000	311,400	349,900	391,900
	7	201,200	235,000	265,000	283,800	312,800	351,500	394,500
	8	203,000	236,000	265,800	284,500	314,200	353,100	397,100
	9	204,800	237,100	266,600	285,200	315,500	354,700	399,200
	10	206,700	238,300	267,400	285,900	316,900	356,400	401,400
	11	208,600	239,600	268,200	286,600	318,300	358,100	403,600
	12	210,700	240,900	269,000	287,400	319,700	359,700	405,800
	13	212,400	242,200	269,800	288,200	321,100	361,200	407,800
	14	214,400	243,500	270,600	289,000	322,700	362,900	409,800
	15	216,600	244,800	271,400	289,800	324,200	364,500	411,800
	16	218,700	246,000	272,200	290,500	325,700	366,100	413,800
	17	220,800	247,200	273,000	291,200	327,200	367,800	415,600
	18	221,900	248,400	273,800	292,300	328,800	369,400	417,500
	19	223,000	249,600	274,600	293,400	330,300	371,000	419,400

	20	224, 100	250, 800	275, 400	294, 600	331, 800	372, 600	421, 200
	21	225, 200	251, 900	276, 200	295, 800	333, 300	374, 200	423, 000
	22	226, 100	252, 800	277, 000	297, 000	334, 900	376, 200	424, 600
	23	227, 000	253, 600	277, 800	298, 200	336, 400	378, 200	426, 200
	24	227, 900	254, 400	278, 600	299, 400	337, 900	380, 200	427, 700
	25	228, 800	255, 200	279, 400	300, 700	339, 400	381, 600	429, 200
	26	229, 700	256, 000	280, 300	301, 900	341, 000	383, 300	430, 500
	27	230, 600	256, 800	281, 200	303, 100	342, 600	385, 000	431, 800
	28	231, 500	257, 600	282, 000	304, 300	344, 100	386, 700	433, 100
	29	232, 400	258, 400	282, 800	305, 500	345, 400	388, 400	434, 500
	30	233, 300	259, 200	283, 700	306, 700	346, 900	389, 900	435, 700
	31	234, 300	260, 000	284, 600	307, 800	348, 400	391, 400	436, 900
	32	235, 200	260, 800	285, 400	309, 000	349, 900	392, 900	438, 000
	33	236, 000	261, 600	286, 200	310, 300	351, 400	394, 200	439, 200
	34	236, 800	262, 400	287, 300	311, 500	352, 900	395, 500	440, 300

	35	237, 600	263, 100	288, 300	312, 700	354, 400	396, 800	441, 500
	36	238, 400	263, 900	289, 300	313, 900	355, 800	397, 900	442, 700
	37	239, 200	264, 800	290, 300	315, 100	357, 200	399, 000	443, 800
	38	240, 000	265, 600	291, 400	316, 200	358, 800	400, 100	444, 600
	39	240, 800	266, 400	292, 400	317, 400	360, 300	401, 200	445, 000
	40	241, 600	267, 200	293, 400	318, 600	361, 800	402, 300	445, 700
	41	242, 200	268, 000	294, 400	319, 800	363, 000	403, 100	446, 200
	42	242, 800	268, 800	295, 400	321, 100	364, 100	403, 900	446, 600
	43	243, 400	269, 600	296, 400	322, 400	365, 300	404, 700	447, 000
	44	243, 900	270, 400	297, 400	323, 600	366, 400	405, 500	447, 400
	45	244, 400	271, 100	298, 400	324, 500	367, 500	405, 900	447, 800
	46	245, 000	271, 900	299, 600	325, 700	368, 300	406, 500	
	47	245, 500	272, 700	300, 800	326, 900	369, 300	407, 000	
	48	245, 900	273, 500	301, 900	328, 100	370, 400	407, 400	
	49	246, 300	274, 200	303, 000	329, 200	371, 400	407, 800	

	50	246, 800	275, 000	304, 100	330, 200	372, 400	408, 000	
	51	247, 300	275, 700	305, 200	331, 200	373, 400	408, 300	
	52	247, 800	276, 400	306, 300	332, 100	374, 300	408, 600	
	53	248, 100	277, 100	307, 400	333, 000	375, 100	408, 900	
	54	248, 400	277, 800	308, 500	334, 000	375, 900	409, 200	
	55	248, 700	278, 500	309, 600	335, 000	376, 800	409, 500	
	56	249, 000	279, 200	310, 700	335, 900	377, 600	409, 800	
	57	249, 300	279, 900	311, 700	336, 400	378, 100	410, 000	
	58	249, 600	280, 600	312, 700	337, 300	378, 900	410, 300	
	59	249, 900	281, 300	313, 700	338, 000	379, 700	410, 600	
	60	250, 200	281, 900	314, 700	338, 900	380, 500	410, 900	
	61	250, 500	282, 500	315, 700	339, 600	380, 900	411, 100	
	62	250, 800	283, 200	316, 700	339, 900	381, 600	411, 400	
	63	251, 100	283, 900	317, 700	340, 400	382, 300	411, 700	
	64	251, 400	284, 500	318, 600	341, 000	382, 900	412, 000	

	65	251, 700	285, 100	319, 500	341, 600	383, 300	412, 200	
	66	252, 000	285, 800	320, 300	342, 300	383, 800		
	67	252, 300	286, 500	321, 000	343, 000	384, 400		
	68	252, 600	287, 100	321, 700	343, 600	385, 000		
	69	252, 900	287, 700	322, 300	344, 300	385, 400		
	70	253, 200	288, 400	323, 000	344, 800	385, 900		
	71	253, 500	289, 100	323, 600	345, 400	386, 400		
	72	253, 700	289, 700	324, 200	346, 000	386, 900		
	73	253, 900	290, 300	324, 800	346, 300	387, 500		
	74	254, 200	290, 800	325, 000	346, 900	388, 000		
	75	254, 500	291, 200	325, 500	347, 400	388, 600		
	76	254, 700	291, 600	326, 000	347, 900	389, 200		
	77	254, 900	292, 000	326, 600	348, 400	389, 700		
	78	255, 200	292, 300	327, 100	348, 900	390, 200		
	79	255, 500	292, 600	327, 600	349, 400	390, 700		

	80	255, 700	292, 900	328, 000	349, 800	391, 200			
	81	255, 900	293, 200	328, 600	350, 100	391, 500			
	82	256, 200	293, 500	329, 100	350, 400	392, 000			
	83	256, 500	293, 800	329, 500	350, 600	392, 400			
	84	256, 700	294, 100	330, 000	350, 900	392, 800			
	85	256, 900	294, 300	330, 500	351, 400	393, 200			
	86		294, 500	330, 900	351, 700				
	87		294, 700	331, 100	352, 000				
	88		294, 900	331, 400	352, 300				
	89		295, 300	331, 800	352, 700				
	90		295, 500	332, 200	353, 000				
	91		295, 700	332, 500	353, 300				
	92		295, 900	332, 800	353, 600				
	93		296, 300	333, 100	354, 000				
	94		296, 500	333, 300	354, 300				

	95		296, 700	333, 700	354, 600				
	96		297, 000	334, 000	354, 900				
	97		297, 300	334, 200	355, 200				
	98		297, 500	334, 500	355, 600				
	99		297, 700	334, 800	356, 000				
	100		298, 000	335, 100	356, 400				
	101		298, 300	335, 300	356, 900				
	102		298, 500	335, 600	357, 300				
	103		298, 700	335, 900	357, 700				
	104		299, 000	336, 100	358, 100				
	105		299, 300	336, 300	358, 600				
	106			336, 500	359, 000				
	107			336, 900	359, 400				
	108			337, 100	359, 800				
	109			337, 300	360, 300				

110				337, 700										
111				338, 100										
112				338, 500										
113				338, 700										
114				339, 100										
115				339, 500										
116				339, 900										
117				340, 100										
118				340, 500										
119				340, 900										
120				341, 300										
121				341, 500										
122				341, 900										
123				342, 300										
124				342, 700										

	125			342,900				
定年前再任用短時間勤務職員		179,800	209,500	240,000	252,200	275,200	288,500	313,500

備考

1　この表は、病院、診療所、保健所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

2　定年前再任用短時間勤務職員の項の適用については、表中「給料月額」とあるのは、「基準給料月額」と読み替えるものとする。

ウ　医療職給料表(3)

職員の区分	職務の級 / 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用		円	円	円	円	円	円	円
	1	208,000	241,000	278,000	293,400	310,800	342,700	381,600

短時間	2	209,900	243,200	279,100	294,000	312,000	344,400	384,200
勤務職	3	211,700	245,400	280,200	294,600	313,200	346,100	386,900
員以外	4	213,400	247,600	281,200	295,100	314,300	347,800	389,500
の職員	5	215,100	249,800	282,200	295,600	315,400	349,500	391,700
	6	217,000	250,800	282,700	296,200	316,500	351,200	393,900
	7	218,800	251,700	283,200	296,800	317,600	352,900	396,200
	8	220,500	252,600	283,700	297,300	318,700	354,500	398,500
	9	222,200	253,500	284,200	297,800	319,800	356,000	400,400
	10	224,200	254,700	284,700	298,400	320,800	357,700	402,500
	11	226,100	255,800	285,200	299,000	321,800	359,400	404,700
	12	228,000	256,700	285,700	299,500	322,800	361,100	406,900
	13	229,900	257,500	286,200	300,000	323,800	362,500	408,800
	14	231,900	258,200	286,700	300,700	325,000	364,200	410,800
	15	234,000	258,900	287,200	301,300	326,200	365,900	412,900
	16	236,000	259,800	287,700	301,800	327,400	367,700	414,900

	17	238,000	260,900	288,200	302,300	328,500	369,500	416,900
	18	240,000	262,000	288,700	303,000	329,700	371,500	419,100
	19	242,100	263,100	289,200	303,700	330,800	373,500	421,300
	20	244,100	264,200	289,700	304,400	331,900	375,500	423,400
	21	246,000	265,300	290,200	305,100	333,000	377,200	425,300
	22	247,200	266,400	290,700	306,000	334,200	379,300	427,200
	23	248,400	267,500	291,200	306,900	335,300	381,400	429,000
	24	249,500	268,600	291,700	307,800	336,400	383,400	430,900
	25	250,600	269,600	292,200	308,600	337,500	385,300	432,600
	26	251,500	270,700	292,700	309,500	338,700	386,900	434,300
	27	252,400	271,800	293,200	310,400	339,800	388,700	436,000
	28	253,300	272,800	293,700	311,300	340,900	390,500	437,600
	29	254,100	273,800	294,200	312,100	342,000	392,200	438,900
	30	254,900	274,500	294,800	313,000	343,200	393,900	440,200
	31	255,600	275,200	295,600	313,900	344,300	395,800	441,800

	32	256,300	275,900	296,400	314,800	345,400	397,500	443,300
	33	257,100	276,600	297,100	315,600	346,500	399,200	445,000
	34	257,900	277,200	297,900	316,700	347,800	400,900	446,600
	35	258,700	277,700	298,700	317,800	349,100	402,700	448,000
	36	259,400	278,200	299,500	318,900	350,400	404,400	449,400
	37	260,100	278,700	300,200	320,000	351,600	406,000	450,500
	38	261,000	279,300	301,100	321,100	353,100	407,700	451,800
	39	261,900	279,800	301,900	322,200	354,600	409,500	453,100
	40	262,700	280,300	302,600	323,300	356,100	411,300	454,500
	41	263,500	280,700	303,400	324,400	357,300	412,800	455,500
	42	264,400	281,200	304,200	325,600	358,800	414,300	456,200
	43	265,200	281,700	305,000	326,700	360,200	415,800	457,000
	44	266,000	282,200	305,800	327,800	361,600	417,100	457,600
	45	266,800	282,700	306,500	328,600	363,000	418,200	458,500
	46	267,500	283,200	307,500	329,700	364,000	419,300	459,200

	47	268, 200	283, 700	308, 500	330, 800	365, 400	420, 400	460, 000
	48	268, 800	284, 200	309, 400	331, 800	366, 700	421, 600	460, 800
	49	269, 400	284, 700	310, 300	332, 800	368, 100	422, 900	461, 500
	50	269, 900	285, 200	311, 300	333, 800	369, 500	424, 000	462, 200
	51	270, 400	285, 700	312, 300	334, 800	370, 800	425, 200	462, 900
	52	270, 800	286, 200	313, 200	335, 800	372, 100	426, 300	463, 700
	53	271, 200	286, 700	314, 100	337, 000	373, 600	427, 500	464, 500
	54	271, 700	287, 200	315, 100	338, 300	374, 800	428, 500	
	55	272, 200	287, 700	316, 100	339, 500	375, 900	429, 600	
	56	272, 600	288, 200	317, 100	340, 700	377, 100	430, 700	
	57	273, 000	288, 700	317, 900	341, 600	378, 200	431, 700	
	58	273, 400	289, 500	318, 900	342, 800	379, 100	432, 200	
	59	273, 800	290, 300	319, 900	343, 900	380, 100	432, 800	
	60	274, 200	291, 000	320, 800	345, 200	381, 000	433, 200	
	61	274, 600	291, 700	321, 700	346, 200	381, 600	433, 800	

	62	275, 000	292, 600	322, 700	347, 100	382, 400	434, 400	
	63	275, 400	293, 500	323, 700	348, 200	383, 200	434, 800	
	64	275, 800	294, 300	324, 600	349, 400	384, 000	435, 300	
	65	276, 200	295, 100	325, 500	350, 500	384, 700	435, 800	
	66	276, 600	296, 000	326, 700	351, 700	385, 400	436, 200	
	67	277, 000	296, 800	327, 900	352, 900	386, 100	436, 500	
	68	277, 400	297, 600	329, 100	353, 900	386, 700	436, 800	
	69	277, 800	298, 400	329, 800	354, 900	387, 300	437, 200	
	70	278, 300	299, 300	330, 900	355, 900	387, 900		
	71	278, 800	300, 200	332, 000	357, 000	388, 600		
	72	279, 200	301, 200	332, 900	358, 100	389, 200		
	73	279, 600	302, 100	334, 000	358, 900	389, 900		
	74	280, 200	303, 000	334, 700	360, 000	390, 400		
	75	280, 800	303, 900	335, 800	361, 100	391, 000		
	76	281, 300	304, 800	336, 900	362, 100	391, 500		

		77	281, 800	305, 600	338, 000	362, 800	391, 900		
		78	282, 400	306, 600	339, 200	363, 600	392, 500		
		79	283, 000	307, 600	340, 300	364, 400	393, 000		
		80	283, 500	308, 500	341, 400	365, 100	393, 300		
		81	284, 000	309, 000	342, 500	365, 700	393, 600		
		82	284, 500	309, 900	343, 600	366, 200	394, 100		
		83	285, 000	310, 800	344, 600	366, 700	394, 500		
		84	285, 500	311, 600	345, 700	367, 300	394, 800		
		85	286, 000	312, 400	346, 600	367, 900	395, 100		
		86	286, 500	313, 400	347, 600	368, 400	395, 600		
		87	287, 000	314, 400	348, 500	368, 900	396, 100		
		88	287, 500	315, 400	349, 500	369, 400	396, 500		
		89	288, 000	316, 300	350, 400	369, 800	396, 800		
		90	288, 500	317, 400	351, 200	370, 200	397, 200		
		91	289, 000	318, 400	352, 000	370, 800	397, 700		

	92	289, 500	319, 400	352, 800	371, 300	398, 100			
	93	290, 000	320, 200	353, 400	371, 600	398, 500			
	94	290, 600	320, 900	354, 000	372, 100				
	95	291, 200	321, 600	354, 600	372, 500				
	96	291, 800	322, 200	355, 200	372, 800				
	97	292, 400	322, 700	355, 600	373, 400				
	98	292, 900	323, 000	356, 000	373, 900				
	99	293, 400	323, 600	356, 500	374, 400				
	100	293, 900	324, 200	356, 900	374, 900				
	101	294, 400	324, 600	357, 400	375, 500				
	102	294, 900	325, 200	357, 800	376, 000				
	103	295, 400	325, 800	358, 300	376, 500				
	104	295, 800	326, 300	358, 700	376, 900				
	105	296, 200	326, 700	359, 000	377, 500				
	106	296, 700	327, 200	359, 500	378, 000				

| | | |

	122	301, 500	332, 400	366, 700					
	123	301, 800	332, 700	367, 300					
	124	302, 100	333, 000	367, 800					
	125	302, 300	333, 200	368, 100					
	126	302, 500	333, 500	368, 600					
	127	302, 800	333, 900	369, 100					
	128	303, 200	334, 100	369, 600					
	129	303, 400	334, 300	369, 900					
	130	303, 700	334, 500						
	131	304, 100	334, 900						
	132	304, 500	335, 100						
	133	304, 700	335, 400						
	134	305, 000	335, 800						
	135	305, 300	336, 200						
	136	305, 600	336, 600						

	137	305, 800	336, 900						
	138	306, 100	337, 300						
	139	306, 400	337, 700						
	140	306, 700	338, 100						
	141	306, 900	338, 400						
	142	307, 300	338, 800						
	143	307, 700	339, 100						
	144	308, 000	339, 500						
	145	308, 200	339, 800						
	146	308, 400	340, 200						
	147	308, 700	340, 600						
	148	309, 100	341, 000						
	149	309, 300	341, 300						
	150	309, 500	341, 700						
	151	309, 800	342, 100						

	152	310,100	342,500					
	153	310,500	342,800					
	154	310,700	343,200					
	155	310,900	343,600					
	156	311,200	344,000					
	157	311,500	344,300					
定年前再任用短時間勤務職員		218,100	241,000	258,900	267,100	279,000	306,000	325,200

備考

1　この表は、病院、診療所、保健所等に勤務する助産師、看護師、准看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

2　定年前再任用短時間勤務職員の項の適用については、表中「給料月額」とあるのは、「基準給料月額」と読み替えるものとする。

別表第６　海事職給料表（第３条関係）

職員の区分	職務の級 号給	１級 給料月額	２級 給料月額	３級 給料月額	４級 給料月額	５級 給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円
	1	194,100	280,800	315,200	354,000	386,200
	2	195,700	282,000	316,400	355,800	388,000
	3	197,300	283,000	317,500	357,500	389,700
	4	198,800	283,600	318,600	359,200	391,300
	5	200,200	284,200	319,700	360,900	392,900
	6	202,100	285,200	320,800	362,400	395,000
	7	204,000	286,200	321,900	363,800	397,100
	8	205,900	287,100	322,900	365,100	399,100
	9	207,600	288,000	323,900	366,100	401,100
	10	209,300	288,900	325,300	367,900	403,100
	11	211,000	289,800	326,900	369,600	405,100

12	212, 600	290, 700	328, 500	371, 300	407, 100
13	214, 100	291, 700	330, 400	372, 800	409, 100
14	216, 800	292, 900	332, 000	374, 500	411, 200
15	219, 500	294, 100	333, 600	376, 200	413, 300
16	222, 100	295, 200	335, 200	377, 800	415, 400
17	224, 700	296, 300	336, 900	379, 400	417, 400
18	226, 900	297, 500	338, 500	380, 900	418, 800
19	229, 000	298, 700	340, 100	382, 400	420, 200
20	231, 100	299, 800	341, 700	383, 900	421, 600
21	233, 200	301, 000	343, 200	385, 400	423, 000
22	235, 100	302, 000	344, 000	386, 800	424, 300
23	236, 900	303, 000	344, 800	388, 100	425, 600
24	238, 500	304, 100	345, 600	389, 400	426, 800
25	243, 100	305, 200	346, 400	390, 900	428, 000
26	246, 100	306, 300	347, 200	392, 500	429, 200

27	249, 000	307, 400	348, 000	394, 100	430, 400
28	251, 900	308, 400	348, 800	395, 700	431, 500
29	254, 800	309, 300	349, 600	397, 300	432, 500
30	256, 800	310, 100	350, 400	398, 800	433, 600
31	258, 800	310, 900	351, 200	400, 200	434, 800
32	260, 700	311, 700	352, 000	401, 600	435, 900
33	262, 600	312, 500	352, 700	403, 000	436, 900
34	264, 100	313, 300	353, 500	404, 300	437, 800
35	265, 600	314, 100	354, 300	405, 500	438, 700
36	267, 000	314, 900	355, 000	406, 700	439, 600
37	268, 400	315, 700	355, 700	407, 900	440, 500
38	269, 400	316, 500	356, 400	409, 000	441, 400
39	270, 200	317, 300	357, 100	410, 000	442, 300
40	270, 900	318, 000	357, 800	411, 000	443, 100
41	271, 400	318, 700	358, 500	411, 500	443, 500

42	272, 000	319, 500	359, 200	412, 400	444, 100
43	272, 500	320, 200	359, 800	413, 300	444, 700
44	273, 000	320, 900	360, 500	414, 200	445, 300
45	273, 500	321, 600	361, 300	415, 100	445, 800
46	274, 300	322, 300	362, 100	416, 000	446, 100
47	275, 000	323, 000	362, 800	416, 900	446, 600
48	275, 700	323, 600	363, 500	417, 800	447, 000
49	276, 400	324, 200	364, 200	418, 600	447, 300
50	277, 100	324, 700	365, 000	419, 500	447, 900
51	277, 800	325, 200	365, 800	420, 400	448, 500
52	278, 500	325, 600	366, 600	421, 100	449, 100
53	279, 200	326, 000	367, 500	421, 300	449, 700
54	280, 100	326, 300	368, 500	421, 700	450, 400
55	281, 000	326, 600	369, 400	422, 100	451, 000
56	281, 500	326, 900	370, 100	422, 400	451, 600

57	282, 000	327, 200	370, 700	422, 700	451, 900
58	282, 500	327, 500	371, 600	422, 900	452, 600
59	283, 000	327, 800	372, 500	423, 300	453, 300
60	283, 500	328, 100	373, 300	423, 700	454, 000
61	284, 000	328, 400	373, 800	424, 000	454, 400
62	284, 500	328, 700	374, 200	424, 500	454, 700
63	285, 100	329, 000	374, 500	425, 100	455, 000
64	285, 700	329, 200	374, 800	425, 600	455, 200
65	286, 300	329, 400	375, 100	426, 200	455, 400
66	286, 800	329, 700	375, 500	426, 800	455, 600
67	287, 400	330, 000	375, 800	427, 300	455, 900
68	288, 000	330, 200	376, 100	427, 800	456, 200
69	288, 600	330, 400	376, 300	428, 400	456, 400
70	289, 200	330, 700	376, 600	428, 900	456, 700
71	289, 800	331, 000	376, 900	429, 500	457, 000

72	290, 400	331, 200	377, 200	430, 100	457, 200
73	290, 900	331, 400	377, 500	430, 600	457, 400
74	291, 500	331, 700	377, 700	431, 200	
75	292, 100	332, 000	378, 100	431, 700	
76	292, 700	332, 200	378, 400	432, 300	
77	293, 200	332, 400	378, 700	432, 800	
78	293, 700	332, 700	379, 200	433, 300	
79	294, 200	333, 000	379, 700	433, 900	
80	294, 700	333, 200	380, 100	434, 600	
81	295, 200	333, 400	380, 500	434, 900	
82	295, 600	333, 700	380, 900	435, 500	
83	296, 000	334, 000	381, 400	436, 100	
84	296, 400	334, 200	381, 900	436, 600	
85	296, 800	334, 400	382, 300	437, 000	
86	297, 200	334, 700	382, 800	437, 500	

87	297, 600	334, 900	383, 200	438, 200		
88	297, 900	335, 100	383, 600	438, 900		
89	298, 200	335, 400	384, 100	439, 100		
90	298, 600	335, 700	384, 600			
91	299, 000	335, 900	385, 100			
92	299, 300	336, 200	385, 600			
93	299, 600	336, 400	385, 900			
94	299, 900	336, 600	386, 300			
95	300, 200	336, 900	386, 600			
96	300, 600	337, 200	387, 000			
97	300, 900	337, 400	387, 500			
98	301, 200	337, 700	387, 800			
99	301, 500	337, 900	388, 300			
100	301, 700	338, 200	388, 700			
101	301, 900	338, 400	389, 300			

102	302, 200	338, 600			
103	302, 500	338, 800			
104	302, 700	339, 000			
105	302, 900	339, 400			
106	303, 200	339, 600			
107	303, 500	339, 800			
108	303, 700	340, 100			
109	303, 900	340, 400			
110	304, 200	340, 600			
111	304, 500	340, 900			
112	304, 700	341, 200			
113	304, 900	341, 400			
114	305, 100				
115	305, 400				
116	305, 700				

	117	305,900				
	118	306,200				
	119	306,500				
	120	306,700				
	121	306,900				
	122	307,100				
	123	307,300				
	124	307,600				
	125	307,900				
	126	308,200				
	127	308,400				
	128	308,600				
	129	308,900				
定年前再任用短時		216,200	239,000	272,500	307,400	320,200

間勤務職員						

備考

1　この表は、船舶に乗り組む船長、航海士、機関長、機関士等で人事委員会規則で定めるものに適用する。

2　定年前再任用短時間勤務職員の項の適用については、表中「給料月額」とあるのは、「基準給料月額」と読み替えるものとする。

第３条　職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（昇給等の基準） 第４条　略 ２～６　略 ７　次の各号に掲げる職員の第５項の規定による昇給は、同項に規定する期間におけるその者の勤務成績が極めて良好である場合又は特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇	（昇給等の基準） 第４条　略 ２～６　略 ７　55歳を超える職員に係る第５項の規定による昇給は、同項に規定する期間におけるその者の勤務成績が極めて良好である場合又は特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇

給の号給数は、その者の勤務成績に応じて人事委員会規則で定める基準に従い決定するものとする。 （１）　55歳を超える職員（次号に掲げる職員を除く。） （２）　行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が８級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員	給の号給数は、その者の勤務成績に応じて人事委員会規則で定める基準に従い決定するものとする。
８～11　略	８～11　略
（扶養手当） 第８条　扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。ただし、次項第２号から第５号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる父母等」という。）に係る扶養手当は、行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が９級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員（以下「行政	（扶養手当） 第８条　扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。ただし、次項第１号及び第３号から第６号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）に係る扶養手当は、行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が９級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定め

９級職員等」という。）に対しては支給しない。	る職員（以下「行政９級職員等」という。）に対しては支給しない。
２　前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。	２　前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。
	（１）　配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）
（１）　略	（２）　略
（２）　略	（３）　略
（３）　略	（４）　略
（４）　略	（５）　略
（５）　略	（６）　略
３　扶養手当の月額は、次の各号に掲げる扶養親族の区分に応じ、当該各号に定める額とする。	３　扶養手当の月額は、次の各号に掲げる扶養親族の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
（１）　扶養親族たる父母等　１人につき6,500円（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が８級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相	（１）　扶養親族たる配偶者、父母等　１人につき6,500円（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が８級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級が

当するものとして人事委員会規則で定める職員（以下「行政８級職員等」という。）にあっては3,500円）	これに相当するものとして人事委員会規則で定める職員（以下「行政８級職員等」という。）にあっては3,500円）
（２）　前項第１号に掲げる扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）　１人につき13,000円	（２）　前項第２号に掲げる扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）　１人につき10,000円
４　略	４　略
第９条　新たに職員となった者に扶養親族（行政９級職員等にあっては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、行政９級職員等から行政９級職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる父母等がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を任命権者に届け出なければならない。	第９条　新たに職員となった者に扶養親族（行政９級職員等にあっては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、行政９級職員等から行政９級職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を任命権者に届け出なければならない。
（１）　新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合（行政９級職員等に扶養親族たる父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。）	（１）　新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合（行政９級職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。）
（２）　扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族	（２）　扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族

たる子又は前条第２項第２号若しくは第４号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の３月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合及び行政９級職員等に扶養親族たる父母等たる要件を欠くに至った者がある場合を除く。）	たる子又は前条第２項第３号若しくは第５号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の３月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合及び行政９級職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合を除く。）
２　扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族（行政９級職員等にあっては、扶養親族たる子に限る。）がある場合においてはその者が職員となった日、行政９級職員等から行政９級職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行政９級職員等以外の職員となった日、職員に扶養親族（行政９級職員等にあっては、扶養親族たる子に限る。）で同項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第１号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員	２　扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族（行政９級職員等にあっては、扶養親族たる子に限る。）がある場合においてはその者が職員となった日、行政９級職員等から行政９級職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行政９級職員等以外の職員となった日、職員に扶養親族（行政９級職員等にあっては、扶養親族たる子に限る。）で同項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第１号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けて

が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、行政９級職員等以外の職員から行政９級職員等となった職員に扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行政９級職員等となった日、扶養手当を受けている職員の扶養親族（行政９級職員等にあっては、扶養親族たる子に限る。）で同項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。	いる職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、行政９級職員等以外の職員から行政９級職員等となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行政９級職員等となった日、扶養手当を受けている職員の扶養親族（行政９級職員等にあっては、扶養親族たる子に限る。）で同項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。
３　扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合に	３　扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合に

おいては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第１号又は第３号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。	おいては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第１号又は第３号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。
（１）・（２）　略	（１）・（２）　略
（３）　扶養親族たる父母等及び扶養親族たる子で第１項の規定による届出に係るものがある行政９級職員等が行政９級職員等以外の職員となった場合	（３）　扶養親族たる配偶者、父母等及び扶養親族たる子で第１項の規定による届出に係るものがある行政９級職員等が行政９級職員等以外の職員となった場合
（４）　扶養親族たる父母等で第１項の規定による届出に係るものがある行政８級職員等が行政８級職員等及び行政９級職員等以外の職員となった場合	（４）　扶養親族たる配偶者、父母等で第１項の規定による届出に係るものがある行政８級職員等が行政８級職員等及び行政９級職員等以外の職員となった場合
（５）　扶養親族たる父母等で第１項の規定による届出に係るもの及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある職員で行政９級職員等以外のものが行政９級職員等となった場合	（５）　扶養親族たる配偶者、父母等で第１項の規定による届出に係るもの及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある職員で行政９級職員等以外のものが行政９級職員等となった場合
（６）　扶養親族たる父母等で第１項の規定による届出に係るもの	（６）　扶養親族たる配偶者、父母等で第１項の規定による届出に

がある職員で行政８級職員等及び行政９級職員等以外のものが行政８級職員等となった場合	係るものがある職員で行政８級職員等及び行政９級職員等以外のものが行政８級職員等となった場合
（７）　略	（７）　略
（地域手当）	（地域手当）
第９条の２　略	第９条の２　略
２　地域手当の月額は、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に、次の各号に掲げる地域手当の級地の区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。	２　地域手当の月額は、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に、次の各号に掲げる地域手当の級地の区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。
（１）・（２）　略	（１）・（２）　略
（３）　３級地　100分の12	（３）　３級地　100分の15
（４）　４級地　100分の８	（４）　４級地　100分の12
（５）　５級地　100分の４	（５）　５級地　100分の10
	（６）　６級地　100分の６
	（７）　７級地　100分の３
３　略	３　略

（住居手当） 第９条の５　住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。 （１）　略 （２）　第10条の２第１項又は第３項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が居住するための住宅（県が設置する公舎その他人事委員会規則で定める住宅を除く。）を借り受け、月額１万2,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定めるもの ２・３　略	（住居手当） 第９条の５　住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。 （１）　略 （２）　第10条の２第１項又は第３項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅（県が設置する公舎その他人事委員会規則で定める住宅を除く。）を借り受け、月額１万2,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定めるもの ２・３　略
（通勤手当） 第10条　略	（通勤手当） 第10条　略

2　通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。	2　通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
（１）　前項第１号に掲げる職員　支給単位期間（通勤手当の支給の単位となる期間として６月を超えない範囲内で１月を単位として人事委員会規則で定める期間（自動車等及び駐車場に係る通勤手当にあっては、１月）をいう。以下この条において同じ。）につき、人事委員会規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「１月当たりの運賃等相当額」という。）が15万円を超えるときは、支給単位期間につき、15万円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が２以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、１月当たりの運賃等相当額の合計額が15万円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、15万円に当該支給単位期間	（１）　前項第１号に掲げる職員　支給単位期間（通勤手当の支給の単位となる期間として６月を超えない範囲内で１月を単位として人事委員会規則で定める期間（自動車等及び駐車場に係る通勤手当にあっては、１月）をいう。以下この条において同じ。）につき、人事委員会規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「１月当たりの運賃等相当額」という。）が５万5,000円を超えるときは、支給単位期間につき、５万5,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が２以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、１月当たりの運賃等相当額の合計額が５万5,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、５万

の月数を乗じて得た額）	5,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）
（２）　前項第２号に掲げる職員（次号に掲げる職員を除く。）	（２）　前項第２号に掲げる職員（次号に掲げる職員を除く。）
次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額（育児短時間勤務職員等及び短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して人事委員会規則で定める職員にあっては、その額から、その額に人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）	次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額（育児短時間勤務職員等及び短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して人事委員会規則で定める職員にあっては、その額から、その額に人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）
ア　自動車等の使用距離（以下この号において「使用距離」という。）が片道４キロメートル未満である職員　1,700円	ア　自動車等の使用距離（以下この号において「使用距離」という。）が片道４キロメートル未満である職員　1,600円
イ　使用距離が片道４キロメートル以上６キロメートル未満である職員　2,800円	イ　使用距離が片道４キロメートル以上６キロメートル未満である職員　2,700円
ウ　使用距離が片道６キロメートル以上８キロメートル未満である職員　3,900円	ウ　使用距離が片道６キロメートル以上８キロメートル未満である職員　3,800円
エ　使用距離が片道８キロメートル以上10キロメートル未満である職員　5,000円	エ　使用距離が片道８キロメートル以上10キロメートル未満である職員　4,900円
オ　使用距離が片道10キロメートル以上12キロメートル未満で	オ　使用距離が片道10キロメートル以上12キロメートル未満で

ある職員　6,100円	ある職員　6,000円
カ　使用距離が片道12キロメートル以上14キロメートル未満で	カ　使用距離が片道12キロメートル以上14キロメートル未満で
ある職員　7,200円	ある職員　7,100円
キ　使用距離が片道14キロメートル以上16キロメートル未満で	キ　使用距離が片道14キロメートル以上16キロメートル未満で
ある職員　8,300円	ある職員　8,200円
ク　使用距離が片道16キロメートル以上18キロメートル未満で	ク　使用距離が片道16キロメートル以上18キロメートル未満で
ある職員　9,400円	ある職員　9,300円
ケ　使用距離が片道18キロメートル以上20キロメートル未満で	ケ　使用距離が片道18キロメートル以上20キロメートル未満で
ある職員　１万500円	ある職員　１万400円
コ　使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満で	コ　使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満で
ある職員　１万2,500円	ある職員　１万2,300円
サ　使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満で	サ　使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満で
ある職員　１万5,400円	ある職員　１万5,000円
シ　使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満で	シ　使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満で
ある職員　１万8,300円	ある職員　１万7,700円
ス　使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満で	ス　使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満で

ある職員　２万1,200円	ある職員　２万400円
セ　使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満で	セ　使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満で
ある職員　２万4,100円	ある職員　２万3,100円
ソ　使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満で	ソ　使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満で
ある職員　２万7,000円	ある職員　２万5,800円
タ　使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満で	タ　使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満で
ある職員　２万9,900円	ある職員　２万8,500円
チ　使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満で	チ　使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満で
ある職員　３万2,800円	ある職員　３万1,200円
ツ　使用距離が片道60キロメートル以上65キロメートル未満で	ツ　使用距離が片道60キロメートル以上65キロメートル未満で
ある職員　３万5,700円	ある職員　３万3,900円
テ　使用距離が片道65キロメートル以上70キロメートル未満で	テ　使用距離が片道65キロメートル以上70キロメートル未満で
ある職員　３万8,600円	ある職員　３万6,600円
ト　使用距離が片道70キロメートル以上75キロメートル未満で	ト　使用距離が片道70キロメートル以上75キロメートル未満で
ある職員　４万1,500円	ある職員　３万9,300円
ナ　使用距離が片道75キロメートル以上80キロメートル未満で	ナ　使用距離が片道75キロメートル以上80キロメートル未満で

ある職員　４万4,400円	ある職員　４万2,000円
ニ　使用距離が片道80キロメートル以上85キロメートル未満である職員　４万7,300円	ニ　使用距離が片道80キロメートル以上85キロメートル未満である職員　４万4,700円
ヌ　使用距離が片道85キロメートル以上90キロメートル未満である職員　５万200円	ヌ　使用距離が片道85キロメートル以上90キロメートル未満である職員　４万7,400円
ネ　使用距離が片道90キロメートル以上である職員　５万3,100円	ネ　使用距離が片道90キロメートル以上である職員　５万100円
（３）　略	（３）　略
（４）　前項第３号に掲げる職員　交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して人事委員会規則で定める区分に応じ、第１号及び第２号に定める額（１月当たりの運賃等相当額及び第２号に定める額の合計額が15万円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、15万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）、第１号に定める	（４）　前項第３号に掲げる職員　交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して人事委員会規則で定める区分に応じ、第１号及び第２号に定める額（１月当たりの運賃等相当額及び第２号に定める額の合計額が５万5,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、５万5,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）、第１

額又は第２号に定める額	号に定める額又は第２号に定める額
３　略	３　略
４　第１項第１号又は第３号に掲げる職員で人事委員会規則で定めるもののうち、通勤のため、特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等の利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。）を負担することを常例とするものには、前２項の規定による額のほか、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を通勤手当として支給する。ただし、当該額を支給単位期間の月数で除して得た額は、15万円から第２項の規定による額を支給単位期間の月数で除して得た額を控除した額を上限とする。	４　第１項第１号又は第３号に掲げる職員で人事委員会規則で定めるもののうち、通勤のため、特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等でその利用が人事委員会規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。）を負担することを常例とするものには、前２項の規定による額のほか、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を通勤手当として支給する。
（１）　通勤のため特別急行列車の利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下この号及び第６項第２号において同じ。）を負担することを常例とする職員　人事委	（１）　通勤のため特別急行列車でその利用が人事委員会規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる

員会規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額	運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下この号及び第６項第２号において同じ。）を負担することを常例とする職員　人事委員会規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額の３分の２に相当する額
（２）　通勤（公署を異にする異動若しくは在勤する公署の移転又は新たにこの条例の適用を受けることとなった職員（任用の事情等を考慮して人事委員会規則で定める職員に限る。）の当該適用の直前の住居（当該住居に相当するものとして人事委員会規則で定める住居を含む。）からの通勤に限る。以下この号において「特定通勤」という。）のため高速自動車国道その他の交通機関等（特別急行列車を除く。以下「高速自動車国道等」という。）の利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下「高速自動車国道等特別料金等」という。）を負担することを常例とする職員　支給単位期間につき、人事委員会規則で定めるところにより算出したその者の支	（２）　通勤（公署を異にする異動又は在勤する公署の移転の直前の住居（当該住居に相当するものとして人事委員会規則で定める住居を含む。）からの通勤に限る。以下この号において「特定通勤」という。）のため高速自動車国道その他の交通機関等（特別急行列車を除く。以下「高速自動車国道等」という。）で、その利用が人事委員会規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下「高速自動車国道等特別料金等」という。）を負担することを常例とする職員（公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、所在する地域を異にする公署に在勤

給単位期間の特定通勤に要する高速自動車国道等特別料金等に相当する額	することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった当該職員で人事委員会規則で定めるものに限る。）支給単位期間につき、人事委員会規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の特定通勤に要する高速自動車国道等特別料金等の２分の１に相当する額。ただし、当該額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「１月当たりの特別料金等２分の１相当額」という。）が２万円を超えるときは、支給単位期間につき、２万円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が２以上の高速自動車国道等を利用するものとして当該高速自動車国道等特別料金等の額を算出する場合において、１月当たりの特別料金等２分の１相当額の合計額が２万円を超えるときは、その者の高速自動車国道等に係る通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、２万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）
（３）　略	（３）　略
５　前項の規定は、鳥取県公益的法人等への職員の派遣等に関する	５　前項の規定は、国家公務員（国家公務員退職手当法（昭和28年

条例（平成14年鳥取県条例第３号）第２条第１項の規定による派遣から職務に復帰した職員のうち、第１項第１号又は第３号に掲げる職員で、当該復帰の直前の住居（当該住居に相当するものとして人事委員会規則で定める住居を含む。）からの通勤のため、高速自動車国道等を利用し、その利用に係る高速自動車国道等特別料金等を負担することを常例とするもの（任用の事情等を考慮して人事委員会規則で定める職員に限る。）その他前項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員の通勤手当の額の算出について準用する。	法律第182号）第２条に規定する者をいう。）、職員以外の地方公務員又はこれらに準ずる者として人事委員会規則で定める法人に使用されるもの（以下「国家公務員等」という。）であった者から引き続きこの条例の適用を受ける職員となった者のうち、第１項第１号又は第３号に掲げる職員で、当該適用の直前の住居（当該住居に相当するものとして人事委員会規則で定める住居を含む。）からの通勤のため、高速自動車国道等でその利用が人事委員会規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る高速自動車国道等特別料金等を負担することを常例とするもの（任用の事情等を考慮して人事委員会規則で定める職員に限る。）その他前項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員の通勤手当の額の算出について準用する。
６　第１項第２号又は第３号に掲げる職員（育児短時間勤務職員等及び短時間勤務職員のうち第２項第２号の人事委員会規則で定め	６　第１項第２号又は第３号に掲げる職員（育児短時間勤務職員等及び短時間勤務職員のうち第２項第２号の人事委員会規則で定め

る職員を除く。）のうち、通勤のため自動車等（原動機を用いるものに限る。以下この項において同じ。）を使用することを常例とする区間の全部又は一部において、任命権者が特に必要と認める日（以下この項において「特定日」という。）に、通勤のため交通機関等を利用して運賃等を負担するものの自動車等に係る通勤手当の額に係る第２項及び第４項の規定の適用については、第２項第２号に規定する額は、同号に定める額から第１号に掲げる額を減じ、第２号に掲げる額を加えた額とする。	る職員を除く。）のうち、通勤のため自動車等（原動機を用いるものに限る。以下この項において同じ。）を使用することを常例とする区間の全部又は一部において、任命権者が特に必要と認める日（以下この項において「特定日」という。）に、通勤のため交通機関等を利用して運賃等を負担するものの自動車等に係る通勤手当の額は、第２項の規定にかかわらず、同項に定める額に第１号に掲げる額を加えた額（当該額が０円を下回るときは、当該額の絶対値に相当する額を差し引いた額）に第２号に掲げる額を加え、第３号に掲げる額を減じた額とする。
（１）　次のア及びイに定める額を合計した額を７で除して得た額（その額に１円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）	（１）　その者が常例として使用する自動車等の使用距離について第２項第２号に定める額又は当該額及び常例として利用しその運賃等を負担する交通機関等に係る１月当たりの運賃等相当額の合計額（以下この項において「第２項常例額」という。）からアに掲げる額を控除した額にイに掲げる額を加えて得た額（当該得た額に１円未満の端数がある場合にあってはその端数を切り捨てた額とし、当該得た額が５万5,000円を超える場合

	にあっては５万5,000円とする。）から第２項常例額を差し引いて得た額
ア　その者が常例として使用する自動車等の使用距離について第２項第２号に定める額	ア　第２項常例額（交通機関等が発行する通勤用定期乗車券及びそれに類するものに係るものを除く。）を７で除して得た額
イ　その者が常例として通勤のため利用する高速自動車国道等（その者が特定日において利用するものを除く。）の利用に係る高速自動車国道等特別料金等の額を支給単位期間の月数で除して得た額	イ　その者が特定日において通勤のため利用してその運賃等を負担する交通機関等について人事委員会規則で定めるところにより算出した１月の通勤に要する運賃等の額に相当する額又は当該額及びその者が特定日おいて通勤のため使用する自動車等の使用距離について第２項第２号に定める額の合計額を７で除して得た額
（２）　次のア及びイに定める額を合計した額を７で除して得た額（その額に１円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）	（２）　その者が特定日おける通勤のため利用しその利用に係る特別料金等を負担する特別急行列車（その者が常例として利用するものを除く。）について人事委員会規則で定めるところにより算出した１月の通勤に要する特別料金等の額の21分の２に相当する額（その額に１円未満の端数があるときは、これを切り

	捨てた額）
ア　その者が特定日において通勤のため利用してその運賃等を負担する交通機関等について人事委員会規則で定めるところにより算出した１月の通勤に要する運賃等の額に相当する額又は当該額及びその者が特定日において通勤のため使用する自動車等の使用距離について第２項第２号に定める額の合計額 イ　その者が特定日における通勤のため利用しその利用に係る特別料金等を負担する特別急行列車（その者が常例として利用するものを除く。）について人事委員会規則で定めるところにより算出した１月の通勤に要する特別料金等の額	（３）　その者が常例として通勤のため利用しその高速自動車国道等特別料金等を負担する高速自動車国道等（その者が特定日において利用するものを除く。）に係る１月当たりの特別料金等２分の１相当額（当該額が２万円を超えるときは、２万円）の７分の１に相当する額（その額に１円未満の端数があるとき

	は、これを切り捨てた額）
７～９　略	７～９　略
（単身赴任手当） 第10条の２　公署を異にする異動若しくは在勤する公署の移転又は新たにこの条例の適用を受けることとなった職員の当該適用に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の人事委員会規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動若しくは公署の移転又は適用の直前の住居から当該異動若しくは公署の移転又は適用の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して人事委員会規則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する公署に通勤することが、通勤距離等を考慮して人事委員会規則で定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。	（単身赴任手当） 第10条の２　公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の人事委員会規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居から当該異動又は公署の移転の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して人事委員会規則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する公署に通勤することが、通勤距離等を考慮して人事委員会規則で定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。

2　略	2　略
3　地方公務員法第22条の４第１項又は第22条の５第１項の規定による採用（同法の規定により退職した日の翌日におけるものに限る。）をされたことに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の人事委員会規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該採用の直前の住居から当該採用の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して人事委員会規則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員その他第１項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員には、前２項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。	3　国家公務員等であった者から引き続きこの条例の適用を受ける職員となり、これに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の人事委員会規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して人事委員会規則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員（任用の事情等を考慮して人事委員会規則で定める職員に限る。）その他第１項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員には、前２項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。
4　略	4　略
（特地勤務手当に準ずる手当） 第11条の９　略	（特地勤務手当に準ずる手当） 第11条の９　略

2　国家公務員（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第２条に規定する者をいう。）、職員以外の地方公務員又はこれらに準ずる者として人事委員会規則で定める法人に使用されるものであった者から引き続きこの条例の適用を受ける職員となって準特地公署に在勤することとなったことに伴って住居を移転した職員（任用の事情等を考慮して人事委員会規則で定める職員に限る。）、新たに準特地公署に該当することとなった公署に在勤する職員でその準特地公署に該当することとなった日前３年以内に当該公署に異動し、当該異動に伴って住居を移転したものその他前項の規定による手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員には、人事委員会規則で定めるところにより、同項の規定に準じて、特地勤務手当に準ずる手当を支給する。	2　国家公務員等であった者から引き続きこの条例の適用を受ける職員となって準特地公署に在勤することとなったことに伴って住居を移転した職員（任用の事情等を考慮して人事委員会規則で定める職員に限る。）、新たに準特地公署に該当することとなった公署に在勤する職員でその準特地公署に該当することとなった日前３年以内に当該公署に異動し、当該異動に伴って住居を移転したものその他前項の規定による手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員には、人事委員会規則で定めるところにより、同項の規定に準じて、特地勤務手当に準ずる手当を支給する。
（管理職員特別勤務手当） 第16条の３　略	（管理職員特別勤務手当） 第16条の３　略

2　前項に規定する場合のほか、管理監督職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午後10時から翌日の午前５時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。	2　前項に規定する場合のほか、管理監督職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前０時から午前５時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。
３・４　略	３・４　略
（期末手当）	（期末手当）
第16条の４　略	第16条の４　略
2　期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の125を乗じて得た額（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が７級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員を除く。第16条の７第２項において「特定幹部職員」という。）にあっては、100分の105を乗じて得た額）に、基準日以前６月以内の期間におけるそ	2　期末手当の額は、期末手当基礎額に、６月に支給する場合においては100分の122.5、12月に支給する場合においては100分の127.5を乗じて得た額（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が７級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員を除く。第16条の７第２項において「特定幹部職員」という。）

の者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。	にあっては、６月に支給する場合においては100分の102.5、12月に支給する場合においては100分の107.5を乗じて得た額）に、基準日以前６月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。
略	略
３～５　略	３～５　略
（勤勉手当）	（勤勉手当）
第16条の７　略	第16条の７　略
２　勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が職員に支給する勤勉手当の額の総額は、勤勉手当基礎額に職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の92.5（特定幹	２　勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が職員に支給する勤勉手当の額の総額は、勤勉手当基礎額に職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、６月に支給する場合

部職員にあっては、100分の112.5）を乗じて得た額の総額を超えてはならない。	においては100分の87.5、12月に支給する場合においては100分の97.5（特定幹部職員にあっては、６月に支給する場合においては100分の107.5、12月に支給する場合においては100分の117.5）を乗じて得た額の総額を超えてはならない。
３～５　略	３～５　略
（定年前再任用短時間勤務職員等についての適用除外） 第16条の11　定年前再任用短時間勤務職員については第４条第３項から第10項まで、第７条の３から第９条まで、第９条の３、第11条の４、第11条の５及び第16条の９の規定は、地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第１項又は任期付職員の採用等に関する条例第４条の規定により任期を定めて採用された職員については第４条第３項から第10項まで、第７条の３から第９条まで、第９条の３、第９条の５、第11条の４、第11条の５、第11条の９及び第16条の９の規定は、それぞれ適用しない。	（定年前再任用短時間勤務職員等についての適用除外） 第16条の11　第４条第３項から第10項まで、第７条の３から第９条まで、第９条の３、第９条の５、第11条の４、第11条の５、第11条の９及び第16条の９の規定は、定年前再任用短時間勤務職員及び地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第１項又は任期付職員の採用等に関する条例第４条の規定により任期を定めて採用された職員には、適用しない。

（第１号会計年度任用職員の期末手当） 第16条の17　略 ２　前項の期末手当の支給については、第16条の４から第16条の６までの規定を準用する。この場合において、第16条の４第２項中「期末手当基礎額に100分の125を乗じて得た額（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が７級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員を除く。第16条の７第２項において「特定幹部職員」という。）にあっては、100分の105を乗じて得た額）に」とあるのは「期末手当基礎額に100分の110.5を乗じて得た額に」と、同条第３項中「職員が受けるべき給料の月額（育児短時間勤務職員等にあっては、給料の月額を算出率で除して得た額）、扶養手当の月額及びこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「第１号会計年度任用職員が受けるべき報酬の月額として人事委員会規則で定める額」と読み替えるものとする。	（第１号会計年度任用職員の期末手当） 第16条の17　略 ２　前項の期末手当の支給については、第16条の４から第16条の６までの規定を準用する。この場合において、第16条の４第２項中「期末手当基礎額に、６月に支給する場合においては100分の122.5、12月に支給する場合においては100分の127.5を乗じて得た額（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が７級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員を除く。第16条の７第２項において「特定幹部職員」という。）にあっては、６月に支給する場合においては100分の102.5、12月に支給する場合においては100分の107.5を乗じて得た額）に」とあるのは「期末手当基礎額に、６月に支給する場合においては100分の108、12月に支給する場合においては100分の113を乗じて得た額に」と、同条第３項中「職員が受けるべき給料の月額（育児短時間勤務職員等

	にあっては、給料の月額を算出率で除して得た額)、扶養手当の月額及びこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「第１号会計年度任用職員が受けるべき報酬の月額として人事委員会規則で定める額」と読み替えるものとする。
（第１号会計年度任用職員の勤勉手当） 第16条の18　略	（第１号会計年度任用職員の勤勉手当） 第16条の18　略
２　前項の勤勉手当の支給については、第16条の７の規定を準用する。この場合において、第16条の７第２項中「職員に支給する勤勉手当の額の総額は、勤勉手当基礎額に職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の92.5（特定幹部職員にあっては、100分の112.5）を乗じて得た額」とあるのは「第１号会計年度任用職員に支給する勤勉手当の額の総額は、勤勉手当基礎額に100分の82を乗じて得た	２　前項の勤勉手当の支給については、第16条の７の規定を準用する。この場合において、第16条の７第２項中「職員に支給する勤勉手当の額の総額は、勤勉手当基礎額に職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、６月に支給する場合においては100分の87.5、12月に支給する場合においては100分の97.5（特定幹部職員にあっては、６月に支給する場合においては100分の107.5、12月に支給する場合に

額」と、同条第３項中「基準日現在において職員が受けるべき給料の月額（育児短時間勤務職員等にあっては、給料の月額を算出率で除して得た額）及びこれに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「基準日現在（退職し、又は死亡した第１号会計年度任用職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において第１号会計年度任用職員が受けるべき報酬の月額として人事委員会規則で定める額」と読み替えるものとする。	おいては100分の117.5）を乗じて得た額」とあるのは「第１号会計年度任用職員に支給する勤勉手当の額の総額は、勤勉手当基礎額に、６月に支給する場合においては100分の77、12月に支給する場合においては100分の87を乗じて得た額」と、同条第３項中「基準日現在において職員が受けるべき給料の月額（育児短時間勤務職員等にあっては、給料の月額を算出率で除して得た額）及びこれに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「基準日現在（退職し、又は死亡した第１号会計年度任用職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において第１号会計年度任用職員が受けるべき報酬の月額として人事委員会規則で定める額」と読み替えるものとする。
（第２号会計年度任用職員の期末手当） 第16条の20　略	（第２号会計年度任用職員の期末手当） 第16条の20　略
２　前項の期末手当の支給については、第16条の４から第16条の６までの規定を準用する。この場合において、第16条の４第２項中	２　前項の期末手当の支給については、第16条の４から第16条の６までの規定を準用する。この場合において、第16条の４第２項中

「期末手当基礎額に100分の125を乗じて得た額（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が７級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員を除く。第16条の７第２項において「特定幹部職員」という。）にあっては、100分の105を乗じて得た額）に」とあるのは「期末手当基礎額に100分の110.5を乗じて得た額に」と、同条第３項中「職員が受けるべき給料の月額（育児短時間勤務職員等にあっては、給料の月額を算出率で除して得た額)、扶養手当の月額及びこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「第２号会計年度任用職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額」と読み替えるものとする。	「期末手当基礎額に、６月に支給する場合においては100分の122.5、12月に支給する場合においては100分の127.5を乗じて得た額（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が７級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員を除く。第16条の７第２項において「特定幹部職員」という。）にあっては、６月に支給する場合においては100分の102.5、12月に支給する場合においては100分の107.5を乗じて得た額）に」とあるのは「期末手当基礎額に、６月に支給する場合においては100分の108、12月に支給する場合においては100分の113を乗じて得た額に」と、同条第３項中「職員が受けるべき給料の月額（育児短時間勤務職員等にあっては、給料の月額を算出率で除して得た額)、扶養手当の月額及びこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「第２号会計年度任用職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額」と読み替えるものとする。

（第２号会計年度任用職員の勤勉手当） 第16条の21　略 ２　前項の勤勉手当の支給については、第16条の７の規定を準用する。この場合において、第16条の７第２項中「職員に支給する勤勉手当の額の総額は、勤勉手当基礎額に職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の92.5（特定幹部職員にあっては、100分の112.5）を乗じて得た額」とあるのは「第２号会計年度任用職員に支給する勤勉手当の額の総額は、勤勉手当基礎額に100分の82を乗じて得た額」と、同条第３項中「基準日現在において職員が受けるべき給料の月額（育児短時間勤務職員等にあっては、給料の月額を算出率で除して得た額）及びこれに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「基準日現在（退職し、又は死亡した第２号会計年度	（第２号会計年度任用職員の勤勉手当） 第16条の21　略 ２　前項の勤勉手当の支給については、第16条の７の規定を準用する。この場合において、第16条の７第２項中「職員に支給する勤勉手当の額の総額は、勤勉手当基礎額に職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、６月に支給する場合においては100分の87.5、12月に支給する場合においては100分の97.5（特定幹部職員にあっては、６月に支給する場合においては100分の107.5、12月に支給する場合においては100分の117.5）を乗じて得た額」とあるのは「第２号会計年度任用職員に支給する勤勉手当の額の総額は、勤勉手当基礎額に、６月に支給する場合においては100分の77、12月に支給する場合においては100分の87を乗じて得た額」と、同条第３項中

任用職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において第２号会計年度任用職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額」と読み替えるものとする。	「基準日現在において職員が受けるべき給料の月額（育児短時間勤務職員等にあっては、給料の月額を算出率で除して得た額）及びこれに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「基準日現在（退職し、又は死亡した第２号会計年度任用職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において第２号会計年度任用職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額」と読み替えるものとする。

第４条　職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第１から別表第６までを次のように改める。

別表第１　行政職給料表（第３条関係）

職員の区分	職務の級	１級	２級	３級	４級	５級	６級	７級	８級	９級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前		円	円	円	円	円	円	円	円	円

再任用	1	183,800	230,300	265,700	299,200	321,800	355,700	408,900	459,000	511,000
短時間	2	184,900	231,800	266,700	300,800	323,600	357,400	410,800	464,500	517,900
勤務職	3	186,100	233,300	267,700	302,300	325,400	359,000	412,700	469,500	523,100
員以外	4	187,200	234,900	268,700	303,700	327,100	360,600	414,500	474,200	527,400
の職員	5	188,300	236,400	269,700	305,100	328,800	362,200	416,300	478,200	530,900
	6	190,000	237,900	270,700	306,200	330,500	364,000	418,100	481,700	534,200
	7	191,600	239,400	271,700	307,200	332,200	365,500	419,900	484,700	537,200
	8	193,200	240,900	272,700	308,400	333,900	367,100	421,700	487,200	539,700
	9	194,800	242,400	273,700	309,600	335,500	368,600	423,300	489,200	541,700
	10	196,500	243,800	274,700	311,200	337,200	370,200	424,800		
	11	198,100	245,200	275,700	312,800	338,900	371,800	426,300		
	12	199,700	246,600	276,800	314,400	340,500	373,300	427,800		
	13	201,300	247,800	277,800	315,900	342,000	375,200	429,300		
	14	203,000	249,000	279,100	317,500	343,600	377,100	430,600		
	15	204,700	250,200	280,400	319,100	345,200	379,000	431,900		

		16	206, 400	251, 400	281, 600	320, 700	346, 700	380, 800	433, 100		
		17	207, 700	252, 500	282, 900	322, 200	348, 100	382, 300	434, 400		
		18	209, 300	253, 600	284, 200	323, 900	349, 800	384, 100	435, 700		
		19	210, 900	254, 700	285, 400	325, 500	351, 400	385, 800	437, 000		
		20	212, 400	255, 800	286, 600	327, 100	353, 000	387, 400	438, 200		
		21	213, 900	256, 800	287, 700	328, 500	354, 200	389, 100	439, 400		
		22	215, 500	257, 800	288, 900	330, 200	355, 700	390, 500	440, 200		
		23	217, 100	258, 800	290, 200	331, 900	357, 200	391, 900	441, 000		
		24	218, 700	259, 800	291, 500	333, 500	358, 700	393, 300	441, 800		
		25	220, 300	260, 800	292, 800	334, 700	360, 400	394, 700	442, 400		
		26	222, 000	261, 700	293, 800	336, 600	362, 200	395, 900	443, 000		
		27	223, 300	262, 600	294, 800	338, 300	363, 900	397, 100	443, 600		
		28	224, 600	263, 500	295, 900	339, 900	365, 600	398, 100	444, 200		
		29	225, 900	264, 300	297, 000	341, 400	367, 000	399, 200	444, 900		
		30	227, 000	265, 100	298, 200	343, 000	368, 400	400, 400	445, 700		

		31	228, 100	265, 900	299, 300	344, 600	369, 600	401, 500	446, 100		
		32	229, 200	266, 700	300, 600	346, 200	371, 000	402, 600	446, 800		
		33	230, 300	267, 400	301, 800	347, 900	372, 100	403, 300	447, 300		
		34	231, 400	268, 200	303, 100	349, 700	373, 000	404, 000	447, 700		
		35	232, 500	269, 000	304, 400	351, 500	374, 000	404, 700	448, 100		
		36	233, 600	269, 700	305, 700	353, 300	375, 100	405, 400	448, 500		
		37	234, 800	270, 400	307, 000	354, 800	375, 900	406, 000	448, 900		
		38	235, 800	271, 200	308, 300	356, 200	376, 800	406, 600			
		39	236, 800	272, 000	309, 600	357, 600	377, 700	407, 100			
		40	237, 700	272, 700	310, 900	359, 000	378, 500	407, 500			
		41	238, 600	273, 400	312, 200	360, 500	379, 300	407, 900			
		42	239, 500	274, 200	313, 500	361, 300	380, 100	408, 100			
		43	240, 300	275, 000	314, 800	362, 300	380, 900	408, 400			
		44	241, 100	275, 700	315, 900	363, 300	381, 600	408, 700			
		45	241, 800	276, 400	316, 800	364, 200	382, 300	409, 000			

		46	242, 400	277, 100	318, 100	365, 300	383, 000	409, 300			
		47	243, 000	277, 800	319, 400	366, 200	383, 700	409, 600			
		48	243, 600	278, 500	320, 700	367, 300	384, 400	409, 900			
		49	244, 200	279, 200	321, 900	368, 200	384, 900	410, 100			
		50	244, 800	279, 900	323, 200	368, 900	385, 500	410, 400			
		51	245, 400	280, 600	324, 400	369, 600	386, 100	410, 700			
		52	245, 900	281, 300	325, 600	370, 200	386, 800	411, 000			
		53	246, 400	281, 900	326, 900	370, 600	387, 200	411, 200			
		54	246, 800	282, 600	328, 000	371, 200	387, 800	411, 500			
		55	247, 100	283, 200	329, 100	371, 900	388, 400	411, 800			
		56	247, 400	283, 900	330, 200	372, 600	388, 900	412, 100			
		57	247, 700	284, 500	330, 900	372, 900	389, 300	412, 300			
		58	248, 000	285, 200	331, 800	373, 600	389, 900	412, 600			
		59	248, 300	285, 800	332, 500	374, 300	390, 500	412, 900			
		60	248, 600	286, 500	333, 300	374, 900	391, 000	413, 100			

		61	248, 900	287, 100	334, 100	375, 200	391, 400	413, 300			
		62	249, 200	287, 800	334, 500	375, 700	391, 900	413, 600			
		63	249, 500	288, 400	335, 100	376, 300	392, 400	413, 900			
		64	249, 800	288, 900	335, 800	376, 900	393, 000	414, 100			
		65	250, 100	289, 400	336, 600	377, 200	393, 300	414, 300			
		66	250, 400	290, 000	337, 300	377, 800	393, 700	414, 600			
		67	250, 700	290, 500	338, 000	378, 500	394, 100	414, 900			
		68	251, 000	291, 100	338, 600	379, 100	394, 500	415, 100			
		69	251, 300	291, 600	339, 100	379, 500	394, 800	415, 300			
		70	251, 600	292, 100	339, 700	380, 000	395, 100				
		71	251, 900	292, 700	340, 200	380, 600	395, 400				
		72	252, 200	293, 300	340, 800	381, 100	395, 600				
		73	252, 500	293, 800	341, 100	381, 600	395, 800				
		74	252, 800	294, 300	341, 600	382, 200	396, 100				
		75	253, 100	294, 700	342, 000	382, 700	396, 400				

		76	253, 400	295, 000	342, 400	383, 000	396, 600				
		77	253, 700	295, 200	342, 800	383, 400	396, 800				
		78	254, 000	295, 500	343, 300	383, 900	397, 100				
		79	254, 300	295, 700	343, 800	384, 300	397, 400				
		80	254, 600	296, 000	344, 300	384, 700	397, 600				
		81	254, 900	296, 200	344, 600	385, 100	397, 800				
		82	255, 200	296, 400	345, 000	385, 600	398, 100				
		83	255, 500	296, 700	345, 400	386, 000	398, 400				
		84	255, 800	296, 900	345, 800	386, 400	398, 600				
		85	256, 100	297, 200	346, 100	386, 700	398, 800				
		86	256, 400	297, 500	346, 500						
		87	256, 700	297, 800	346, 900						
		88	257, 000	298, 100	347, 300						
		89	257, 300	298, 400	347, 500						
		90	257, 600	298, 700	347, 900						

		91	257, 900	299, 000	348, 300						
		92	258, 200	299, 400	348, 700						
		93	258, 500	299, 600	348, 900						
		94		299, 800	349, 300						
		95		300, 100	349, 700						
		96		300, 600	350, 000						
		97		300, 800	350, 300						
		98		301, 100	350, 700						
		99		301, 500	351, 100						
		100		301, 900	351, 500						
		101		302, 100	352, 000						
		102		302, 400	352, 400						
		103		302, 700	352, 800						
		104		303, 000	353, 200						
		105		303, 200	353, 700						

	106		303, 500	354, 100							
	107		303, 800	354, 400							
	108		304, 100	354, 700							
	109		304, 300	355, 200							
	110		304, 700	355, 600							
	111		305, 100	355, 900							
	112		305, 400	356, 200							
	113		305, 600	356, 700							
	114		305, 800								
	115		306, 100								
	116		306, 500								
	117		306, 700								
	118		306, 900								
	119		307, 200								
	120		307, 500								

	121		307,900							
	122		308,100							
	123		308,400							
	124		308,700							
	125		309,000							
定年前再任用短時間勤務職員		181,000	216,300	249,700	270,700	279,200	290,700	314,200	342,400	379,200

備考

1　この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

2　定年前再任用短時間勤務職員の項の適用については、表中「給料月額」とあるのは、「基準給料月額」と読み替えるものとする。

別表第２　公安職給料表（第３条関係）

職員の ＼ 職務	１級	２級	３級	４級	５級	６級	７級	８級	９級

区分	の級									
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前		円	円	円	円	円	円	円	円	円
再任用	1	211,900	232,900	255,900	295,800	332,400	353,800	384,700	420,900	466,700
短時間	2	214,300	235,200	257,900	296,800	333,900	355,500	386,400	422,500	472,900
勤務職	3	216,700	237,400	260,100	297,800	335,400	357,200	388,100	424,100	477,900
員以外	4	219,100	239,600	262,300	298,700	336,900	358,800	389,800	425,600	482,200
の職員	5	221,500	241,800	264,400	299,300	338,400	360,400	391,300	427,100	486,200
	6	223,900	243,800	265,700	300,000	339,800	362,100	392,900	428,700	489,700
	7	226,300	245,800	267,000	300,800	341,100	363,700	394,500	430,100	492,700
	8	228,500	247,600	268,300	301,500	342,400	365,300	396,100	431,500	495,200
	9	230,700	249,400	269,600	302,200	343,700	366,900	397,700	432,600	497,400
	10	232,800	251,100	270,900	302,900	345,300	368,600	399,300	434,100	
	11	235,000	252,800	272,200	303,600	346,900	370,200	400,900	435,600	
	12	237,000	254,200	273,500	304,200	348,500	371,800	402,500	437,100	

	13	239,000	255,600	274,800	304,900	350,000	373,400	404,000	438,400	
	14	241,000	257,400	276,000	305,700	351,600	375,000	406,000	440,100	
	15	243,000	258,800	277,100	306,400	353,200	376,600	408,000	441,700	
	16	244,600	260,300	278,600	307,200	354,700	378,200	410,000	443,300	
	17	246,200	261,800	279,900	307,900	356,200	379,800	411,500	444,700	
	18	247,700	263,000	281,200	308,700	357,800	381,400	413,200	446,400	
	19	249,200	264,200	282,500	309,700	359,400	383,000	414,800	448,100	
	20	250,700	265,300	283,700	310,600	360,900	384,600	416,500	449,700	
	21	252,200	266,600	284,900	311,500	362,400	386,200	418,100	451,100	
	22	253,800	267,800	285,500	312,800	364,000	387,800	419,600	451,800	
	23	255,300	269,100	286,100	314,100	365,600	389,500	421,100	452,500	
	24	256,800	270,400	286,700	315,400	367,300	391,200	422,500	453,200	
	25	258,300	271,800	287,200	316,700	368,700	392,900	423,700	453,600	
	26	259,500	273,200	287,800	318,200	370,400	394,900	425,200	454,100	
	27	260,700	274,500	288,400	319,500	372,100	396,800	426,700	454,700	

	28	261,900	275,800	288,900	320,600	373,700	398,700	428,100	455,300	
	29	263,100	276,800	289,400	321,600	375,300	400,400	429,600	455,900	
	30	264,400	278,100	290,000	322,800	376,900	401,800	430,900	456,600	
	31	265,700	279,400	290,500	324,000	378,500	403,000	432,100	457,100	
	32	267,000	280,600	291,000	325,100	380,200	404,300	433,300	457,600	
	33	268,300	281,800	291,500	326,200	381,900	405,300	434,400	458,100	
	34	269,800	282,400	292,100	327,400	383,900	406,400	435,100	458,400	
	35	271,100	283,000	292,600	328,600	385,900	407,400	435,900	458,700	
	36	272,500	283,600	293,100	329,700	387,900	408,400	436,600	459,100	
	37	273,500	284,100	293,600	330,800	389,600	409,500	437,100	459,500	
	38	274,800	284,700	294,200	332,000	391,300	410,700	437,500	459,700	
	39	276,100	285,300	294,800	333,200	392,800	411,800	437,900	460,000	
	40	277,300	285,900	295,400	334,400	394,300	412,900	438,200	460,200	
	41	278,500	286,400	296,100	335,600	395,500	414,100	438,500	460,600	
	42	279,100	287,000	296,800	336,800	396,500	414,900	438,800		

		43	279, 700	287, 600	297, 500	338, 000	397, 500	415, 700	439, 100		
		44	280, 300	288, 100	298, 200	339, 200	398, 500	416, 300	439, 400		
		45	280, 700	288, 600	298, 800	340, 400	399, 600	416, 800	439, 600		
		46	281, 300	289, 100	299, 700	341, 700	400, 700	417, 500	439, 900		
		47	281, 800	289, 600	300, 600	342, 900	401, 800	418, 200	440, 200		
		48	282, 300	290, 100	301, 400	344, 100	402, 900	418, 800	440, 500		
		49	282, 800	290, 700	302, 200	345, 300	404, 200	419, 500	440, 800		
		50	283, 400	291, 200	303, 300	346, 700	405, 000	419, 900	441, 100		
		51	283, 900	291, 800	304, 400	348, 000	405, 800	420, 500	441, 400		
		52	284, 400	292, 400	305, 400	349, 300	406, 400	421, 100	441, 700		
		53	284, 900	293, 000	306, 400	350, 200	406, 900	421, 500	441, 900		
		54	285, 500	293, 700	307, 500	351, 500	407, 600	421, 900	442, 200		
		55	286, 000	294, 400	308, 500	352, 700	408, 300	422, 400	442, 500		
		56	286, 500	295, 100	309, 600	353, 900	409, 000	422, 900	442, 800		
		57	287, 000	295, 700	310, 600	355, 100	409, 300	423, 400	443, 000		

		58	287, 500	296, 600	311, 700	356, 500	410, 000	424, 000	443, 300		
		59	288, 000	297, 400	312, 800	357, 900	410, 700	424, 400	443, 600		
		60	288, 500	298, 200	313, 900	359, 300	411, 200	424, 800	443, 800		
		61	289, 000	299, 000	314, 900	360, 600	411, 600	425, 200	444, 000		
		62	289, 500	299, 900	316, 000	362, 100	412, 000	425, 500	444, 300		
		63	290, 000	300, 900	317, 100	363, 600	412, 500	425, 800	444, 600		
		64	290, 500	301, 800	318, 200	365, 000	413, 000	426, 100	444, 900		
		65	291, 000	302, 600	319, 200	366, 200	413, 500	426, 400	445, 100		
		66	291, 500	303, 500	320, 300	367, 700	413, 900	426, 700	445, 400		
		67	292, 000	304, 300	321, 400	369, 000	414, 400	427, 000	445, 700		
		68	292, 500	305, 100	322, 500	370, 400	414, 900	427, 200	446, 000		
		69	293, 000	306, 000	323, 500	371, 500	415, 400	427, 400	446, 200		
		70	293, 500	306, 900	324, 700	372, 700	415, 900	427, 700			
		71	294, 000	307, 800	325, 900	373, 900	416, 500	428, 000			
		72	294, 500	308, 700	327, 100	375, 100	417, 000	428, 200			

		73	295, 000	309, 500	327, 800	376, 400	417, 400	428, 400			
		74	295, 600	310, 400	329, 100	377, 600	418, 000	428, 700			
		75	296, 200	311, 300	330, 400	378, 800	418, 500	429, 000			
		76	296, 700	312, 100	331, 700	379, 900	418, 700	429, 200			
		77	297, 200	312, 800	333, 000	381, 000	419, 000	429, 400			
		78	297, 800	313, 700	334, 400	382, 200		429, 700			
		79	298, 400	314, 600	335, 800	383, 300		430, 000			
		80	299, 000	315, 600	337, 200	384, 500		430, 200			
		81	299, 600	316, 500	338, 500	385, 600		430, 400			
		82	300, 300	317, 600	340, 100	386, 200		430, 700			
		83	301, 100	318, 600	341, 600	386, 700		431, 000			
		84	301, 700	319, 600	343, 100	387, 200		431, 200			
		85	302, 300	320, 500	344, 500	387, 800		431, 400			
		86	303, 000	321, 500	346, 000	388, 400					
		87	303, 700	322, 500	347, 500	389, 000					

	88	304, 400	323, 500	348, 900	389, 600						
	89	305, 100	324, 500	350, 200	389, 900						
	90	305, 900	325, 800	351, 400	390, 400						
	91	306, 700	327, 000	352, 600	390, 900						
	92	307, 400	328, 200	353, 900	391, 400						
	93	307, 900	329, 400	355, 200	391, 800						
	94	308, 800	330, 700	356, 700	392, 200						
	95	309, 700	331, 900	358, 200	392, 700						
	96	310, 500	333, 100	359, 600	393, 200						
	97	311, 300	334, 300	360, 900	393, 600						
	98	312, 300	335, 600	362, 100	394, 100						
	99	313, 200	336, 800	363, 200	394, 600						
	100	314, 100	338, 000	364, 400	395, 100						
	101	315, 000	339, 400	365, 500	395, 400						
	102	316, 000	340, 300	366, 600	395, 800						

	103	317,000	341,300	367,800	396,300						
	104	317,900	342,400	368,900	396,600						
	105	318,700	343,500	370,100	396,900						
	106	319,300	344,600	370,600	397,400						
	107	319,900	345,600	371,200	397,900						
	108	320,500	346,600	371,800	398,400						
	109	321,000	347,800	372,400	398,700						
	110	321,500	348,800	372,900	399,200						
	111	321,900	349,800	373,300	399,700						
	112	322,400	350,700	373,800	400,200						
	113	323,200	351,600	374,200	400,500						
	114	323,900	352,500	374,600	401,000						
	115	324,600	353,500	375,100	401,500						
	116	325,200	354,500	375,600	402,000						
	117	325,800	355,500	376,000	402,400						

		118	326, 500	355, 900	376, 500	402, 900					
		119	327, 200	356, 500	377, 100	403, 300					
		120	328, 000	357, 100	377, 600	403, 800					
		121	328, 600	357, 400	377, 800	404, 200					
		122	328, 900	357, 800	378, 300						
		123	329, 400	358, 200	378, 800						
		124	329, 900	358, 600	379, 200						
		125	330, 200	359, 000	379, 700						
		126		359, 400	380, 200						
		127		359, 800	380, 700						
		128		360, 200	381, 200						
		129		360, 600	381, 500						
		130		361, 000	382, 000						
		131		361, 400	382, 500						
		132		361, 800	383, 000						

	133		362,000	383,300						
	134		362,500	383,800						
	135		362,900	384,200						
	136		363,200	384,600						
	137		363,500	384,900						
	138		363,900	385,400						
	139		364,400	385,900						
	140		364,900	386,400						
	141		365,200	386,700						
	142		365,700	387,200						
	143		366,200	387,700						
	144		366,700	388,200						
	145		367,000	388,500						
定年前再任用		231,100	256,900	272,000	282,900	293,300	302,000	312,300	322,400	348,200

短時間勤務職員										

備考

1　この表は、警察官に適用する。

2　定年前再任用短時間勤務職員の項の適用については、表中「給料月額」とあるのは、「基準給料月額」と読み替えるものとする。

別表第３　教育職給料表（第３条関係）

ア　教育職給料表（１）

職員の区分	職務の級 / 号給	１級	２級	特２級	３級	４級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前		円	円	円	円	円
再任用	1	200,200	246,700	320,200	377,400	452,600
短時間	2	202,500	248,200	322,000	378,900	454,400
勤務職	3	204,800	249,600	323,800	380,300	456,200
員以外	4	207,000	251,000	325,500	381,700	458,000

の職員	5	209,200	252,400	327,100	383,100	459,600
	6	211,500	253,600	329,000	384,600	461,300
	7	213,700	254,800	330,900	386,100	463,200
	8	215,900	256,000	332,800	387,500	464,900
	9	218,100	257,400	334,600	388,800	466,600
	10	220,300	258,600	336,600	390,300	468,200
	11	222,500	259,900	338,400	391,800	469,700
	12	224,700	261,200	340,200	393,300	471,200
	13	226,900	262,500	341,900	394,700	472,700
	14	229,000	264,400	343,600	396,200	474,000
	15	231,100	266,200	345,200	397,700	475,300
	16	233,200	268,000	346,800	399,200	476,600
	17	235,400	269,700	348,400	400,600	477,800
	18	237,200	271,900	349,700	402,200	478,500
	19	238,900	274,100	350,900	403,800	479,200

	20	240, 600	276, 300	352, 100	405, 300	479, 900
	21	242, 300	278, 500	353, 400	406, 500	480, 500
	22	243, 600	280, 700	355, 000	407, 900	481, 200
	23	244, 900	282, 900	356, 600	409, 300	481, 900
	24	246, 200	285, 000	358, 100	410, 600	482, 600
	25	247, 400	287, 000	359, 600	412, 200	483, 200
	26	248, 600	288, 900	361, 200	413, 600	483, 900
	27	249, 800	290, 800	362, 800	414, 900	484, 600
	28	251, 000	292, 600	364, 300	416, 300	485, 300
	29	252, 100	294, 400	365, 800	417, 700	485, 900
	30	253, 300	296, 300	367, 500	419, 000	486, 600
	31	254, 500	298, 100	369, 100	420, 500	487, 300
	32	255, 700	299, 800	370, 600	422, 000	488, 000
	33	256, 800	301, 600	372, 100	423, 600	488, 600
	34	258, 100	303, 400	373, 700	425, 000	

	35	259, 400	305, 100	375, 300	426, 600	
	36	260, 700	306, 700	376, 800	428, 100	
	37	262, 100	308, 300	378, 300	429, 800	
	38	263, 500	310, 000	379, 800	431, 300	
	39	264, 800	311, 800	381, 300	432, 900	
	40	266, 100	313, 500	382, 700	434, 600	
	41	267, 400	314, 800	384, 100	436, 100	
	42	268, 400	316, 700	385, 600	437, 600	
	43	269, 400	318, 500	387, 000	438, 800	
	44	270, 300	320, 200	388, 400	440, 000	
	45	271, 000	321, 900	389, 900	441, 200	
	46	271, 800	323, 800	391, 500	442, 500	
	47	272, 600	325, 500	393, 100	443, 700	
	48	273, 400	327, 200	394, 500	444, 900	
	49	274, 200	328, 900	395, 700	446, 000	

	50	275, 000	330, 700	397, 100	447, 200	
	51	275, 700	332, 500	398, 500	448, 400	
	52	276, 500	334, 200	399, 800	449, 600	
	53	277, 300	335, 900	401, 000	450, 800	
	54	278, 100	337, 200	402, 200	452, 000	
	55	278, 900	338, 500	403, 500	453, 200	
	56	279, 700	339, 800	404, 800	454, 400	
	57	280, 400	341, 300	406, 100	455, 500	
	58	281, 000	342, 900	407, 400	456, 100	
	59	281, 800	344, 400	408, 800	456, 600	
	60	282, 700	346, 000	410, 000	457, 100	
	61	283, 500	347, 500	411, 200	457, 600	
	62	284, 100	349, 100	412, 600	458, 200	
	63	284, 900	350, 700	414, 000	458, 700	
	64	285, 600	352, 200	415, 300	459, 200	

	65	286, 600	353, 700	416, 500	459, 700	
	66	287, 400	355, 300	417, 700	460, 300	
	67	288, 200	356, 900	419, 000	460, 800	
	68	288, 900	358, 400	420, 400	461, 300	
	69	289, 600	359, 900	421, 700	461, 800	
	70	290, 400	361, 500	422, 900	462, 400	
	71	291, 200	363, 100	423, 900	462, 900	
	72	291, 900	364, 600	425, 100	463, 400	
	73	292, 600	366, 100	426, 300	463, 900	
	74	293, 300	367, 800	427, 400		
	75	294, 000	369, 400	428, 600		
	76	294, 600	370, 900	429, 600		
	77	295, 200	372, 400	430, 700		
	78	295, 900	373, 800	431, 700		
	79	296, 600	375, 200	432, 700		

	80	297, 200	376, 500	433, 700			
	81	297, 800	377, 800	434, 700			
	82	298, 500	379, 200	435, 500			
	83	299, 200	380, 600	436, 300			
	84	299, 900	381, 900	437, 100			
	85	300, 700	383, 000	437, 800			
	86	301, 500	384, 400	438, 200			
	87	302, 200	385, 700	438, 600			
	88	302, 900	387, 000	439, 000			
	89	303, 600	388, 200	439, 400			
	90	304, 500	389, 500	439, 700			
	91	305, 300	390, 600	440, 000			
	92	306, 100	391, 800	440, 200			
	93	306, 600	393, 000	440, 500			
	94	307, 400	394, 100	440, 800			

	95	308, 200	395, 300	441, 100			
	96	309, 000	396, 500	441, 300			
	97	309, 700	397, 900	441, 500			
	98	310, 500	398, 900				
	99	311, 300	399, 900				
	100	312, 000	400, 900				
	101	312, 800	401, 800				
	102	313, 700	402, 800				
	103	314, 600	403, 900				
	104	315, 400	405, 000				
	105	316, 000	405, 700				
	106	316, 800	406, 600				
	107	317, 600	407, 500				
	108	318, 400	408, 400				
	109	319, 100	409, 200				

	110	319, 500	410, 000			
	111	319, 900	410, 800			
	112	320, 400	411, 600			
	113	320, 900	412, 200			
	114	321, 300	412, 900			
	115	321, 800	413, 600			
	116	322, 200	414, 300			
	117	322, 700	414, 900			
	118	323, 200	415, 400			
	119	323, 600	415, 800			
	120	324, 100	416, 100			
	121	324, 600	416, 400			
	122	325, 000	416, 700			
	123	325, 500	417, 000			
	124	326, 000	417, 200			

	125	326, 600	417, 400			
	126	326, 900	417, 700			
	127	327, 200	418, 000			
	128	327, 500	418, 200			
	129	327, 700	418, 400			
	130	328, 000	418, 700			
	131	328, 300	419, 000			
	132	328, 500	419, 200			
	133	328, 700	419, 400			
	134	328, 900	419, 700			
	135	329, 100	420, 000			
	136	329, 400	420, 200			
	137	329, 700	420, 400			
	138	329, 900				
	139	330, 200				

	140	330, 500				
	141	330, 700				
	142	330, 900				
	143	331, 200				
	144	331, 400				
	145	331, 700				
	146	331, 900				
	147	332, 200				
	148	332, 500				
	149	332, 700				
	150	332, 900				
	151	333, 200				
	152	333, 500				
	153	333, 700				

定年前再任用短時間勤務職員		233,600	294,300	309,100	324,700	342,000

備考

1　この表は、高等学校及びこれに準ずるもので人事委員会規則で定めるものに勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、実習助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

2　この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が３級である職員で人事委員会規則で定めるものに対する給料月額の欄の適用については、同欄に定める額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

3　この表の定年前再任用短時間勤務職員の項の適用については、「給料月額」とあるのは「基準給料月額」と、「7,700円をそれぞれ加算した額」とあるのは「5,400円を加算した額」と読み替えるものとする。

イ　教育職給料表(２)

職員の区分 ＼ 職務の級	１級	２級	特２級	３級	４級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額

定年前		円	円	円	円	円
再任用	1	200,200	221,000	320,200	349,200	436,400
短時間	2	202,500	223,400	322,000	350,700	437,700
勤務職	3	204,800	225,800	323,800	352,200	438,900
員以外	4	207,000	228,200	325,500	353,700	440,200
の職員	5	209,200	230,600	327,100	355,100	441,300
	6	211,500	233,000	329,000	356,500	442,400
	7	213,700	235,500	330,900	357,900	443,600
	8	215,900	237,900	332,800	359,300	444,800
	9	218,100	240,300	334,600	360,700	446,100
	10	220,300	241,900	336,600	362,000	447,300
	11	222,500	243,500	338,400	363,300	448,300
	12	224,700	245,100	340,200	364,600	449,400
	13	226,900	246,700	341,900	365,800	450,600
	14	229,000	248,200	343,600	367,100	451,400

	15	231, 100	249, 600	345, 200	368, 400	452, 200
	16	233, 200	251, 000	346, 800	369, 600	453, 100
	17	235, 400	252, 400	348, 400	370, 800	454, 000
	18	237, 200	253, 600	349, 700	372, 000	454, 500
	19	238, 900	254, 800	350, 900	373, 200	455, 000
	20	240, 600	256, 000	352, 100	374, 300	455, 500
	21	242, 300	257, 400	353, 400	375, 400	456, 000
	22	243, 600	258, 600	354, 800	376, 600	456, 500
	23	244, 900	259, 900	356, 200	377, 800	457, 000
	24	246, 200	261, 200	357, 500	378, 900	457, 500
	25	247, 400	262, 500	358, 800	380, 000	458, 000
	26	248, 500	264, 400	360, 200	381, 200	458, 500
	27	249, 600	266, 200	361, 600	382, 400	459, 000
	28	250, 700	268, 000	362, 900	383, 500	459, 500
	29	251, 900	269, 700	364, 200	384, 600	460, 000

	30	253, 200	271, 900	365, 600	385, 800	460, 500
	31	254, 400	274, 100	366, 900	387, 000	461, 000
	32	255, 600	276, 300	368, 300	388, 100	461, 500
	33	256, 700	278, 500	369, 600	389, 200	462, 000
	34	257, 900	280, 700	370, 800	390, 400	
	35	259, 100	282, 900	372, 000	391, 600	
	36	260, 300	285, 000	373, 200	392, 800	
	37	261, 500	287, 000	374, 400	394, 000	
	38	262, 700	288, 900	375, 600	395, 300	
	39	263, 900	290, 800	376, 800	396, 500	
	40	265, 100	292, 600	378, 000	397, 700	
	41	266, 300	294, 400	379, 100	398, 900	
	42	267, 400	296, 300	380, 300	400, 200	
	43	268, 500	298, 100	381, 500	401, 200	
	44	269, 600	299, 800	382, 700	402, 300	

	45	270, 600	301, 600	383, 800	403, 500	
	46	271, 400	303, 400	385, 100	404, 700	
	47	272, 200	305, 100	386, 400	405, 900	
	48	273, 000	306, 700	387, 600	407, 100	
	49	273, 700	308, 300	388, 500	408, 200	
	50	274, 500	310, 000	389, 700	409, 200	
	51	275, 200	311, 800	390, 700	410, 500	
	52	275, 900	313, 500	391, 800	411, 700	
	53	276, 700	314, 800	392, 600	412, 900	
	54	277, 500	316, 700	393, 700	414, 000	
	55	278, 300	318, 500	394, 700	415, 100	
	56	279, 000	320, 200	395, 700	416, 200	
	57	279, 700	321, 900	396, 800	417, 200	
	58	280, 500	323, 800	397, 800	418, 400	
	59	281, 300	325, 500	398, 900	419, 600	

	60	282, 000	327, 200	400, 000	420, 800	
	61	282, 600	328, 900	401, 000	421, 400	
	62	283, 300	330, 700	402, 100	422, 200	
	63	284, 000	332, 500	403, 200	422, 900	
	64	284, 600	334, 200	404, 200	423, 400	
	65	285, 300	335, 900	405, 100	423, 700	
	66	286, 000	337, 200	406, 000	424, 000	
	67	286, 700	338, 500	407, 000	424, 400	
	68	287, 400	339, 800	408, 000	424, 800	
	69	288, 100	341, 300	408, 800	425, 100	
	70	288, 900	342, 800	409, 600	425, 500	
	71	289, 600	344, 300	410, 300	425, 800	
	72	290, 300	345, 800	411, 100	426, 100	
	73	290, 800	347, 200	411, 800	426, 400	
	74	291, 500	348, 700	412, 400	426, 800	

	75	292, 200	350, 200	413, 100	427, 100	
	76	292, 800	351, 700	413, 800	427, 400	
	77	293, 400	353, 100	414, 400	427, 700	
	78	294, 100	354, 600	415, 100	428, 000	
	79	294, 700	356, 100	415, 600	428, 300	
	80	295, 300	357, 600	416, 200	428, 500	
	81	295, 900	359, 000	416, 600	428, 700	
	82	296, 500	360, 300	417, 000	429, 000	
	83	297, 100	361, 600	417, 300	429, 300	
	84	297, 700	362, 800	417, 600	429, 500	
	85	298, 200	364, 000	417, 800	429, 700	
	86	298, 700	365, 200	418, 100	430, 000	
	87	299, 200	366, 400	418, 400	430, 300	
	88	299, 700	367, 600	418, 600	430, 500	
	89	300, 100	368, 700	418, 800	430, 700	

	90	300, 800	369, 800	419, 100	431, 000	
	91	301, 300	370, 900	419, 400	431, 300	
	92	301, 800	372, 000	419, 600	431, 500	
	93	302, 100	373, 100	419, 800	431, 700	
	94	302, 600	374, 300	420, 100		
	95	303, 100	375, 400	420, 400		
	96	303, 500	376, 500	420, 600		
	97	303, 900	377, 500	420, 800		
	98	304, 400	378, 500			
	99	304, 900	379, 400			
	100	305, 300	380, 300			
	101	305, 700	381, 100			
	102	306, 100	382, 100			
	103	306, 500	383, 000			
	104	306, 800	383, 900			

	105	307, 000	384, 700			
	106	307, 300	385, 600			
	107	307, 600	386, 500			
	108	307, 800	387, 400			
	109	308, 000	388, 200			
	110	308, 200	389, 200			
	111	308, 500	390, 100			
	112	308, 800	391, 000			
	113	309, 000	391, 600			
	114	309, 200	392, 500			
	115	309, 400	393, 400			
	116	309, 700	394, 300			
	117	310, 000	395, 100			
	118	310, 200	395, 800			
	119	310, 500	396, 600			

	120	310, 800	397, 400			
	121	311, 000	398, 000			
	122	311, 200	398, 700			
	123	311, 400	399, 400			
	124	311, 700	400, 000			
	125	312, 000	400, 600			
	126		401, 300			
	127		401, 800			
	128		402, 400			
	129		403, 000			
	130		403, 600			
	131		404, 100			
	132		404, 600			
	133		404, 900			
	134		405, 200			

	135		405, 500			
	136		405, 800			
	137		406, 100			
	138		406, 400			
	139		406, 700			
	140		407, 000			
	141		407, 300			
	142		407, 600			
	143		407, 900			
	144		408, 200			
	145		408, 400			
	146		408, 700			
	147		409, 000			
	148		409, 200			
	149		409, 400			

定年前再任用短時間勤務職員		218,400	286,600	294,600	302,200	323,400

備考

1　この表は、中学校、小学校及びこれらに準ずるもので人事委員会規則で定めるものに勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

2　この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が３級である職員で人事委員会規則で定めるものに対する給料月額の欄の適用については、同欄に定める額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

3　この表の定年前再任用短時間勤務職員の項の適用については、「給料月額」とあるのは「基準給料月額」と、「7,500円をそれぞれ加算した額」とあるのは「5,200円を加算した額」と読み替えるものとする。

別表第４　研究職給料表（第３条関係）

職員の区分 ＼ 職務の級	１級	２級	３級	４級	５級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額

定年前		円	円	円	円	円
再任用	1	184,200	234,300	326,600	376,600	447,200
短時間	2	185,300	238,600	328,600	378,000	457,100
勤務職	3	186,500	241,300	330,600	379,400	466,500
員以外	4	187,600	244,000	332,600	380,800	476,400
の職員	5	188,700	246,600	334,400	382,200	486,000
	6	190,800	248,200	336,400	383,600	495,800
	7	192,900	249,700	338,300	385,000	504,800
	8	195,000	251,200	340,200	386,400	512,700
	9	197,100	252,700	342,000	387,800	520,500
	10	199,100	254,800	343,600	389,300	527,600
	11	201,100	256,900	345,200	390,700	532,900
	12	203,100	258,900	346,800	392,100	537,400
	13	205,100	260,900	348,400	393,500	540,400
	14	207,000	263,200	349,400	395,000	542,400

	15	208, 900	265, 500	350, 400	396, 500	
	16	210, 700	267, 700	351, 400	398, 000	
	17	212, 400	269, 900	352, 500	399, 500	
	18	214, 200	272, 300	353, 800	401, 100	
	19	216, 000	274, 700	355, 000	402, 700	
	20	217, 800	277, 100	356, 200	404, 400	
	21	219, 600	279, 400	357, 400	405, 600	
	22	221, 400	281, 500	358, 500	407, 000	
	23	223, 100	283, 600	359, 600	408, 400	
	24	224, 800	285, 600	360, 700	409, 700	
	25	226, 500	287, 600	361, 800	411, 000	
	26	228, 600	289, 500	362, 800	412, 300	
	27	230, 500	291, 400	363, 800	413, 800	
	28	232, 400	293, 300	364, 800	415, 300	
	29	234, 400	295, 200	365, 700	416, 500	

	30	235, 500	296, 700	366, 600	417, 700	
	31	236, 600	298, 200	367, 500	419, 300	
	32	237, 700	299, 700	368, 300	420, 800	
	33	239, 100	301, 300	369, 000	422, 100	
	34	240, 600	302, 800	369, 800	423, 500	
	35	242, 100	304, 300	370, 600	424, 900	
	36	243, 600	305, 700	371, 400	426, 300	
	37	245, 100	307, 100	372, 200	427, 700	
	38	246, 700	308, 000	373, 000	429, 100	
	39	248, 300	308, 900	373, 800	430, 500	
	40	249, 900	309, 800	374, 600	431, 900	
	41	251, 500	310, 600	375, 400	433, 000	
	42	253, 000	311, 100	376, 700	434, 400	
	43	254, 500	311, 600	378, 000	435, 800	
	44	256, 000	312, 100	379, 200	437, 100	

	45	257, 500	312, 600	379, 900	437, 900	
	46	258, 800	313, 100	381, 700	438, 700	
	47	260, 000	313, 600	383, 100	439, 600	
	48	261, 200	314, 100	384, 500	440, 500	
	49	262, 400	314, 500	385, 800	441, 300	
	50	263, 500	315, 500	386, 500	442, 100	
	51	264, 600	316, 400	387, 300	442, 700	
	52	265, 700	317, 300	388, 100	443, 500	
	53	266, 800	318, 100	388, 700	443, 900	
	54	267, 900	318, 900	390, 200	444, 500	
	55	268, 900	319, 700	391, 500	445, 000	
	56	269, 900	320, 900	392, 900	445, 500	
	57	270, 900	322, 000	393, 600	446, 000	
	58	271, 600	323, 200	394, 300	446, 600	
	59	272, 200	324, 300	394, 900	447, 100	

	60	272, 800	325, 500	395, 500	447, 600	
	61	273, 400	326, 600	396, 200	448, 100	
	62	274, 000	328, 000	396, 900	448, 700	
	63	274, 600	329, 400	397, 400	449, 200	
	64	275, 200	330, 800	398, 000	449, 700	
	65	275, 800	332, 200	398, 600	450, 200	
	66	276, 400	334, 300	399, 100		
	67	277, 000	335, 700	399, 700		
	68	277, 600	336, 100	400, 300		
	69	278, 200	336, 400	400, 800		
	70	278, 900	336, 900	401, 300		
	71	279, 600	337, 300	401, 800		
	72	280, 300	337, 700	402, 300		
	73	280, 900	338, 000	403, 000		
	74	281, 600	338, 400	403, 400		

	75	282, 300	338, 800	403, 900			
	76	283, 000	339, 200	404, 500			
	77	283, 600	339, 700	405, 200			
	78	284, 300	340, 200	405, 500			
	79	285, 000	340, 700	406, 000			
	80	285, 600	341, 200	406, 600			
	81	286, 200	341, 700	407, 300			
	82	286, 900	342, 200	407, 600			
	83	287, 600	342, 700	408, 100			
	84	288, 200	343, 200	408, 700			
	85	288, 800	343, 600	409, 400			
	86	289, 500	344, 000	409, 700			
	87	290, 200	344, 500	409, 900			
	88	290, 800	344, 900	410, 200			
	89	291, 400	345, 400	410, 600			

90	292, 100	345, 800	410, 900			
91	292, 800	346, 200	411, 000			
92	293, 400	346, 600	411, 200			
93	294, 000	347, 100	411, 500			
94	294, 700	347, 500				
95	295, 300	347, 900				
96	295, 900	348, 300				
97	296, 200	348, 800				
98	296, 800	349, 200				
99	297, 400	349, 600				
100	297, 900	350, 000				
101	298, 400	350, 400				
102	298, 800	350, 600				
103	299, 200	350, 800				
104	299, 600	351, 000				

	105	300,000	351,200			
	106	300,600	351,400			
	107	301,100	351,600			
	108	301,400	351,800			
	109	301,600	352,000			
	110	302,000	352,200			
	111	302,300	352,400			
	112	302,500	352,600			
	113	302,800	352,800			
	114	303,100	353,000			
	115	303,400	353,200			
	116	303,700	353,400			
	117	304,000	353,600			
	118	304,300	353,800			
	119	304,500	354,000			

	120	304, 800	354, 200				
	121	305, 100	354, 400				
	122	305, 300					
	123	305, 500					
	124	305, 600					
	125	305, 700					
	126	305, 900					
	127	306, 100					
	128	306, 200					
	129	306, 300					
	130	306, 500					
	131	306, 700					
	132	306, 800					
	133	306, 900					
	134	307, 100					

	135	307, 300					
	136	307, 400					
	137	307, 500					
	138	307, 700					
	139	307, 900					
	140	308, 000					
	141	308, 100					
	142	308, 300					
	143	308, 500					
	144	308, 600					
	145	308, 700					
	146	308, 900					
	147	309, 100					
	148	309, 200					
	149	309, 300					

	150 151 152	309,500 309,700 309,800				
定年前再任用短時間勤務職員		216,900	248,100	288,100	315,100	379,700

備考

1　この表は、試験場、研究所等で人事委員会規則で定めるものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

2　定年前再任用短時間勤務職員の項の適用については、表中「給料月額」とあるのは、「基準給料月額」と読み替えるものとする。

別表第５　医療職給料表（第３条関係）

ア　医療職給料表（１）

職員の	職務の級	１級	２級	３級	４級

区分	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前		円	円	円	円
再任用	1	291,800	400,900	455,800	550,600
短時間	2	294,100	403,600	457,800	556,700
勤務職	3	296,400	406,200	459,700	562,000
員以外	4	298,600	408,700	461,600	566,900
の職員	5	300,800	411,100	463,000	571,400
	6	304,300	413,300	464,800	575,700
	7	307,800	415,400	466,600	579,300
	8	311,200	417,500	468,400	582,300
	9	314,600	419,600	470,200	584,800
	10	318,100	421,100	472,000	587,100
	11	321,500	422,600	473,800	
	12	324,900	424,100	475,600	
	13	328,300	425,500	477,400	

	14	331, 800	427, 000	479, 200	
	15	335, 200	428, 500	481, 000	
	16	338, 600	429, 900	482, 800	
	17	342, 000	431, 300	484, 600	
	18	345, 100	432, 800	486, 500	
	19	348, 200	434, 400	488, 400	
	20	351, 300	435, 800	490, 300	
	21	354, 500	437, 200	492, 200	
	22	357, 600	438, 700	493, 900	
	23	360, 700	440, 200	495, 700	
	24	363, 700	441, 600	497, 500	
	25	366, 700	443, 000	499, 100	
	26	369, 100	444, 400	501, 000	
	27	371, 400	445, 800	502, 800	
	28	373, 600	447, 200	504, 400	

	29	375, 500	448, 600	505, 800	
	30	377, 200	450, 000	507, 500	
	31	378, 900	451, 400	509, 300	
	32	380, 700	452, 800	511, 000	
	33	382, 500	454, 200	512, 500	
	34	384, 300	455, 600	513, 800	
	35	385, 900	457, 000	515, 100	
	36	387, 300	458, 400	516, 400	
	37	388, 700	459, 800	517, 400	
	38	390, 200	461, 500	518, 700	
	39	391, 700	463, 100	520, 000	
	40	393, 200	464, 700	521, 300	
	41	394, 700	466, 300	522, 300	
	42	395, 400	467, 500	523, 100	
	43	396, 000	468, 700	523, 900	

	44	396, 700	469, 800	524, 700	
	45	397, 600	470, 800	525, 600	
	46	398, 200	471, 800	526, 400	
	47	398, 800	472, 700	527, 200	
	48	399, 400	473, 500	527, 900	
	49	400, 000	474, 200	528, 700	
	50	400, 500	474, 900	529, 500	
	51	401, 000	475, 600	530, 200	
	52	401, 500	476, 200	531, 100	
	53	402, 000	476, 900	532, 000	
	54	402, 400	477, 600	532, 800	
	55	402, 800	478, 200	533, 700	
	56	403, 200	478, 800	534, 600	
	57	403, 600	479, 100	535, 400	
	58	404, 000	479, 700	536, 300	

	59	404, 400	480, 400	537, 200	
	60	404, 800	481, 100	537, 900	
	61	405, 200	481, 500	538, 700	
	62	405, 600	482, 100	539, 600	
	63	406, 000	482, 800	540, 500	
	64	406, 400	483, 500	541, 400	
	65	406, 700	483, 900	542, 200	
	66		484, 500		
	67		485, 100		
	68		485, 600		
	69		486, 100		
	70		486, 600		
	71		487, 100		
	72		487, 600		
	73		488, 000		

定年前再任用短時間勤務職員		284,700	341,600	379,500	411,000

備考

1　この表は、病院、診療所、保健所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

2　定年前再任用短時間勤務職員の項の適用については、表中「給料月額」とあるのは、「基準給料月額」と読み替えるものとする。

イ　医療職給料表(2)

職員の区分	職務の級 / 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前		円	円	円	円	円	円	円
再任用	1	188,900	227,700	263,400	282,200	315,500	361,200	415,600
短時間	2	191,000	229,000	264,200	283,000	316,900	362,900	417,500

勤務職員以外の職員	3	193,100	230,300	265,000	283,800	318,300	364,500	419,400
	4	195,200	231,600	265,800	284,500	319,700	366,100	421,200
	5	197,200	232,800	266,600	285,200	321,100	367,800	423,000
	6	199,200	234,000	267,400	285,900	322,700	369,400	424,600
	7	201,200	235,000	268,200	286,600	324,200	371,000	426,200
	8	203,000	236,000	269,000	287,400	325,700	372,600	427,700
	9	204,800	237,100	269,800	288,200	327,200	374,200	429,200
	10	206,700	238,300	270,600	289,000	328,800	376,200	430,500
	11	208,600	239,600	271,400	289,800	330,300	378,200	431,800
	12	210,700	240,900	272,200	290,500	331,800	380,200	433,100
	13	212,400	242,200	273,000	291,200	333,300	381,600	434,500
	14	214,400	243,500	273,800	292,300	334,900	383,300	435,700
	15	216,600	244,800	274,600	293,400	336,400	385,000	436,900
	16	218,700	246,000	275,400	294,600	337,900	386,700	438,000
	17	220,800	247,200	276,200	295,800	339,400	388,400	439,200

	18	221,900	248,400	277,000	297,000	341,000	389,900	440,300
	19	223,000	249,600	277,800	298,200	342,600	391,400	441,500
	20	224,100	250,800	278,600	299,400	344,100	392,900	442,700
	21	225,200	251,900	279,400	300,700	345,400	394,200	443,800
	22	226,100	252,800	280,300	301,900	346,900	395,500	444,600
	23	227,000	253,600	281,200	303,100	348,400	396,800	445,000
	24	227,900	254,400	282,000	304,300	349,900	397,900	445,700
	25	228,800	255,200	282,800	305,500	351,400	399,000	446,200
	26	229,700	256,000	283,700	306,700	352,900	400,100	446,600
	27	230,600	256,800	284,600	307,800	354,400	401,200	447,000
	28	231,500	257,600	285,400	309,000	355,800	402,300	447,400
	29	232,400	258,400	286,200	310,300	357,200	403,100	447,800
	30	233,300	259,200	287,300	311,500	358,800	403,900	
	31	234,300	260,000	288,300	312,700	360,300	404,700	
	32	235,200	260,800	289,300	313,900	361,800	405,500	

	33	236,000	261,600	290,300	315,100	363,000	405,900	
	34	236,800	262,400	291,400	316,200	364,100	406,500	
	35	237,600	263,100	292,400	317,400	365,300	407,000	
	36	238,400	263,900	293,400	318,600	366,400	407,400	
	37	239,200	264,800	294,400	319,800	367,500	407,800	
	38	240,000	265,600	295,400	321,100	368,300	408,000	
	39	240,800	266,400	296,400	322,400	369,300	408,300	
	40	241,600	267,200	297,400	323,600	370,400	408,600	
	41	242,200	268,000	298,400	324,500	371,400	408,900	
	42	242,800	268,800	299,600	325,700	372,400	409,200	
	43	243,400	269,600	300,800	326,900	373,400	409,500	
	44	243,900	270,400	301,900	328,100	374,300	409,800	
	45	244,400	271,100	303,000	329,200	375,100	410,000	
	46	245,000	271,900	304,100	330,200	375,900	410,300	
	47	245,500	272,700	305,200	331,200	376,800	410,600	

	48	245, 900	273, 500	306, 300	332, 100	377, 600	410, 900	
	49	246, 300	274, 200	307, 400	333, 000	378, 100	411, 100	
	50	246, 800	275, 000	308, 500	334, 000	378, 900	411, 400	
	51	247, 300	275, 700	309, 600	335, 000	379, 700	411, 700	
	52	247, 800	276, 400	310, 700	335, 900	380, 500	412, 000	
	53	248, 100	277, 100	311, 700	336, 400	380, 900	412, 200	
	54	248, 400	277, 800	312, 700	337, 300	381, 600		
	55	248, 700	278, 500	313, 700	338, 000	382, 300		
	56	249, 000	279, 200	314, 700	338, 900	382, 900		
	57	249, 300	279, 900	315, 700	339, 600	383, 300		
	58	249, 600	280, 600	316, 700	339, 900	383, 800		
	59	249, 900	281, 300	317, 700	340, 400	384, 400		
	60	250, 200	281, 900	318, 600	341, 000	385, 000		
	61	250, 500	282, 500	319, 500	341, 600	385, 400		
	62	250, 800	283, 200	320, 300	342, 300	385, 900		

	63	251, 100	283, 900	321, 000	343, 000	386, 400			
	64	251, 400	284, 500	321, 700	343, 600	386, 900			
	65	251, 700	285, 100	322, 300	344, 300	387, 500			
	66	252, 000	285, 800	323, 000	344, 800	388, 000			
	67	252, 300	286, 500	323, 600	345, 400	388, 600			
	68	252, 600	287, 100	324, 200	346, 000	389, 200			
	69	252, 900	287, 700	324, 800	346, 300	389, 700			
	70	253, 200	288, 400	325, 000	346, 900	390, 200			
	71	253, 500	289, 100	325, 500	347, 400	390, 700			
	72	253, 700	289, 700	326, 000	347, 900	391, 200			
	73	253, 900	290, 300	326, 600	348, 400	391, 500			
	74	254, 200	290, 800	327, 100	348, 900	392, 000			
	75	254, 500	291, 200	327, 600	349, 400	392, 400			
	76	254, 700	291, 600	328, 000	349, 800	392, 800			
	77	254, 900	292, 000	328, 600	350, 100	393, 200			

		78	255, 200	292, 300	329, 100	350, 400			
		79	255, 500	292, 600	329, 500	350, 600			
		80	255, 700	292, 900	330, 000	350, 900			
		81	255, 900	293, 200	330, 500	351, 400			
		82	256, 200	293, 500	330, 900	351, 700			
		83	256, 500	293, 800	331, 100	352, 000			
		84	256, 700	294, 100	331, 400	352, 300			
		85	256, 900	294, 300	331, 800	352, 700			
		86		294, 500	332, 200	353, 000			
		87		294, 700	332, 500	353, 300			
		88		294, 900	332, 800	353, 600			
		89		295, 300	333, 100	354, 000			
		90		295, 500	333, 300	354, 300			
		91		295, 700	333, 700	354, 600			
		92		295, 900	334, 000	354, 900			

	93		296, 300	334, 200	355, 200				
	94		296, 500	334, 500	355, 600				
	95		296, 700	334, 800	356, 000				
	96		297, 000	335, 100	356, 400				
	97		297, 300	335, 300	356, 900				
	98		297, 500	335, 600	357, 300				
	99		297, 700	335, 900	357, 700				
	100		298, 000	336, 100	358, 100				
	101		298, 300	336, 300	358, 600				
	102		298, 500	336, 500	359, 000				
	103		298, 700	336, 900	359, 400				
	104		299, 000	337, 100	359, 800				
	105		299, 300	337, 300	360, 300				
	106			337, 700					
	107			338, 100					

	108			338,500				
	109			338,700				
	110			339,100				
	111			339,500				
	112			339,900				
	113			340,100				
	114			340,500				
	115			340,900				
	116			341,300				
	117			341,500				
	118			341,900				
	119			342,300				
	120			342,700				
	121			342,900				
定年前		179,800	209,500	240,000	252,200	275,200	288,500	313,500

再任用短時間勤務職員								

備考

1　この表は、病院、診療所、保健所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

2　定年前再任用短時間勤務職員の項の適用については、表中「給料月額」とあるのは、「基準給料月額」と読み替えるものとする。

ウ　医療職給料表(3)

職員の区分	職務の級 / 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職		円	円	円	円	円	円	円
	1	208,000	241,000	282,200	295,600	319,800	362,500	416,900
	2	209,900	243,200	282,700	296,200	320,800	364,200	419,100
	3	211,700	245,400	283,200	296,800	321,800	365,900	421,300

員以外	4	213,400	247,600	283,700	297,300	322,800	367,700	423,400
の職員	5	215,100	249,800	284,200	297,800	323,800	369,500	425,300
	6	217,000	250,800	284,700	298,400	325,000	371,500	427,200
	7	218,800	251,700	285,200	299,000	326,200	373,500	429,000
	8	220,500	252,600	285,700	299,500	327,400	375,500	430,900
	9	222,200	253,500	286,200	300,000	328,500	377,200	432,600
	10	224,200	254,700	286,700	300,700	329,700	379,300	434,300
	11	226,100	255,800	287,200	301,300	330,800	381,400	436,000
	12	228,000	256,700	287,700	301,800	331,900	383,400	437,600
	13	229,900	257,500	288,200	302,300	333,000	385,300	438,900
	14	231,900	258,200	288,700	303,000	334,200	386,900	440,200
	15	234,000	258,900	289,200	303,700	335,300	388,700	441,800
	16	236,000	259,800	289,700	304,400	336,400	390,500	443,300
	17	238,000	260,900	290,200	305,100	337,500	392,200	445,000
	18	240,000	262,000	290,700	306,000	338,700	393,900	446,600

	19	242, 100	263, 100	291, 200	306, 900	339, 800	395, 800	448, 000
	20	244, 100	264, 200	291, 700	307, 800	340, 900	397, 500	449, 400
	21	246, 000	265, 300	292, 200	308, 600	342, 000	399, 200	450, 500
	22	247, 200	266, 400	292, 700	309, 500	343, 200	400, 900	451, 800
	23	248, 400	267, 500	293, 200	310, 400	344, 300	402, 700	453, 100
	24	249, 500	268, 600	293, 700	311, 300	345, 400	404, 400	454, 500
	25	250, 600	269, 600	294, 200	312, 100	346, 500	406, 000	455, 500
	26	251, 500	270, 700	294, 800	313, 000	347, 800	407, 700	456, 200
	27	252, 400	271, 800	295, 600	313, 900	349, 100	409, 500	457, 000
	28	253, 300	272, 800	296, 400	314, 800	350, 400	411, 300	457, 600
	29	254, 100	273, 800	297, 100	315, 600	351, 600	412, 800	458, 500
	30	254, 900	274, 500	297, 900	316, 700	353, 100	414, 300	459, 200
	31	255, 600	275, 200	298, 700	317, 800	354, 600	415, 800	460, 000
	32	256, 300	275, 900	299, 500	318, 900	356, 100	417, 100	460, 800
	33	257, 100	276, 600	300, 200	320, 000	357, 300	418, 200	461, 500

	34	257, 900	277, 200	301, 100	321, 100	358, 800	419, 300	462, 200
	35	258, 700	277, 700	301, 900	322, 200	360, 200	420, 400	462, 900
	36	259, 400	278, 200	302, 600	323, 300	361, 600	421, 600	463, 700
	37	260, 100	278, 700	303, 400	324, 400	363, 000	422, 900	464, 500
	38	261, 000	279, 300	304, 200	325, 600	364, 000	424, 000	
	39	261, 900	279, 800	305, 000	326, 700	365, 400	425, 200	
	40	262, 700	280, 300	305, 800	327, 800	366, 700	426, 300	
	41	263, 500	280, 700	306, 500	328, 600	368, 100	427, 500	
	42	264, 400	281, 200	307, 500	329, 700	369, 500	428, 500	
	43	265, 200	281, 700	308, 500	330, 800	370, 800	429, 600	
	44	266, 000	282, 200	309, 400	331, 800	372, 100	430, 700	
	45	266, 800	282, 700	310, 300	332, 800	373, 600	431, 700	
	46	267, 500	283, 200	311, 300	333, 800	374, 800	432, 200	
	47	268, 200	283, 700	312, 300	334, 800	375, 900	432, 800	
	48	268, 800	284, 200	313, 200	335, 800	377, 100	433, 200	

	49	269, 400	284, 700	314, 100	337, 000	378, 200	433, 800	
	50	269, 900	285, 200	315, 100	338, 300	379, 100	434, 400	
	51	270, 400	285, 700	316, 100	339, 500	380, 100	434, 800	
	52	270, 800	286, 200	317, 100	340, 700	381, 000	435, 300	
	53	271, 200	286, 700	317, 900	341, 600	381, 600	435, 800	
	54	271, 700	287, 200	318, 900	342, 800	382, 400	436, 200	
	55	272, 200	287, 700	319, 900	343, 900	383, 200	436, 500	
	56	272, 600	288, 200	320, 800	345, 200	384, 000	436, 800	
	57	273, 000	288, 700	321, 700	346, 200	384, 700	437, 200	
	58	273, 400	289, 500	322, 700	347, 100	385, 400		
	59	273, 800	290, 300	323, 700	348, 200	386, 100		
	60	274, 200	291, 000	324, 600	349, 400	386, 700		
	61	274, 600	291, 700	325, 500	350, 500	387, 300		
	62	275, 000	292, 600	326, 700	351, 700	387, 900		
	63	275, 400	293, 500	327, 900	352, 900	388, 600		

	64	275, 800	294, 300	329, 100	353, 900	389, 200		
	65	276, 200	295, 100	329, 800	354, 900	389, 900		
	66	276, 600	296, 000	330, 900	355, 900	390, 400		
	67	277, 000	296, 800	332, 000	357, 000	391, 000		
	68	277, 400	297, 600	332, 900	358, 100	391, 500		
	69	277, 800	298, 400	334, 000	358, 900	391, 900		
	70	278, 300	299, 300	334, 700	360, 000	392, 500		
	71	278, 800	300, 200	335, 800	361, 100	393, 000		
	72	279, 200	301, 200	336, 900	362, 100	393, 300		
	73	279, 600	302, 100	338, 000	362, 800	393, 600		
	74	280, 200	303, 000	339, 200	363, 600	394, 100		
	75	280, 800	303, 900	340, 300	364, 400	394, 500		
	76	281, 300	304, 800	341, 400	365, 100	394, 800		
	77	281, 800	305, 600	342, 500	365, 700	395, 100		
	78	282, 400	306, 600	343, 600	366, 200	395, 600		

		79	283, 000	307, 600	344, 600	366, 700	396, 100		
		80	283, 500	308, 500	345, 700	367, 300	396, 500		
		81	284, 000	309, 000	346, 600	367, 900	396, 800		
		82	284, 500	309, 900	347, 600	368, 400	397, 200		
		83	285, 000	310, 800	348, 500	368, 900	397, 700		
		84	285, 500	311, 600	349, 500	369, 400	398, 100		
		85	286, 000	312, 400	350, 400	369, 800	398, 500		
		86	286, 500	313, 400	351, 200	370, 200			
		87	287, 000	314, 400	352, 000	370, 800			
		88	287, 500	315, 400	352, 800	371, 300			
		89	288, 000	316, 300	353, 400	371, 600			
		90	288, 500	317, 400	354, 000	372, 100			
		91	289, 000	318, 400	354, 600	372, 500			
		92	289, 500	319, 400	355, 200	372, 800			
		93	290, 000	320, 200	355, 600	373, 400			

	94	290, 600	320, 900	356, 000	373, 900				
	95	291, 200	321, 600	356, 500	374, 400				
	96	291, 800	322, 200	356, 900	374, 900				
	97	292, 400	322, 700	357, 400	375, 500				
	98	292, 900	323, 000	357, 800	376, 000				
	99	293, 400	323, 600	358, 300	376, 500				
	100	293, 900	324, 200	358, 700	376, 900				
	101	294, 400	324, 600	359, 000	377, 500				
	102	294, 900	325, 200	359, 500	378, 000				
	103	295, 400	325, 800	359, 900	378, 500				
	104	295, 800	326, 300	360, 200	379, 000				
	105	296, 200	326, 700	360, 600	379, 600				
	106	296, 700	327, 200	361, 100	380, 000				
	107	297, 200	327, 700	361, 600	380, 500				
	108	297, 500	328, 200	362, 100	381, 000				

	109	297, 700	328, 600	362, 600	381, 600				
	110	298, 000	329, 000	363, 100					
	111	298, 200	329, 300	363, 600					
	112	298, 500	329, 600	364, 000					
	113	298, 800	329, 900	364, 400					
	114	299, 000	330, 300	364, 800					
	115	299, 300	330, 600	365, 300					
	116	299, 500	330, 900	365, 800					
	117	299, 800	331, 100	366, 200					
	118	300, 100	331, 400	366, 700					
	119	300, 500	331, 700	367, 300					
	120	300, 800	331, 900	367, 800					
	121	301, 100	332, 100	368, 100					
	122	301, 500	332, 400	368, 600					
	123	301, 800	332, 700	369, 100					

	124	302, 100	333, 000	369, 600					
	125	302, 300	333, 200	369, 900					
	126	302, 500	333, 500						
	127	302, 800	333, 900						
	128	303, 200	334, 100						
	129	303, 400	334, 300						
	130	303, 700	334, 500						
	131	304, 100	334, 900						
	132	304, 500	335, 100						
	133	304, 700	335, 400						
	134	305, 000	335, 800						
	135	305, 300	336, 200						
	136	305, 600	336, 600						
	137	305, 800	336, 900						
	138	306, 100	337, 300						

	139	306, 400	337, 700						
	140	306, 700	338, 100						
	141	306, 900	338, 400						
	142	307, 300	338, 800						
	143	307, 700	339, 100						
	144	308, 000	339, 500						
	145	308, 200	339, 800						
	146	308, 400	340, 200						
	147	308, 700	340, 600						
	148	309, 100	341, 000						
	149	309, 300	341, 300						
	150	309, 500	341, 700						
	151	309, 800	342, 100						
	152	310, 100	342, 500						
	153	310, 500	342, 800						

	154	310,700	343,200					
	155	310,900	343,600					
	156	311,200	344,000					
	157	311,500	344,300					
定年前再任用短時間勤務職員		218,100	241,000	258,900	267,100	279,000	306,000	325,200

備考

1　この表は、病院、診療所、保健所等に勤務する助産師、看護師、准看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

2　定年前再任用短時間勤務職員の項の適用については、表中「給料月額」とあるのは、「基準給料月額」と読み替えるものとする。

別表第６　海事職給料表（第３条関係）

職員の区分	職務の級 / 号給	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円
	1	207,600	280,800	319,700	366,100	409,100
	2	209,300	282,000	320,800	367,900	411,200
	3	211,000	283,000	321,900	369,600	413,300
	4	212,600	283,600	322,900	371,300	415,400
	5	214,100	284,200	323,900	372,800	417,400
	6	216,800	285,200	325,300	374,500	418,800
	7	219,500	286,200	326,900	376,200	420,200
	8	222,100	287,100	328,500	377,800	421,600
	9	224,700	288,000	330,400	379,400	423,000
	10	226,900	288,900	332,000	380,900	424,300
	11	229,000	289,800	333,600	382,400	425,600
	12	231,100	290,700	335,200	383,900	426,800

	13	233, 200	291, 700	336, 900	385, 400	428, 000
	14	235, 100	292, 900	338, 500	386, 800	429, 200
	15	236, 900	294, 100	340, 100	388, 100	430, 400
	16	238, 500	295, 200	341, 700	389, 400	431, 500
	17	243, 100	296, 300	343, 200	390, 900	432, 500
	18	246, 100	297, 500	344, 000	392, 500	433, 600
	19	249, 000	298, 700	344, 800	394, 100	434, 800
	20	251, 900	299, 800	345, 600	395, 700	435, 900
	21	254, 800	301, 000	346, 400	397, 300	436, 900
	22	256, 800	302, 000	347, 200	398, 800	437, 800
	23	258, 800	303, 000	348, 000	400, 200	438, 700
	24	260, 700	304, 100	348, 800	401, 600	439, 600
	25	262, 600	305, 200	349, 600	403, 000	440, 500
	26	264, 100	306, 300	350, 400	404, 300	441, 400
	27	265, 600	307, 400	351, 200	405, 500	442, 300

	28	267, 000	308, 400	352, 000	406, 700	443, 100
	29	268, 400	309, 300	352, 700	407, 900	443, 500
	30	269, 400	310, 100	353, 500	409, 000	444, 100
	31	270, 200	310, 900	354, 300	410, 000	444, 700
	32	270, 900	311, 700	355, 000	411, 000	445, 300
	33	271, 400	312, 500	355, 700	411, 500	445, 800
	34	272, 000	313, 300	356, 400	412, 400	446, 100
	35	272, 500	314, 100	357, 100	413, 300	446, 600
	36	273, 000	314, 900	357, 800	414, 200	447, 000
	37	273, 500	315, 700	358, 500	415, 100	447, 300
	38	274, 300	316, 500	359, 200	416, 000	447, 900
	39	275, 000	317, 300	359, 800	416, 900	448, 500
	40	275, 700	318, 000	360, 500	417, 800	449, 100
	41	276, 400	318, 700	361, 300	418, 600	449, 700
	42	277, 100	319, 500	362, 100	419, 500	450, 400

	43	277, 800	320, 200	362, 800	420, 400	451, 000
	44	278, 500	320, 900	363, 500	421, 100	451, 600
	45	279, 200	321, 600	364, 200	421, 300	451, 900
	46	280, 100	322, 300	365, 000	421, 700	452, 600
	47	281, 000	323, 000	365, 800	422, 100	453, 300
	48	281, 500	323, 600	366, 600	422, 400	454, 000
	49	282, 000	324, 200	367, 500	422, 700	454, 400
	50	282, 500	324, 700	368, 500	422, 900	454, 700
	51	283, 000	325, 200	369, 400	423, 300	455, 000
	52	283, 500	325, 600	370, 100	423, 700	455, 200
	53	284, 000	326, 000	370, 700	424, 000	455, 400
	54	284, 500	326, 300	371, 600	424, 500	455, 600
	55	285, 100	326, 600	372, 500	425, 100	455, 900
	56	285, 700	326, 900	373, 300	425, 600	456, 200
	57	286, 300	327, 200	373, 800	426, 200	456, 400

58	286, 800	327, 500	374, 200	426, 800	456, 700
59	287, 400	327, 800	374, 500	427, 300	457, 000
60	288, 000	328, 100	374, 800	427, 800	457, 200
61	288, 600	328, 400	375, 100	428, 400	457, 400
62	289, 200	328, 700	375, 500	428, 900	
63	289, 800	329, 000	375, 800	429, 500	
64	290, 400	329, 200	376, 100	430, 100	
65	290, 900	329, 400	376, 300	430, 600	
66	291, 500	329, 700	376, 600	431, 200	
67	292, 100	330, 000	376, 900	431, 700	
68	292, 700	330, 200	377, 200	432, 300	
69	293, 200	330, 400	377, 500	432, 800	
70	293, 700	330, 700	377, 700	433, 300	
71	294, 200	331, 000	378, 100	433, 900	
72	294, 700	331, 200	378, 400	434, 600	

	73	295, 200	331, 400	378, 700	434, 900	
	74	295, 600	331, 700	379, 200	435, 500	
	75	296, 000	332, 000	379, 700	436, 100	
	76	296, 400	332, 200	380, 100	436, 600	
	77	296, 800	332, 400	380, 500	437, 000	
	78	297, 200	332, 700	380, 900	437, 500	
	79	297, 600	333, 000	381, 400	438, 200	
	80	297, 900	333, 200	381, 900	438, 900	
	81	298, 200	333, 400	382, 300	439, 100	
	82	298, 600	333, 700	382, 800		
	83	299, 000	334, 000	383, 200		
	84	299, 300	334, 200	383, 600		
	85	299, 600	334, 400	384, 100		
	86	299, 900	334, 700	384, 600		
	87	300, 200	334, 900	385, 100		

	88	300, 600	335, 100	385, 600			
	89	300, 900	335, 400	385, 900			
	90	301, 200	335, 700	386, 300			
	91	301, 500	335, 900	386, 600			
	92	301, 700	336, 200	387, 000			
	93	301, 900	336, 400	387, 500			
	94	302, 200	336, 600	387, 800			
	95	302, 500	336, 900	388, 300			
	96	302, 700	337, 200	388, 700			
	97	302, 900	337, 400	389, 300			
	98	303, 200	337, 700				
	99	303, 500	337, 900				
	100	303, 700	338, 200				
	101	303, 900	338, 400				
	102	304, 200	338, 600				

	103	304, 500	338, 800				
	104	304, 700	339, 000				
	105	304, 900	339, 400				
	106	305, 100	339, 600				
	107	305, 400	339, 800				
	108	305, 700	340, 100				
	109	305, 900	340, 400				
	110	306, 200	340, 600				
	111	306, 500	340, 900				
	112	306, 700	341, 200				
	113	306, 900	341, 400				
	114	307, 100					
	115	307, 300					
	116	307, 600					
	117	307, 900					

	118 119 120 121	308,200 308,400 308,600 308,900				
定年前再任用短時間勤務職員		216,200	239,000	272,500	307,400	320,200

備考

1　この表は、船舶に乗り組む船長、航海士、機関長、機関士等で人事委員会規則で定めるものに適用する。

2　定年前再任用短時間勤務職員の項の適用については、表中「給料月額」とあるのは、「基準給料月額」と読み替えるものとする。

（現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第５条　現業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和32年鳥取県条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前

（単身赴任手当） 第４条の６　公署を異にする異動若しくは在勤する公署の移転又は新たにこの条例の適用を受けることとなった職員の当該適用に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の知事が定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動若しくは公署の移転又は適用の直前の住居から当該異動若しくは公署の移転又は適用の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して知事が定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する公署に通勤することが、通勤距離等を考慮して知事が定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。 ２　地方公務員法第22条の４第１項又は第22条の５第１項の規定に	（単身赴任手当） 第４条の６　公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の知事が定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居から当該異動又は公署の移転の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して知事が定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する公署に通勤することが、通勤距離等を考慮して知事が定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。 ２　国家公務員（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）

よる採用（同法の規定により退職した日の翌日におけるものに限る。）をされたことに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の知事が定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該採用の直前の住居から当該採用の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して知事が定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員その他前項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして知事が定める職員には、前項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。	第２条に規定する者をいう。）又は職員以外の地方公務員であった者から引き続きこの条例の適用を受ける職員となり、これに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の知事が定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して知事が定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員（任用の事情等を考慮して知事が定める職員に限る。）その他前項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして知事が定める職員には、前項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。
（定年前再任用短時間勤務職員等についての適用除外） 第17条　地方公務員法第22条の４第１項又は第22条の５第１項の規定により採用された職員については第４条及び第13条の規定は、育児休業法第18条第１項又は任期付職員の採用等に関する条例	（定年前再任用短時間勤務職員等についての適用除外） 第17条　第４条、第４条の４、第５条の２及び第13条の規定は、地方公務員法第22条の４第１項又は第22条の５第１項の規定により採用された職員及び育児休業法第18条第１項又は任期付職員の採

（平成14年鳥取県条例第67号）第４条の規定により任期を定めて採用された職員については第４条、第４条の４、第５条の２及び第13条の規定は、それぞれ適用しない。	用等に関する条例（平成14年鳥取県条例第67号）第４条の規定により任期を定めて採用された職員には、適用しない。

（土地収用法等に基づく鑑定人及び参考人の旅費及び手当に関する条例の一部改正）

第６条　土地収用法等に基づく鑑定人及び参考人の旅費及び手当に関する条例（昭和38年鳥取県条例第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改　　正　　後	改　　正　　前
（手当の額） 第４条　略 ２　参考人の手当の額は、１日につき10,600円とする。	（手当の額） 第４条　略 ２　参考人の手当の額は、１日につき10,300円とする。

（企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第７条　企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年鳥取県条例第39号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改　　正　　後	改　　正　　前
（扶養手当） 第４条　略 ２　前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。 （１）　略 （２）　略 （３）　略 （４）　略	（扶養手当） 第４条　略 ２　前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。 （１）　配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。） （２）　略 （３）　略 （４）　略 （５）　略
（住居手当）	（住居手当）

第４条の３　住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に対して支給する。 （１）　略 （２）　第６条の２第１項又は第２項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が居住するための住宅（企業管理規程で定めるものを除く。）を借り受け、家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして企業管理規程で定めるもの	第４条の３　住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に対して支給する。 （１）　略 （２）　第６条の２第１項又は第２項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅（企業管理規程で定めるものを除く。）を借り受け、家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして企業管理規程で定めるもの
（単身赴任手当） 第６条の２　公署を異にする異動若しくは在勤する公署の移転又は新たにこの条例の適用を受けることとなった職員の当該適用に伴い、住所を移転し、父母の疾病その他の企業管理規程で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動若しくは公署の移転又は適用の直前の住	（単身赴任手当） 第６条の２　公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、住所を移転し、父母の疾病その他の企業管理規程で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居から当該異動又は公署の移転の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を

居から当該異動若しくは公署の移転又は適用の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して企業管理規程で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する公署に通勤することが、通勤距離等を考慮して企業管理規程で定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。	考慮して企業管理規程で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する公署に通勤することが、通勤距離等を考慮して企業管理規程で定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。
2　地方公務員法第22条の４第１項又は第22条の５第１項の規定による採用（同法の規定により退職した日の翌日におけるものに限る。）をされたことに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の企業管理規程で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該採用直前の住居から当該採用の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して企業管理規程で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員その他前項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があ	2　国家公務員（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第２条に規定する者をいう。）又は職員以外の地方公務員であった者から引き続きこの条例の適用を受ける職員となり、これに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の企業管理規程で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して企業管理規程で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員（任用の事情等を考慮して企業

ると認められるものとして企業管理規程で定める職員には、前項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。	管理規程で定める職員に限る。）その他前項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして企業管理規程で定める職員には、前項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。
（管理職員特別勤務手当） 第12条の２　管理職員特別勤務手当は、次に掲げる場合に支給する。 （１）　略 （２）　管理監督職員が、災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午後10時から翌日の午前５時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合	（管理職員特別勤務手当） 第12条の２　管理職員特別勤務手当は、次に掲げる場合に支給する。 （１）　略 （２）　管理監督職員が、災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前０時から午前５時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合
（定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外） 第18条の４　第４条、第５条及び第16条の規定は、地方公務員法第22条の４第１項又は第22条の５第１項の規定により採用された職	（定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外） 第18条の４　第４条、第４条の３、第５条、第７条の２及び第16条の規定は、地方公務員法第22条の４第１項又は第22条の５第１項

員には適用しない。	の規定により採用された職員には適用しない。

（病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第８条　病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成７年鳥取県条例第３号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改　　正　　後	改　　正　　前
（扶養手当） 第７条　略 ２　前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。 （１）　略 （２）　略	（扶養手当） 第７条　略 ２　前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。 （１）　配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。） （２）　略 （３）　略

（３）　略	（４）　略
（４）　略	（５）　略
（住居手当）	（住居手当）
第９条　住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に対して支給する。	第９条　住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に対して支給する。
（１）　略	（１）　略
（２）　第11条第１項又は第２項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が居住するための住宅（企業管理規程で定めるものを除く。）を借り受け、家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして企業管理規程で定めるもの	（２）　第11条第１項又は第２項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅（企業管理規程で定めるものを除く。）を借り受け、家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして企業管理規程で定めるもの
（単身赴任手当）	（単身赴任手当）
第11条　単身赴任手当は、公署を異にする異動若しくは在勤する公	第11条　単身赴任手当は、公署を異にする異動又は在勤する公署の

署の移転又は新たにこの条例の適用を受けることとなった職員の当該適用に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の企業管理規程で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動若しくは公署の移転又は適用の直前の住居から当該異動若しくは公署の移転又は適用の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して企業管理規程で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員に対して支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する公署に通勤することが、通勤距離等を考慮して企業管理規程で定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。	移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の企業管理規程で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居から当該異動又は公署の移転の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して企業管理規程で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員に対して支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する公署に通勤することが、通勤距離等を考慮して企業管理規程で定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。
2　地方公務員法第22条の４第１項又は第22条の５第１項の規定による採用（同法の規定により退職した日の翌日におけるものに限る。）をされたことに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の企業管理規程で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該採用の直前の住居から	2　国家公務員（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第２条に規定する者をいう。）又は職員以外の地方公務員であった者から引き続きこの条例の適用を受ける職員となり、これに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の企業管理規程で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することと

当該採用の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して企業管理規程で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員その他前項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして企業管理規程で定める職員には、同項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。	なった職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して企業管理規程で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員（任用の事情等を考慮して企業管理規程で定める職員に限る。）その他前項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして企業管理規程で定める職員には、同項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。
（管理職員特別勤務手当） 第18条　管理職員特別勤務手当は、次に掲げる場合に支給する。 （１）　略 （２）　管理監督職員が、災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午後10時から翌日の午前５時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合	（管理職員特別勤務手当） 第18条　管理職員特別勤務手当は、次に掲げる場合に支給する。 （１）　略 （２）　管理監督職員が、災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前０時から午前５時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合

（定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外） 第25条　第６条から第８条まで及び第21条の規定は、地方公務員法第22条の４第１項又は第22条の５第１項の規定により採用された職員には適用しない。	（定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外） 第25条　第６条から第９条まで及び第21条の規定は、地方公務員法第22条の４第１項又は第22条の５第１項の規定により採用された職員には適用しない。

（任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正）

第９条　任期付研究員の採用等に関する条例（平成13年鳥取県条例第４号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改　正　後	改　正　前
（給与に関する特例） 第６条　第４条の規定により任期を定めて採用された職員（同条第１号に掲げる場合に係るものに限る。以下「第１号任期付研究員」という。）には、次の給料表を適用する。	（給与に関する特例） 第６条　第４条の規定により任期を定めて採用された職員（同条第１号に掲げる場合に係るものに限る。以下「第１号任期付研究員」という。）には、次の給料表を適用する。
号　給 | 給料月額	号　給 | 給料月額

1	414,600円
2	475,700円
3	538,800円
4	621,900円
5	723,100円
6	825,200円

2　第４条の規定により任期を定めて採用された職員（同条第２号に掲げる場合に係るものに限る。以下「第２号任期付研究員」という。）には、次の給料表を適用する。

号　給	給料月額
1	346,500円
2	382,600円
3	410,600円

３～７　略

1	402,000円
2	461,000円
3	522,000円
4	603,000円
5	701,000円
6	800,000円

2　第４条の規定により任期を定めて採用された職員（同条第２号に掲げる場合に係るものに限る。以下「第２号任期付研究員」という。）には、次の給料表を適用する。

号　給	給料月額
1	336,000円
2	371,000円
3	398,000円

３～７　略

（給与条例の適用除外等） 第７条　略 ２　略 ３　第１号任期付研究員及び第２号任期付研究員に対する給与条例第３条の２、第16条の３第１項及び第16条の４第２項の規定の適用については、給与条例第３条の２中「この条例」とあるのは「この条例及び任期付研究員の採用等に関する条例（平成13年鳥取県条例第４号。以下「任期付研究員条例」という。）第６条の規定」と、給与条例第16条の３第１項中「第７条の２第１項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員のうち管理又は監督の複雑、困難及び責任の度が高い職員として人事委員会規則で定める職員（次項において「管理監督職員」という。）」とあるのは「任期付研究員条例第６条第１項に規定する第１号任期付研究員」と、給与条例第16条の４第２項中「100分の127.5」とあるのは「100分の175」とする。	（給与条例の適用除外等） 第７条　略 ２　略 ３　第１号任期付研究員及び第２号任期付研究員に対する給与条例第３条の２、第16条の３第１項及び第16条の４第２項の規定の適用については、給与条例第３条の２中「この条例」とあるのは「この条例及び任期付研究員の採用等に関する条例（平成13年鳥取県条例第４号。以下「任期付研究員条例」という。）第６条の規定」と、給与条例第16条の３第１項中「第７条の２第１項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員のうち管理又は監督の複雑、困難及び責任の度が高い職員として人事委員会規則で定める職員（次項において「管理監督職員」という。）」とあるのは「任期付研究員条例第６条第１項に規定する第１号任期付研究員」と、給与条例第16条の４第２項中「100分の122.5」とあるのは「100分の160」とする。

第10条　任期付研究員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改　　正　　後	改　　正　　前
（給与条例の適用除外等） 第７条　略 ２　略 ３　第１号任期付研究員及び第２号任期付研究員に対する給与条例第３条の２、第16条の３第１項及び第16条の４第２項の規定の適用については、給与条例第３条の２中「この条例」とあるのは「この条例及び任期付研究員の採用等に関する条例（平成13年鳥取県条例第４号。以下「任期付研究員条例」という。）第６条の規定」と、給与条例第16条の３第１項中「第７条の２第１項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員のうち管理	（給与条例の適用除外等） 第７条　略 ２　略 ３　第１号任期付研究員及び第２号任期付研究員に対する給与条例第３条の２、第16条の３第１項及び第16条の４第２項の規定の適用については、給与条例第３条の２中「この条例」とあるのは「この条例及び任期付研究員の採用等に関する条例（平成13年鳥取県条例第４号。以下「任期付研究員条例」という。）第６条の規定」と、給与条例第16条の３第１項中「第７条の２第１項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員のうち管理

又は監督の複雑、困難及び責任の度が高い職員として人事委員会規則で定める職員（次項において「管理監督職員」という。）」とあるのは「任期付研究員条例第６条第１項に規定する第１号任期付研究員」と、給与条例第16条の４第２項中「100分の125」とあるのは「100分の167.5」とする。	又は監督の複雑、困難及び責任の度が高い職員として人事委員会規則で定める職員（次項において「管理監督職員」という。）」とあるのは「任期付研究員条例第６条第１項に規定する第１号任期付研究員」と、給与条例第16条の４第２項中「100分の127.5」とあるのは「100分の175」とする。

（任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）

第11条　任期付職員の採用等に関する条例（平成14年鳥取県条例第67号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改　　正　　後	改　　正　　前
（給与に関する特例） 第７条　第２条第１項の規定により任期を定めて採用された職員（企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年鳥取県条例第39号）第１条及び病院局企業職員の給与の種類及び	（給与に関する特例） 第７条　第２条第１項の規定により任期を定めて採用された職員（企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年鳥取県条例第39号）第１条及び病院局企業職員の給与の種類及び

基準に関する条例（平成７年鳥取県条例第３号）第１条に規定する企業職員を除く。以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。

号　給	給料月額
1	392,600円
2	440,700円
3	492,700円
4	555,800円
5	635,000円
6	741,100円
7	865,300円

２～６　略

（給与条例の適用除外等）

第８条　略

基準に関する条例（平成７年鳥取県条例第３号）第１条に規定する企業職員を除く。以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。

号　給	給料月額
1	380,000円
2	427,000円
3	477,000円
4	539,000円
5	615,000円
6	718,000円
7	839,000円

２～６　略

（給与条例の適用除外等）

第８条　略

２　特定任期付職員に対する給与条例第３条の２、第16条の３第１項及び第16条の４第２項の規定の適用については、給与条例第３条の２中「この条例」とあるのは「この条例及び任期付職員の採用等に関する条例（平成14年鳥取県条例第67号。以下「任期付職員条例」という。）第７条の規定」と、給与条例第16条の３第１項中「第７条の２第１項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員のうち管理又は監督の複雑、困難及び責任の度が高い職員として人事委員会規則で定める職員（次項において「管理監督職員」という。）」とあるのは「任期付職員条例第７条第１項に規定する特定任期付職員」と、給与条例第16条の４第２項中「100分の127.5」とあるのは「100分の175」とする。	２　特定任期付職員に対する給与条例第３条の２、第16条の３第１項及び第16条の４第２項の規定の適用については、給与条例第３条の２中「この条例」とあるのは「この条例及び任期付職員の採用等に関する条例（平成14年鳥取県条例第67号。以下「任期付職員条例」という。）第７条の規定」と、給与条例第16条の３第１項中「第７条の２第１項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員のうち管理又は監督の複雑、困難及び責任の度が高い職員として人事委員会規則で定める職員（次項において「管理監督職員」という。）」とあるのは「任期付職員条例第７条第１項に規定する特定任期付職員」と、給与条例第16条の４第２項中「100分の122.5」とあるのは「100分の160」とする。

第12条　任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改　正　後	改　正　前

（給与条例の適用除外等） 第８条　略 ２　特定任期付職員に対する給与条例第３条の２、第16条の３第１項及び第16条の４第２項の規定の適用については、給与条例第３条の２中「この条例」とあるのは「この条例及び任期付職員の採用等に関する条例（平成14年鳥取県条例第67号。以下「任期付職員条例」という。）第７条の規定」と、給与条例第16条の３第１項中「第７条の２第１項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員のうち管理又は監督の複雑、困難及び責任の度が高い職員として人事委員会規則で定める職員（次項において「管理監督職員」という。）」とあるのは「任期付職員条例第７条第１項に規定する特定任期付職員」と、給与条例第16条の４第２項中「100分の125」とあるのは「100分の167.5」とする。	（給与条例の適用除外等） 第８条　略 ２　特定任期付職員に対する給与条例第３条の２、第16条の３第１項及び第16条の４第２項の規定の適用については、給与条例第３条の２中「この条例」とあるのは「この条例及び任期付職員の採用等に関する条例（平成14年鳥取県条例第67号。以下「任期付職員条例」という。）第７条の規定」と、給与条例第16条の３第１項中「第７条の２第１項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員のうち管理又は監督の複雑、困難及び責任の度が高い職員として人事委員会規則で定める職員（次項において「管理監督職員」という。）」とあるのは「任期付職員条例第７条第１項に規定する特定任期付職員」と、給与条例第16条の４第２項中「100分の127.5」とあるのは「100分の175」とする。

（鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例の一部改正）

第13条　鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例（平成19年鳥取県条例第38号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改　　正　　後	改　　正　　前
（知事、副知事、教育長及び常勤の監査委員の給与） 第２条　略 ２・３　略 ４　第１項に規定する者の受ける期末手当の額は、給料月額の100分の145に相当する額に、６月に支給する場合においては100分の147、12月に支給する場合においては100分の162を乗じて得た額に、６月１日又は12月１日以前６月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、一般職給与条例第16条の４第２項の表に定める割合を乗じて得た額とする。 ５　略	（知事、副知事、教育長及び常勤の監査委員の給与） 第２条　略 ２・３　略 ４　第１項に規定する者の受ける期末手当の額は、給料月額の100分の145に相当する額に100分の147を乗じて得た額に、６月１日又は12月１日以前６月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、一般職給与条例第16条の４第２項の表に定める割合を乗じて得た額とする。 ５　略

別表第１（第２条、第４条関係）

区分		報酬又は給料の額
知事		月額　1,200,000円
副知事		月額　945,000円
教育長		月額775,000円を超えない範囲内において知事が定める額
教育委員会の委員		月額　164,000円
選挙管理委員会の委員	委員長	日額　27,300円
	委員	日額　23,100円
監査委員	常勤の監査委員	月額576,000円を超えない範囲内において知事が定める額
	非常勤　議会の議員のうちから選任	月額　92,800円

別表第１（第２条、第４条関係）

区分		報酬又は給料の額
知事		月額　1,165,000円
副知事		月額　917,000円
教育長		月額752,000円を超えない範囲内において知事が定める額
教育委員会の委員		月額　159,000円
選挙管理委員会の委員	委員長	日額　26,500円
	委員	日額　22,400円
監査委員	常勤の監査委員	月額559,000円を超えない範囲内において知事が定める額
	非常勤　議会の議員のうちから選任	月額　90,100円

	の監査委員	された監査委員	
		識見を有する者のうちから選任された監査委員	月額　239,000円
人事委員会の委員	委員長		月額　200,000円
	委員		月額　164,000円
労働委員会の委員	会長		月額　200,000円
	公益委員		月額　164,000円
	使用者委員及び労働者委員		月額　141,000円
収用委員	会長		日額　27,300円

	の監査委員	された監査委員	
		識見を有する者のうちから選任された監査委員	月額　232,000円
人事委員会の委員	委員長		月額　194,000円
	委員		月額　159,000円
労働委員会の委員	会長		月額　194,000円
	公益委員		月額　159,000円
	使用者委員及び労働者委員		月額　137,000円
収用委員	会長		日額　26,500円

会の委員	委員	日額　23,100円
海区漁業調整委員会の委員	会長	日額　17,800円
	委員	日額　15,800円
内水面漁場管理委員会の委員	会長	日額　17,800円
	委員	日額　15,800円
公安委員会の委員	委員長	月額　200,000円
	委員	月額　164,000円
専門委員		日額　15,800円以内
附属機関（鳥取県男女共同参画推進員を除く。）の委員その他の構成員		日額　10,600円以内
鳥取県男女共同参画推進員		日額　15,800円

会の委員	委員	日額　22,400円
海区漁業調整委員会の委員	会長	日額　17,300円
	委員	日額　15,300円
内水面漁場管理委員会の委員	会長	日額　17,300円
	委員	日額　15,300円
公安委員会の委員	委員長	月額　194,000円
	委員	月額　159,000円
専門委員		日額　15,300円以内
附属機関（鳥取県男女共同参画推進員を除く。）の委員その他の構成員		日額　10,300円以内
鳥取県男女共同参画推進員		日額　15,300円

略	略

第14条　鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（知事、副知事、教育長及び常勤の監査委員の給与） 第２条　略 ２・３　略 ４　第１項に規定する者の受ける期末手当の額は、給料月額の100分の145に相当する額に100分の154.5を乗じて得た額に、６月１日又は12月１日以前６月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、一般職給与条例第16条の４第２項の表に定める割合を乗じて得た額とする。	（知事、副知事、教育長及び常勤の監査委員の給与） 第２条　略 ２・３　略 ４　第１項に規定する者の受ける期末手当の額は、給料月額の100分の145に相当する額に、６月に支給する場合においては100分の147、12月に支給する場合においては100分の162を乗じて得た額に、６月１日又は12月１日以前６月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、一般職給与条例第16条の４第２項の表に定める割合を乗じて得た額とする。

５　略	５　略

（職員の定年の引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正）

第15条　職員の定年の引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例（令和４年鳥取県条例第26号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改　正　後	改　正　前
附　則	附　則
第19条　新条例第４条第３項から第10項まで、第７条の３から第９条まで、第９条の３、第11条の４、第11条の５及び第16条の９の規定は、暫定再任用職員には、適用しない。	第19条　新条例第４条第３項から第10項まで、第７条の３から第９条まで、第９条の３<u>、第９条の５</u>、第11条の４、第11条の５<u>、第11条の９</u>及び第16条の９の規定は、暫定再任用職員には、適用しない。
（現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正に伴う経	（現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正に伴う経

過措置） 第22条　第７条の規定による改正後の現業職員の給与の種類及び基準に関する条例第４条及び第13条の規定は、暫定再任用職員には適用しない。	過措置） 第22条　第７条の規定による改正後の現業職員の給与の種類及び基準に関する条例第４条、第４条の４、第５条の２及び第13条の規定は、暫定再任用職員には適用しない。
（企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正に伴う経過措置） 第23条　第８条の規定による改正後の企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第４条、第５条及び第16条の規定は、暫定再任用職員には適用しない。	（企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正に伴う経過措置） 第23条　第８条の規定による改正後の企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第４条、第４条の３、第５条、第７条の２及び第16条の規定は、暫定再任用職員には適用しない。
（病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正に伴う経過措置） 第28条　第14条の規定による改正後の病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第６条から第８条まで及び第21条の規定	（病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正に伴う経過措置） 第28条　第14条の規定による改正後の病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第６条から第９条まで及び第21条の規定

は、暫定再任用職員には適用しない。	は、暫定再任用職員には適用しない。

附　則

（施行期日等）

1　この条例は、公布の日から施行する。ただし、第３条から第８条まで、第10条及び第12条の規定、第13条中鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例（以下「知事等条例」という。）別表第１の改正規定（知事等条例第２条第１項に規定する職員以外の職員に係る部分に限る。）並びに第14条及び第15条並びに附則第５項から第13項までの規定は、令和７年４月１日から施行する。

（給与改定に伴う在職者の給与の調整）

2　この条例の施行の際現に職員（職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）第３条に掲げる給料表の適用を受ける職員及び給与条例第16条の14の規定の適用を受ける会計年度任用職員をいい、任用の実情を考慮し当該職員に準ずる取扱いをすることが適当と認める者として人事委員会が定めるものを含む。）である者及び任期付研究員の採用等に関する条例（以下「任期付研究員条例」という。）第６条、任期付職員の採用等に関する条例（以下「任期付職員条例」という。）第７条又は知事等条例第２条若しくは第４条の規定の適用を受ける職員については、第１条及び第２条の規定による改正後の給与条例（次項において「令和６年改正給与条例」という。）の規定、第９条の規定による改正後の任期付研究員条例（次項において「改正後の任期付研究員条例」という。）の規定、第11条の規定による改正後の任期付職員条例（次項において「改正後の任期付職員条例」という。）の規定並びに第13条の規定による改正後の知事等条例（次項において「改正後の知事等条例」という。）の規定（第２条第４項の規定及び別表第１の規定（知事等条例第２条第１項に規定する職員に係る

部分に限る。）に限る。）は、令和６年４月１日から適用する。

（給与の内払）

３　令和６年改正給与条例、改正後の任期付研究員条例、改正後の任期付職員条例又は改正後の知事等条例の規定を適用する場合においては、第１条及び第２条の規定による改正前の給与条例、第９条の規定による改正前の任期付研究員条例、第11条の規定による改正前の任期付職員条例又は第13条の規定による改正前の知事等条例の規定（第２条第４項の規定及び別表第１の規定（知事等条例第２条第１項に規定する職員に係る部分に限る。）に限る。）に基づいて支給された給与は、それぞれ令和６年改正給与条例、改正後の任期付研究員条例、改正後の任期付職員条例又は改正後の知事等条例の規定による給与の内払とみなす。

（切替日前の異動者の号給の調整）

４　令和６年４月１日（以下この項において「第１切替日」という。）前又は令和７年４月１日（以下この項から附則第７項までにおいて「第２切替日」という。）前に職務の級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の第１切替日又は第２切替日における号給については、その者が第１切替日又は第２切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（号給の切替え）

５　第２切替日の前日から引き続き在職する職員であって同日においてその者が属していた職務の級が附則別表に掲げられているものの第２切替日における号給は、第２切替日の前日においてその者が属していた職務の級に応じ、旧号給欄に掲げるその者が受けていた号給に対応する同表の新号給欄に定める号給とする。

6　第２切替日前に退職をした職員に係る給与条例第４条第11項並びに職員の定年の引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例附則第13条及び第15条の規定の適用については、当該職員が退職した日を第２切替日の前日とみなして前項の規定を適用して切り替えられた号給を当該職員の退職をした日の号給とみなす。

7　第２切替日前に、60歳に達した日後における最初の４月１日までの地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の２第４項に規定する他の職への降任等をされた職員に係る給与条例第４条第11項並びに職員の定年の引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例附則第13条及び第15条の規定の適用については、当該職員が降任等をされた日を第２切替日とみなして附則第５項の規定を適用して切り替えられた号給を当該職員の降任等をされた日の前日の号給とみなす。

（扶養手当に関する経過措置）

8　第３条及び第４条の規定による改正後の給与条例（以下「令和７年改正給与条例」という。）第８条の規定にかかわらず、行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が７級以下であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員に対して、配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とみなして、令和８年３月31日までの間、月額3,000円の扶養手当を支給する。この場合において、令和７年改正給与条例第９条の適用については、当該配偶者は扶養親族たる父母等に含まれるものとみなす。

9　令和８年３月31日までの間、令和７年改正給与条例第８条第３項第２号中「13,000円」とあるのは、「11,500円」と読み替えるものとする。

10　第７条の規定による改正後の企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第４条及び第８条の規定による改正後の病院局企業職

員の給与の種類及び基準に関する条例第７条の規定にかかわらず、行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が７級以下であるものに相当するものとして企業管理規程で定める職員に対して、配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とみなして、令和８年３月31日までの間、扶養手当を支給する。

（地域手当に関する経過措置）

11　令和10年３月31日までの間における地域手当の級地の区分及び支給割合については、令和７年改正給与条例第９条の２第２項の規定にかかわらず、人事委員会規則で定める級地の区分に応じて、100分の20を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合とする。

（通勤手当に関する経過措置）

12　第３条、第５条、第７条、第８条、第10条及び第12条の規定（以下「令和７年改正規定」という。）の施行の際現に職員（給与条例第３条に掲げる給料表の適用を受ける職員をいい、任用の実情を考慮し当該職員に準ずる取扱いをすることが適当と認める者として人事委員会が定めるものを含む。）である者又は現業職員の給与の種類及び基準に関する条例第３条、企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第３条、病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第３条、任期付研究員条例第６条若しくは任期付職員条例第７条の適用を受ける職員であって、第３条の規定による給与条例第10条の規定の改正により新たに通勤手当の支給を受けることとなる職員との権衡上必要があると認められるものには、通勤手当を支給する。

（単身赴任手当に関する経過措置）

13　令和７年改正規定の施行の際現に職員（給与条例第３条に掲げる給料表の適用を受ける職員をいい、任用の実情を考慮し当該職員に準

ずる取扱いをすることが適当と認める者として人事委員会が定めるものを含む。）である者又は現業職員の給与の種類及び基準に関する条例第３条、企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第３条、病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第３条、任期付研究員条例第６条若しくは任期付職員条例第７条の規定の適用を受ける職員であって、第３条の規定による給与条例第10条の２の規定の改正、第５条の規定による現業職員の給与の種類及び基準に関する条例第４条の６の規定の改正、第７条の規定による企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第６条の２の規定の改正又は第８条の規定による病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第11条の規定の改正により新たに単身赴任手当の支給を受けることとなる職員との権衡上必要があると認められるものには、単身赴任手当を支給する。

（人事委員会への委任）

14　附則第３項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

（調整規定）

15　この条例及び指導教諭の職の設置に伴う関係条例の整備に関する条例（令和６年鳥取県条例第　　号）に同一の規定についての改正規定がある場合において、当該改正規定が同一の日に施行されるときは当該条例の規定は、この条例によってまず改正され、次いで指導教諭の職の設置に伴う関係条例の整備に関する条例によって改正されるものとする。

附則別表（附則第５項関係）

ア　行政職給料表の適用を受ける職員

旧号給	新号給						
	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1	1
6	2	1	1	1	1	1	1
7	3	1	1	1	1	1	1
8	4	1	1	1	1	1	1
9	5	1	1	1	1	1	1
10	6	2	2	1	1	1	1
11	7	3	3	1	1	1	1
12	8	4	4	1	1	1	1
13	9	5	5	1	1	1	1

14	10	6	6	2	1	1	1
15	11	7	7	3	1	1	1
16	12	8	8	4	1	1	1
17	13	9	9	5	1	1	1
18	14	10	10	6	2	1	2
19	15	11	11	7	3	1	2
20	16	12	12	8	4	1	2
21	17	13	13	9	5	1	2
22	18	14	14	10	6	1	2
23	19	15	15	11	7	1	3
24	20	16	16	12	8	2	3
25	21	17	17	13	9	2	3
26	22	18	18	14	10	2	3
27	23	19	19	15	11	2	4
28	24	20	20	16	12	3	4

29	25	21	21	17	13	3	4
30	26	22	22	18	14	3	4
31	27	23	23	19	15	3	5
32	28	24	24	20	16	3	5
33	29	25	25	21	17	3	5
34	30	26	26	22	18	4	
35	31	27	27	23	19	4	
36	32	28	28	24	20	4	
37	33	29	29	25	21	4	
38	34	30	30	26	22	4	
39	35	31	31	27	23	4	
40	36	32	32	28	24	4	
41	37	33	33	29	25	4	
42	38	34	34	30	26		
43	39	35	35	31	27		

44	40	36	36	32	28		
45	41	37	37	33	29		
46	42	38	38	34	30		
47	43	39	39	35	31		
48	44	40	40	36	32		
49	45	41	41	37	33		
50	46	42	42	38	34		
51	47	43	43	39	35		
52	48	44	44	40	36		
53	49	45	45	41	37		
54	50	46	46	42			
55	51	47	47	43			
56	52	48	48	44			
57	53	49	49	45			
58	54	50	50	46			

59	55	51	51	47			
60	56	52	52	48			
61	57	53	53	49			
62	58	54	54	50			
63	59	55	55	51			
64	60	56	56	52			
65	61	57	57	53			
66	62	58	58	54			
67	63	59	59	55			
68	64	60	60	56			
69	65	61	61	57			
70	66	62	62	58			
71	67	63	63	59			
72	68	64	64	60			
73	69	65	65	61			

74	70	66	66	62			
75	71	67	67	63			
76	72	68	68	64			
77	73	69	69	65			
78	74	70	70	66			
79	75	71	71	67			
80	76	72	72	68			
81	77	73	73	69			
82	78	74	74				
83	79	75	75				
84	80	76	76				
85	81	77	77				
86	82	78	78				
87	83	79	79				
88	84	80	80				

89	85	81	81				
90	86	82	82				
91	87	83	83				
92	88	84	84				
93	89	85	85				
94	90						
95	91						
96	92						
97	93						
98	94						
99	95						
100	96						
101	97						
102	98						
103	99						

104	100						
105	101						
106	102						
107	103						
108	104						
109	105						
110	106						
111	107						
112	108						
113	109						
114	110						
115	111						
116	112						
117	113						

イ　公安職給料表の適用を受ける職員

旧号給	新号給					
	4級	5級	6級	7級	8級	9級
1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1
6	2	1	1	1	1	1
7	3	1	1	1	1	1
8	4	1	1	1	1	1
9	5	1	1	1	1	1
10	6	2	2	1	1	1
11	7	3	3	1	1	1
12	8	4	4	1	1	1
13	9	5	5	1	1	1

14	10	6	6	2	1	1
15	11	7	7	3	1	1
16	12	8	8	4	1	1
17	13	9	9	5	1	1
18	14	10	10	6	2	1
19	15	11	11	7	3	1
20	16	12	12	8	4	1
21	17	13	13	9	5	1
22	18	14	14	10	6	1
23	19	15	15	11	7	1
24	20	16	16	12	8	2
25	21	17	17	13	9	2
26	22	18	18	14	10	2
27	23	19	19	15	11	2
28	24	20	20	16	12	3

29	25	21	21	17	13	3
30	26	22	22	18	14	3
31	27	23	23	19	15	3
32	28	24	24	20	16	3
33	29	25	25	21	17	3
34	30	26	26	22	18	4
35	31	27	27	23	19	4
36	32	28	28	24	20	4
37	33	29	29	25	21	4
38	34	30	30	26	22	
39	35	31	31	27	23	
40	36	32	32	28	24	
41	37	33	33	29	25	
42	38	34	34	30	26	
43	39	35	35	31	27	

44	40	36	36	32	28	
45	41	37	37	33	29	
46	42	38	38	34	30	
47	43	39	39	35	31	
48	44	40	40	36	32	
49	45	41	41	37	33	
50	46	42	42	38	34	
51	47	43	43	39	35	
52	48	44	44	40	36	
53	49	45	45	41	37	
54	50	46	46	42	38	
55	51	47	47	43	39	
56	52	48	48	44	40	
57	53	49	49	45	41	
58	54	50	50	46		

59	55	51	51	47		
60	56	52	52	48		
61	57	53	53	49		
62	58	54	54	50		
63	59	55	55	51		
64	60	56	56	52		
65	61	57	57	53		
66	62	58	58	54		
67	63	59	59	55		
68	64	60	60	56		
69	65	61	61	57		
70	66	62	62	58		
71	67	63	63	59		
72	68	64	64	60		
73	69	65	65	61		

74	70	66	66	62		
75	71	67	67	63		
76	72	68	68	64		
77	73	69	69	65		
78	74	70	70	66		
79	75	71	71	67		
80	76	72	72	68		
81	77	73	73	69		
82	78	74	74			
83	79	75	75			
84	80	76	76			
85	81	77	77			
86	82		78			
87	83		79			
88	84		80			

89	85		81			
90	86		82			
91	87		83			
92	88		84			
93	89		85			
94	90					
95	91					
96	92					
97	93					
98	94					
99	95					
100	96					
101	97					
102	98					
103	99					

104	100					
105	101					
106	102					
107	103					
108	104					
109	105					
110	106					
111	107					
112	108					
113	109					
114	110					
115	111					
116	112					
117	113					
118	114					

119	115					
120	116					
121	117					
122	118					
123	119					
124	120					
125	121					

ウ　教育職給料表（１）の適用を受ける職員

旧号給	新号給		
	特２級	３級	４級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1

6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	2	1	1
15	3	1	1
16	4	1	1
17	5	1	1
18	6	2	2
19	7	3	3
20	8	4	4

21	9	5	5
22	10	6	6
23	11	7	7
24	12	8	8
25	13	9	9
26	14	10	10
27	15	11	11
28	16	12	12
29	17	13	13
30	18	14	14
31	19	15	15
32	20	16	16
33	21	17	17
34	22	18	18
35	23	19	19

36	24	20	20
37	25	21	21
38	26	22	22
39	27	23	23
40	28	24	24
41	29	25	25
42	30	26	26
43	31	27	27
44	32	28	28
45	33	29	29
46	34	30	30
47	35	31	31
48	36	32	32
49	37	33	33
50	38	34	

51	39	35	
52	40	36	
53	41	37	
54	42	38	
55	43	39	
56	44	40	
57	45	41	
58	46	42	
59	47	43	
60	48	44	
61	49	45	
62	50	46	
63	51	47	
64	52	48	
65	53	49	

66	54	50	
67	55	51	
68	56	52	
69	57	53	
70	58	54	
71	59	55	
72	60	56	
73	61	57	
74	62	58	
75	63	59	
76	64	60	
77	65	61	
78	66	62	
79	67	63	
80	68	64	

81	69	65	
82	70	66	
83	71	67	
84	72	68	
85	73	69	
86	74	70	
87	75	71	
88	76	72	
89	77	73	
90	78		
91	79		
92	80		
93	81		
94	82		
95	83		

96	84		
97	85		
98	86		
99	87		
100	88		
101	89		
102	90		
103	91		
104	92		
105	93		
106	94		
107	95		
108	96		
109	97		

エ　教育職給料表(２)の適用を受ける職員

旧号給	新号給		
	特２級	３級	４級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1

14	2	2	1
15	3	3	1
16	4	4	1
17	5	5	1
18	6	6	2
19	7	7	3
20	8	8	4
21	9	9	5
22	10	10	6
23	11	11	7
24	12	12	8
25	13	13	9
26	14	14	10
27	15	15	11
28	16	16	12

29	17	17	13
30	18	18	14
31	19	19	15
32	20	20	16
33	21	21	17
34	22	22	18
35	23	23	19
36	24	24	20
37	25	25	21
38	26	26	22
39	27	27	23
40	28	28	24
41	29	29	25
42	30	30	26
43	31	31	27

44	32	32	28
45	33	33	29
46	34	34	30
47	35	35	31
48	36	36	32
49	37	37	33
50	38	38	
51	39	39	
52	40	40	
53	41	41	
54	42	42	
55	43	43	
56	44	44	
57	45	45	
58	46	46	

59	47	47	
60	48	48	
61	49	49	
62	50	50	
63	51	51	
64	52	52	
65	53	53	
66	54	54	
67	55	55	
68	56	56	
69	57	57	
70	58	58	
71	59	59	
72	60	60	
73	61	61	

74	62	62	
75	63	63	
76	64	64	
77	65	65	
78	66	66	
79	67	67	
80	68	68	
81	69	69	
82	70	70	
83	71	71	
84	72	72	
85	73	73	
86	74	74	
87	75	75	
88	76	76	

89	77	77	
90	78	78	
91	79	79	
92	80	80	
93	81	81	
94	82	82	
95	83	83	
96	84	84	
97	85	85	
98	86	86	
99	87	87	
100	88	88	
101	89	89	
102	90	90	
103	91	91	

104	92	92	
105	93	93	
106	94		
107	95		
108	96		
109	97		

オ　研究職給料表の適用を受ける職員

旧号給	新号給		
	３級	４級	５級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1

7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	2	1	1
11	3	1	1
12	4	1	1
13	5	1	1
14	6	1	1
15	7	1	1
16	8	1	1
17	9	1	1
18	10	2	1
19	11	3	1
20	12	4	1
21	13	5	2

22	14	6	2
23	15	7	2
24	16	8	2
25	17	9	3
26	18	10	3
27	19	11	3
28	20	12	3
29	21	13	4
30	22	14	4
31	23	15	4
32	24	16	4
33	25	17	5
34	26	18	5
35	27	19	5
36	28	20	5

37	29	21	6
38	30	22	6
39	31	23	6
40	32	24	6
41	33	25	7
42	34	26	7
43	35	27	7
44	36	28	7
45	37	29	8
46	38	30	8
47	39	31	8
48	40	32	8
49	41	33	8
50	42	34	9
51	43	35	9

52	44	36	9
53	45	37	9
54	46	38	9
55	47	39	9
56	48	40	10
57	49	41	10
58	50	42	10
59	51	43	10
60	52	44	10
61	53	45	10
62	54	46	10
63	55	47	11
64	56	48	11
65	57	49	11
66	58	50	

67	59	51	
68	60	52	
69	61	53	
70	62	54	
71	63	55	
72	64	56	
73	65	57	
74	66	58	
75	67	59	
76	68	60	
77	69	61	
78	70	62	
79	71	63	
80	72	64	
81	73	65	

82	74		
83	75		
84	76		
85	77		
86	78		
87	79		
88	80		
89	81		
90	82		
91	83		
92	84		
93	85		
94	86		
95	87		
96	88		

97	89		
98	90		
99	91		
100	92		
101	93		

カ　医療職給料表（１）の適用を受ける職員

旧号給	新号給		
	２級	３級	４級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1

8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	2	1	1
15	3	1	1
16	4	1	1
17	5	1	1
18	6	2	1
19	7	3	1
20	8	4	1
21	9	5	1
22	10	6	1

23	11	7	1
24	12	8	1
25	13	9	1
26	14	10	1
27	15	11	1
28	16	12	1
29	17	13	1
30	18	14	1
31	19	15	1
32	20	16	1
33	21	17	1
34	22	18	1
35	23	19	1
36	24	20	1
37	25	21	1

38	26	22	2
39	27	23	2
40	28	24	2
41	29	25	2
42	30	26	3
43	31	27	3
44	32	28	3
45	33	29	3
46	34	30	4
47	35	31	4
48	36	32	4
49	37	33	4
50	38	34	4
51	39	35	5
52	40	36	5

53	41	37	5
54	42	38	
55	43	39	
56	44	40	
57	45	41	
58	46	42	
59	47	43	
60	48	44	
61	49	45	
62	50	46	
63	51	47	
64	52	48	
65	53	49	
66	54	50	
67	55	51	

68	56	52	
69	57	53	
70	58	54	
71	59	55	
72	60	56	
73	61	57	
74	62	58	
75	63	59	
76	64	60	
77	65	61	
78	66	62	
79	67	63	
80	68	64	
81	69	65	
82	70		

83	71		
84	72		
85	73		

キ　医療職給料表(２)の適用を受ける職員

旧号給	新号給				
	３級	４級	５級	６級	７級
1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1
6	2	2	1	1	1
7	3	3	1	1	1
8	4	4	1	1	1
9	5	5	1	1	1

10	6	6	2	1	1
11	7	7	3	1	1
12	8	8	4	1	1
13	9	9	5	1	1
14	10	10	6	2	1
15	11	11	7	3	1
16	12	12	8	4	1
17	13	13	9	5	1
18	14	14	10	6	2
19	15	15	11	7	3
20	16	16	12	8	4
21	17	17	13	9	5
22	18	18	14	10	6
23	19	19	15	11	7
24	20	20	16	12	8

25	21	21	17	13	9
26	22	22	18	14	10
27	23	23	19	15	11
28	24	24	20	16	12
29	25	25	21	17	13
30	26	26	22	18	14
31	27	27	23	19	15
32	28	28	24	20	16
33	29	29	25	21	17
34	30	30	26	22	18
35	31	31	27	23	19
36	32	32	28	24	20
37	33	33	29	25	21
38	34	34	30	26	22
39	35	35	31	27	23

40	36	36	32	28	24
41	37	37	33	29	25
42	38	38	34	30	26
43	39	39	35	31	27
44	40	40	36	32	28
45	41	41	37	33	29
46	42	42	38	34	
47	43	43	39	35	
48	44	44	40	36	
49	45	45	41	37	
50	46	46	42	38	
51	47	47	43	39	
52	48	48	44	40	
53	49	49	45	41	
54	50	50	46	42	

55	51	51	47	43	
56	52	52	48	44	
57	53	53	49	45	
58	54	54	50	46	
59	55	55	51	47	
60	56	56	52	48	
61	57	57	53	49	
62	58	58	54	50	
63	59	59	55	51	
64	60	60	56	52	
65	61	61	57	53	
66	62	62	58		
67	63	63	59		
68	64	64	60		
69	65	65	61		

70	66	66	62		
71	67	67	63		
72	68	68	64		
73	69	69	65		
74	70	70	66		
75	71	71	67		
76	72	72	68		
77	73	73	69		
78	74	74	70		
79	75	75	71		
80	76	76	72		
81	77	77	73		
82	78	78	74		
83	79	79	75		
84	80	80	76		

85	81	81	77		
86	82	82			
87	83	83			
88	84	84			
89	85	85			
90	86	86			
91	87	87			
92	88	88			
93	89	89			
94	90	90			
95	91	91			
96	92	92			
97	93	93			
98	94	94			
99	95	95			

100	96	96			
101	97	97			
102	98	98			
103	99	99			
104	100	100			
105	101	101			
106	102	102			
107	103	103			
108	104	104			
109	105	105			
110	106				
111	107				
112	108				
113	109				
114	110				

115	111				
116	112				
117	113				
118	114				
119	115				
120	116				
121	117				
122	118				
123	119				
124	120				
125	121				

ク　医療職給料表（３）の適用を受ける職員

旧号給	新号給				
	３級	４級	５級	６級	７級
1	1	1	1	1	1

2	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1
6	2	2	1	1	1
7	3	3	1	1	1
8	4	4	1	1	1
9	5	5	1	1	1
10	6	6	2	1	1
11	7	7	3	1	1
12	8	8	4	1	1
13	9	9	5	1	1
14	10	10	6	2	1
15	11	11	7	3	1
16	12	12	8	4	1

17	13	13	9	5	1
18	14	14	10	6	2
19	15	15	11	7	3
20	16	16	12	8	4
21	17	17	13	9	5
22	18	18	14	10	6
23	19	19	15	11	7
24	20	20	16	12	8
25	21	21	17	13	9
26	22	22	18	14	10
27	23	23	19	15	11
28	24	24	20	16	12
29	25	25	21	17	13
30	26	26	22	18	14
31	27	27	23	19	15

32	28	28	24	20	16
33	29	29	25	21	17
34	30	30	26	22	18
35	31	31	27	23	19
36	32	32	28	24	20
37	33	33	29	25	21
38	34	34	30	26	22
39	35	35	31	27	23
40	36	36	32	28	24
41	37	37	33	29	25
42	38	38	34	30	26
43	39	39	35	31	27
44	40	40	36	32	28
45	41	41	37	33	29
46	42	42	38	34	30

47	43	43	39	35	31
48	44	44	40	36	32
49	45	45	41	37	33
50	46	46	42	38	34
51	47	47	43	39	35
52	48	48	44	40	36
53	49	49	45	41	37
54	50	50	46	42	
55	51	51	47	43	
56	52	52	48	44	
57	53	53	49	45	
58	54	54	50	46	
59	55	55	51	47	
60	56	56	52	48	
61	57	57	53	49	

62	58	58	54	50	
63	59	59	55	51	
64	60	60	56	52	
65	61	61	57	53	
66	62	62	58	54	
67	63	63	59	55	
68	64	64	60	56	
69	65	65	61	57	
70	66	66	62		
71	67	67	63		
72	68	68	64		
73	69	69	65		
74	70	70	66		
75	71	71	67		
76	72	72	68		

77	73	73	69		
78	74	74	70		
79	75	75	71		
80	76	76	72		
81	77	77	73		
82	78	78	74		
83	79	79	75		
84	80	80	76		
85	81	81	77		
86	82	82	78		
87	83	83	79		
88	84	84	80		
89	85	85	81		
90	86	86	82		
91	87	87	83		

92	88	88	84		
93	89	89	85		
94	90	90			
95	91	91			
96	92	92			
97	93	93			
98	94	94			
99	95	95			
100	96	96			
101	97	97			
102	98	98			
103	99	99			
104	100	100			
105	101	101			
106	102	102			

107	103	103			
108	104	104			
109	105	105			
110	106	106			
111	107	107			
112	108	108			
113	109	109			
114	110				
115	111				
116	112				
117	113				
118	114				
119	115				
120	116				
121	117				

122	118				
123	119				
124	120				
125	121				
126	122				
127	123				
128	124				
129	125				

ケ　海事職給料表の適用を受ける職員

旧号給	新号給			
	1級	3級	4級	5級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1

5	1	1	1	1
6	1	2	1	1
7	1	3	1	1
8	1	4	1	1
9	1	5	1	1
10	2	6	2	1
11	3	7	3	1
12	4	8	4	1
13	5	9	5	1
14	6	10	6	2
15	7	11	7	3
16	8	12	8	4
17	9	13	9	5
18	10	14	10	6
19	11	15	11	7

20	12	16	12	8
21	13	17	13	9
22	14	18	14	10
23	15	19	15	11
24	16	20	16	12
25	17	21	17	13
26	18	22	18	14
27	19	23	19	15
28	20	24	20	16
29	21	25	21	17
30	22	26	22	18
31	23	27	23	19
32	24	28	24	20
33	25	29	25	21
34	26	30	26	22

35	27	31	27	23
36	28	32	28	24
37	29	33	29	25
38	30	34	30	26
39	31	35	31	27
40	32	36	32	28
41	33	37	33	29
42	34	38	34	30
43	35	39	35	31
44	36	40	36	32
45	37	41	37	33
46	38	42	38	34
47	39	43	39	35
48	40	44	40	36
49	41	45	41	37

50	42	46	42	38
51	43	47	43	39
52	44	48	44	40
53	45	49	45	41
54	46	50	46	42
55	47	51	47	43
56	48	52	48	44
57	49	53	49	45
58	50	54	50	46
59	51	55	51	47
60	52	56	52	48
61	53	57	53	49
62	54	58	54	50
63	55	59	55	51
64	56	60	56	52

65	57	61	57	53
66	58	62	58	54
67	59	63	59	55
68	60	64	60	56
69	61	65	61	57
70	62	66	62	58
71	63	67	63	59
72	64	68	64	60
73	65	69	65	61
74	66	70	66	
75	67	71	67	
76	68	72	68	
77	69	73	69	
78	70	74	70	
79	71	75	71	

80	72	76	72	
81	73	77	73	
82	74	78	74	
83	75	79	75	
84	76	80	76	
85	77	81	77	
86	78	82	78	
87	79	83	79	
88	80	84	80	
89	81	85	81	
90	82	86		
91	83	87		
92	84	88		
93	85	89		
94	86	90		

95	87	91		
96	88	92		
97	89	93		
98	90	94		
99	91	95		
100	92	96		
101	93	97		
102	94			
103	95			
104	96			
105	97			
106	98			
107	99			
108	100			
109	101			

110	102			
111	103			
112	104			
113	105			
114	106			
115	107			
116	108			
117	109			
118	110			
119	111			
120	112			
121	113			
122	114			
123	115			
124	116			

125	117			
126	118			
127	119			
128	120			
129	121			